

静岡県下水道防災計画

(別冊資料集)

令和7年 4月

静岡県下水道防災計画(別冊資料集)目次

上位防災関連協定等 (令和7年 4月現在)			
整理 番号	名 称	策 定 主 体	施行・締結日
5-1	災害時等の応援に関する協定書	中部9県1市	平成 19 年 7 月 26 日 (締結)
5-2	災害時等の相互応援に関する協定	関東地方知事会	平成 16 年 2 月 24 日 (締結)

下水道防災関連協定等 (令和7年 4月現在)				
整理 番号	名 称	施行・改定日	策 定 主 体	通 称 名
6-1	下水道事業における災害時支援に関するルール	令和5年 3月	日本下水道協会	全国 ルール
6-2	下水道事業における災害時支援に関するルールの解説	令和2年 12月	日本下水道協会	解説
6-3	下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール	令和4年 11月1日 (改正)	下水道事業災害時 中部ブロック連絡会	中部 ルール
6-4	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	平成 30 年 4月2日 (改正)	災害時支援 関東ブロック連絡会議	関東 ルール
6-5	静岡県下水道防災連絡会議会則	令和7年 4月1日 (改正)	静岡県下水道防災 連絡会議	連絡会議 会則
6-6	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 15 年 1 月 27 日 (締結) 令和6年 11 月 29 日 (改正)	静岡県都市住宅部長 社団法人 日本下水道管路管理業協会 中部支部静岡県部会	管路協 協定
6-7	前線基地候補箇所位置図 (参考)県内政令市の比較 的大規模な処理場位置図	令和7年 4月	静岡県下水道防災連絡 会議	前線基地

参 考 資 料			
整理 番号	項 目	引 用 文 献 等	発行・改訂日
7-1	用語の定義	下水道の地震対策マニュアル	2014 年版
7-2	地震震度と下水道施設被害	下水道の地震対策マニュアル	2014 年版
7-3	静岡県地域防災計画 地震対策編目次（下水道関連）	静岡県地域防災計画地震対策編	令和 7 年 4 月 (改訂)
7-4	災害時の仮設トイレ対応マニュアル	静岡県災害廃棄物処理計画	令和 2 年 7 月

参 考 文 献 等		
名 称	発行・改訂日	発 行 者
下水道の地震対策マニュアル	2014 年版	(社)日本下水道協会
下水道の地震対策マニュアル 別冊	2006 年版	(社)日本下水道協会
静岡県地域防災計画	令和 5 年 7 月	静岡県防災会議
下水道事業の手引	令和 6 年版	(株)日本下水道新聞社
下水道地震災害対応の手引き	平成 11 年 3 月	(社)北海道土木協会
下水道危機管理マニュアル 作成の手引き	平成 19 年 6 月	(社)日本下水道協会
ライフライン下水道の復旧を急げ!!	2005 年版	(社)日本下水道協会
下水道災害復旧の記録	平成 18 年 3 月	新潟県土木部都市局下水道課
下水道管路施設 災害復旧支援マニュアル	平成 17 年 11 月	(社)日本下水道管路管理業協会
福島県下水道防災計画	平成 9 年 1 月	福島県下水道防災連絡会議
埼玉県下水道震災対策計画	平成 9 年 3 月	埼玉県住宅都市部下水道課
静岡県下水道防災計画(旧)	平成 29 年 4 月	静岡県下水道防災連絡会議

災害時等の応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態

(応援県市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

- (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災縣市等の境界付近における必要な措置
- (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
- (4) 医療機関による傷病者の受入
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 各縣市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする縣市は、別に定める内容を明らかにして、他の縣市に要請するものとする。

2 各縣市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災縣市等から前条の要請がない場合、他の縣市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた縣市の負担とする。

- 2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援縣市の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災縣市等が、被災縣市等への往復の途中において生じたものについては、応援縣市が賠償の責めに任ずる。
- 4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災縣市等及び応援縣市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年 7月26日

富山県知事 石 井 隆 一

石川県知事 谷 本 正 憲

福井県知事 西 川 一 誠

長野県知事 村 井 仁

岐阜県知事 古 田 肇

静岡県知事 石 川 嘉 延

愛知県知事 神 田 真 秋

三重県知事 野 呂 昭 彦

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

名古屋市長 松 原 武 久

災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下、「都県」という。）において、地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県（以下、「被災都県」という。）の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項についてさだめる。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
 - イ 救出、医療、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資
 - ウ 救援及び救援活動に必要な車両、舟艇等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 救急及び応急復旧に必要な職員
 - イ ヘリコプターによる情報収集等
 - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん
- (3) 施設間又は業務の提供若しくはあっせん
 - ア 傷病者の受入れのための医療機関
 - イ 被災者を一時収容するための施設
 - ウ 火葬場、ゴミ、し尿処理業務
 - エ 仮設住宅用地
 - オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、蓄積に努めるものとする。

(応援都県・調整都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対して直接応援を都県（以下、「応援都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 都県は、複数の都県が被災し、応援都県が複数になる場合には、協議により、連絡調整の中心となる都県（以下、「調整都県」という。）を定めることができる。

3 発災時において、第1項に規定する応援都県、第2項に規定する調整都県及び被災都県に対し必要に応じて応援する都県（以下、「協定都県」という。）を設置した場合には、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事会（以下、「幹事都県」という。）は、この旨をただちに都県に通報するものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文章を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の機関

(6) 要請担当責任者氏名及び連絡先

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出勤)

第6条 災害が発生し、被災都県と連絡が取れない場合、他の都県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的な情報収集を行い、その情報を被災都県及び他の都県に提供するものとする。

2 前項の情報等による応援が必要と認められたときは、応援都県及び協力都県は、調整の上、自主的に応援活動に出勤できるものとする。

3 応援都県は、前項による自主出勤を実施した際には、被災都県に対して、出勤の連絡を行うものとする。

4 応援都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第7条 都県は、災害時における他の都県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めておくものとする。

(応援に伴う車両等の誘導)

第8条 被災都県及び応援のために出勤する車両等が通行する都県は、応援車両等の誘導に可能な限り努めるものとする。

なお、応援都県は、通過時間、ルート等を関係都県に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。

3 自主出勤による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(訓練の実施)

第10条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第11条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年2月24日

東京都知事	石原慎太郎	千葉県知事	堂本暁子
茨城県知事	橋本 昌	神奈川県知事	松沢成文
栃木県知事	福田昭夫	山梨県知事	山本栄彦
群馬県知事	小寺弘之	静岡県知事	石川嘉延
埼玉県知事	上田清司	長野県知事	田中康夫

下水道事業における災害時支援に関するルール

令和5年3月改定

公益社団法人 日本下水道協会

ま え が き

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震（前震：4 月 14 日 マグニチュード 6.5 最大震度 7、本震：4 月 16 日 マグニチュード 7.3 最大震度 7）は、平成 7 年阪神・淡路大震災、平成 16 年新潟県中越地震、平成 19 年新潟県中越沖地震、平成 23 年東日本大震災以来の甚大かつ広域的な被害を下水道施設に与えました。下水道施設については、管路の破損や下水処理場等の損傷が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けました。

被災した自治体に対しては、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われました。

熊本地震における発災後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体や支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、現行ルール（平成 24 年 6 月改定）を改善する必要があると判断し、「災害時支援に関する検討委員会」を 10 月 11 日、11 月 28 日の計 2 回開催し、本ルールの改定作業を進めてきたものです。

平成 28 年 12 月の主な改定内容は、支援調整隊の位置づけ、下水道対策本部の業務に「大都市ルール」との調整を追加、下水道対策本部の業務及び応援活動を行う際の安全への留意等について見直しを行いました。

その後、大都市ルールを所管している災害時支援大都市連絡会議では、南海トラフ地震発生時に大都市間の支援だけでは対応できない場合を想定し、本ルールへ支援要請する際の連携フロー案について検討し、令和 2 年 1 月の災害時支援大都市連絡会議で審議が行われました。この審議結果を踏まえ、本ルールの参考資料－1「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）に追加しました。

また、近年、気候変動の影響による豪雨災害が発生し、河川氾濫や内水氾濫により、広範囲の複数市町村の下水道施設が同時多発的に機能停止する事例が発生しており、このような大規模水害により下水道施設が被災した場合、特に中小市町村では下水道担当職員が少なく、下水道施設の早期機能確保が困難な状況となることが想定され、都道府県が率先して広域的な支援の調整役を担うことが期待されています。そこで国土交通省において、こうした場合において都道府県が主導して管内の被災市町村に対して支援を行うことを基本とし、支援を実施するにあたって考慮すべき事項を取りまとめた「大規模水害時における下水道機能の確保に向けた都道府県による支援の手引き」を作成し、「災害時支援に関する検討委員会」を令和 5 年 1 月及び 3 月に開催したうえで、本ルールの参考資料－7として手引きを追加しました。

本ルールは、全国の自治体や国、関連団体等が自助・共助の精神からなる災害時支援に係る基本的な枠組みであり、強制力はありませんが、官民が一体となって、災害時の支援に当たられる下水道関係者の総意のルールとして、支援全般を通して、より円滑かつ迅速な支援対応が可能となっていくことを期待しています。

併せて、今後、本ルールによって、平常時において支援及び受援体制等が構築され、大規模災害に備えていただければ幸いです。

令和 5 年 3 月

委員の構成

(順不同・敬称略)

(令和5年3月1日現在)

災害時支援に関する検討委員会

委員長	東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課長（統括課長）	和田 淳
委員	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室長	石崎 隆弘
〃	新潟県土木部都市局下水道課長	山内 孝信
〃	愛知県建設局下水道課課長補佐	藤城 正裕
〃	大阪府都市整備部下水道室事業課課長補佐（建設グループ長）	上 梶 勇一
〃	広島県土木建築局都市環境整備課長	後藤 裕司
〃	福岡県建築都市部下水道課課長技術補佐	中村 正次
〃	宮城県土木部都市計画課長	中嶋 吉則
〃	東京都下水道局計画調整部計画課長（統括課長）	内田 博之
〃	大阪市建設局下水道部事業計画担当課長	檜 山 幹
〃	神戸市建設局下水道部計画課長	寺岡 宏
〃	日本下水道事業団事業統括部調査役	引野 政弘
〃	（公財）日本下水道新技術機構研究第一部副部長	竹内 徹也
〃	（公社）全国上下水道コンサルタント協会調査課長	幡豆 英哉
〃	（一社）日本下水道施設業協会技術部長	堅田 智洋
〃	（一社）日本下水道施設管理業協会業務部長	岐部 賢治
〃	（公社）日本下水道管路管理業協会常務理事	井坂 昌博
〃	全国管工事業協同組合連合会専務理事	粕谷 明博
特別委員	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道事業調整官	堂 藺 洋昭

目 次

1. 下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総 則	1
第2章 平常時の対策	1
第3章 下水道対策本部	3
第4章 その他	7

2. 参考資料

参考資料－1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）	9
参考資料－2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」	13
参考資料－3 「災害対策基本法施行令」	17
参考資料－4 「災害対策基本法施行規則」	19
参考資料－5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」	20
参考資料－6 応援と派遣との法的関連図	30
参考資料－7 「大規模水害時における下水道機能の確保に向けた都道府県による 支援の手引き」	31

下水道事業における災害時支援に関するルールの解説	49
--------------------------------	----

「下水道事業における災害時支援に関するルール」

災害時支援に関する検討委員会

第1章 総 則

（目的）

第1条 下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

（大都市との支援に係る調整）

第2条 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

第2章 平常時の対策

（災害時支援ブロック連絡会議）

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国を次の各号に掲げる6ブロックに分けて災害時支援ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバーを置く。各ブロック内の都道府県のうち、括弧内はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロック（オブザーバーではないブロック）で対応するものとする。

（1）北海道・東北ブロック

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、（新潟県）

（2）関東ブロック

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、（長野県）、（静岡県）

（3）中部ブロック

新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、（福井県）、（滋賀県）

資料6-1

(4) 近畿ブロック

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、(三重県)、(徳島県)

(5) 中国・四国ブロック

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(6) 九州ブロック

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、(山口県)

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

(1) 国土交通省地方整備局、北海道開発局または内閣府沖縄総合事務局

(以下「地方整備局等」という。)

(2) 日本下水道事業団

(3) 都道府県(オブザーバーの県を含む。)

(4) ブロック内の大都市

(5) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市(以下「大都市窓口」という。)

(6) ブロック連絡会議で選出した市町村

(7) (公財) 日本下水道新技術機構

(8) (公社) 全国上下水道コンサルタント協会

(9) (一社) 日本下水道施設業協会

(10) (公社) 日本下水道管路管理業協会

(11) (一社) 日本下水道施設管理業協会

(12) 全国管工事業協同組合連合会

(13) (公社) 日本下水道協会

※(公財)は公益財団法人の略、(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

3 都道府県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 各ブロックに、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都道府県をもって充て、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができる。任期は幹事と同様とする。

2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。

(1) ブロック連絡会議幹事の選任に関すること。

(2) ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関すること。

(3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関すること。

(4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関すること。

(5) 第6条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関すること。

資料6-1

- (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リストの集計に関すること。
- (7) ブロック内の情報連絡等の訓練に関すること。
- (8) その他災害支援に必要な事項。

- 3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（以下「ブロックルール」という。）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。

（災害時支援全国代表者連絡会議）

第5条 下水道施設の被災時における支援活動に関する全国的な方策等を調整するために災害時支援全国代表者連絡会議（以下「全国代表者連絡会議」という。）を設置する。

- 2 全国代表者連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。なお、事務局は、（公社）日本下水道協会とする。
 - (1) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部
 - (2) 日本下水道事業団
 - (3) ブロック連絡会議幹事
 - (4) 大都市窓口
 - (5) 第3条第2項第7号から第13号に定める団体
- 3 全国代表者連絡会議は、原則として年1回開催し、以下の各号に掲げる事項について協議、調整する。
 - (1) 全国代表者連絡会議における連絡体制に関すること。
 - (2) ブロック間の連絡調整に関すること。
 - (3) その他災害支援に必要な事項。

第3章 下水道対策本部

（下水道対策本部の設置）

第6条 都道府県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
 - (3) その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- 2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都道府県に報告するものとする。

資料6-1

- 3 下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都道府県に支援要請を行うものとする。
- 4 都道府県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事及び地方整備局等を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。
- 5 下水道対策本部は、当該都道府県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難い場合は、その周辺に設置することができる。
- 6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員及び各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。
- 7 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第9条に基づく総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡するものとする。

(下水道対策本部の組織)

第7条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都道府県の下水道担当課長

(2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団の担当総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都道府県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長

オ (公社) 日本下水道協会

カ 第3条第2項第7号から第12号に定める団体が指名する者

キ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

(1) 被災した自治体を有するブロック（以下「被災したブロック」という。）以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

(2) 大都市窓口

(3) 災害時支援活動の経験を有する都市（以下「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

資料6-1

3 下水道対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

5 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

(下水道対策本部の業務)

第8条 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

- (1) 下水道対策本部の設置に関すること。
- (2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- (3) 支援計画の立案に関すること。
- (4) 大都市ルールとの調整に関すること。
- (5) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- (6) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- (7) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第12条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- (8) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
- (9) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- (10) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- (11) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
- (12) 下水道対策本部の解散に関すること。
- (13) その他支援の実施に必要な事項。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を追加するものとする。

- (1) 本部員の参加要請に関すること。
- (2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- (3) 大都市への支援調整に関すること。
- (4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

資料6-1

（国土交通省の役割）

第9条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

（支援体制の確立）

第10条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都道府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都道府県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第9条に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都道府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行うものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、第9条に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を經由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

（応援活動）

第11条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、（公社）日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

（前線基地）

第12条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理場等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

資料6-1

- 3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- 4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

第4章 その他

（被災した自治体の役割）

第13条 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

（費用負担の考え方）

第14条 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

（全国ルールの改定）

第15条 全国ルールの改定は、（公社）日本下水道協会に常設してある「災害時支援に関する検討委員会」で行い、改定した場合は、全国代表者連絡会議に報告するものとする。

（その他）

第16条 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を（公社）日本下水道協会に報告するものとする。

- 2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、（公社）日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- 3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都道府県は被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡するものとする。（公社）日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に周知し、各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等は、必要に応じて、その構成員に周知するものとする。

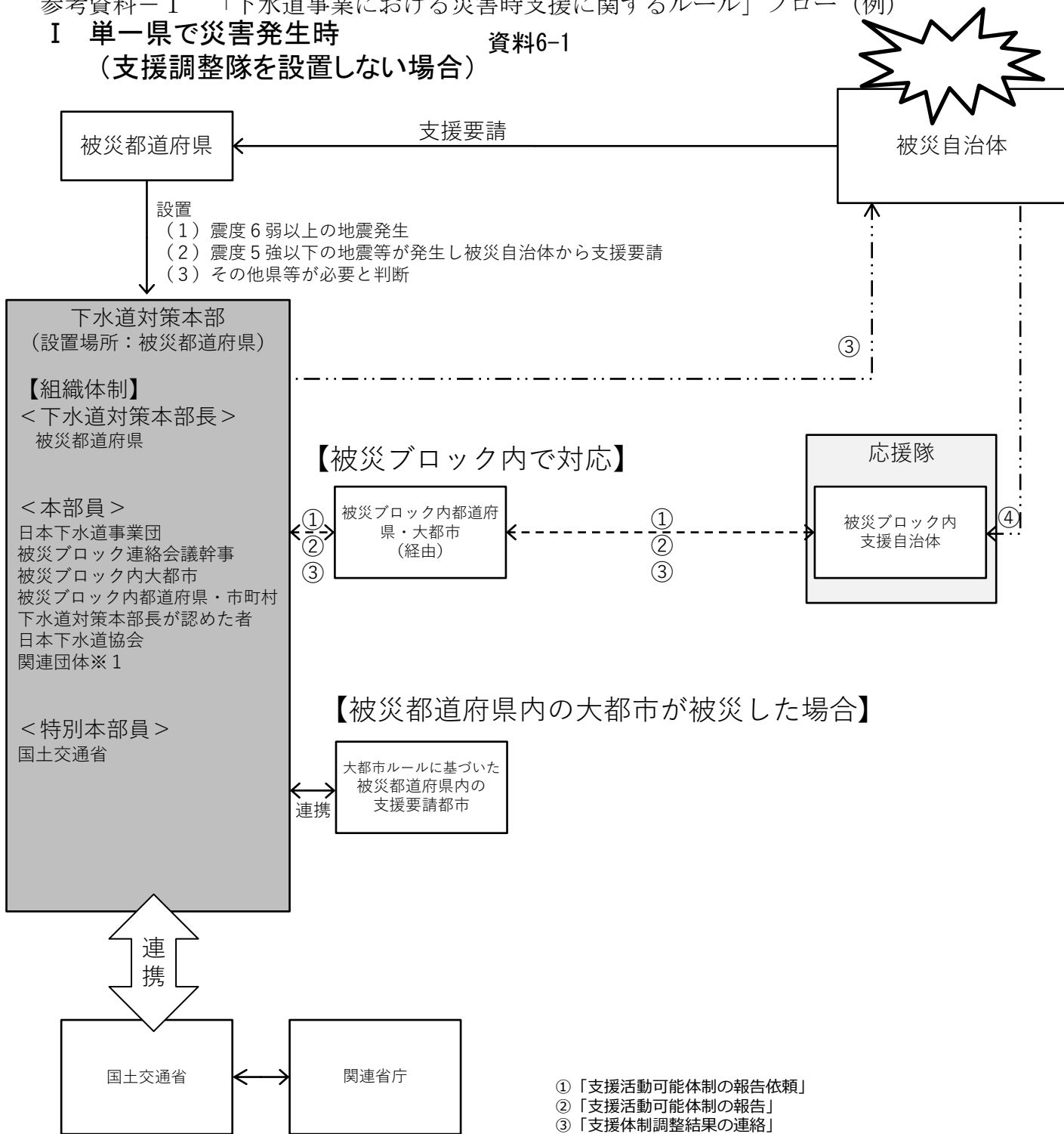
平成	8年	1月	制定
平成	19年	6月	改定
平成	24年	6月	改定
平成	28年	12月	改定
令和	2年	12月	改定
令和	5年	3月	改定

資料6-1

参考資料

- 参考資料－1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）
- 参考資料－2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」
- 参考資料－3 「災害対策基本法施行令」
- 参考資料－4 「災害対策基本法施行規則」
- 参考資料－5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」
- 参考資料－6 応援と派遣との法的関連図
- 参考資料－7 「大規模水害時における下水道機能の確保に向けた都道府県による支援の手引き」

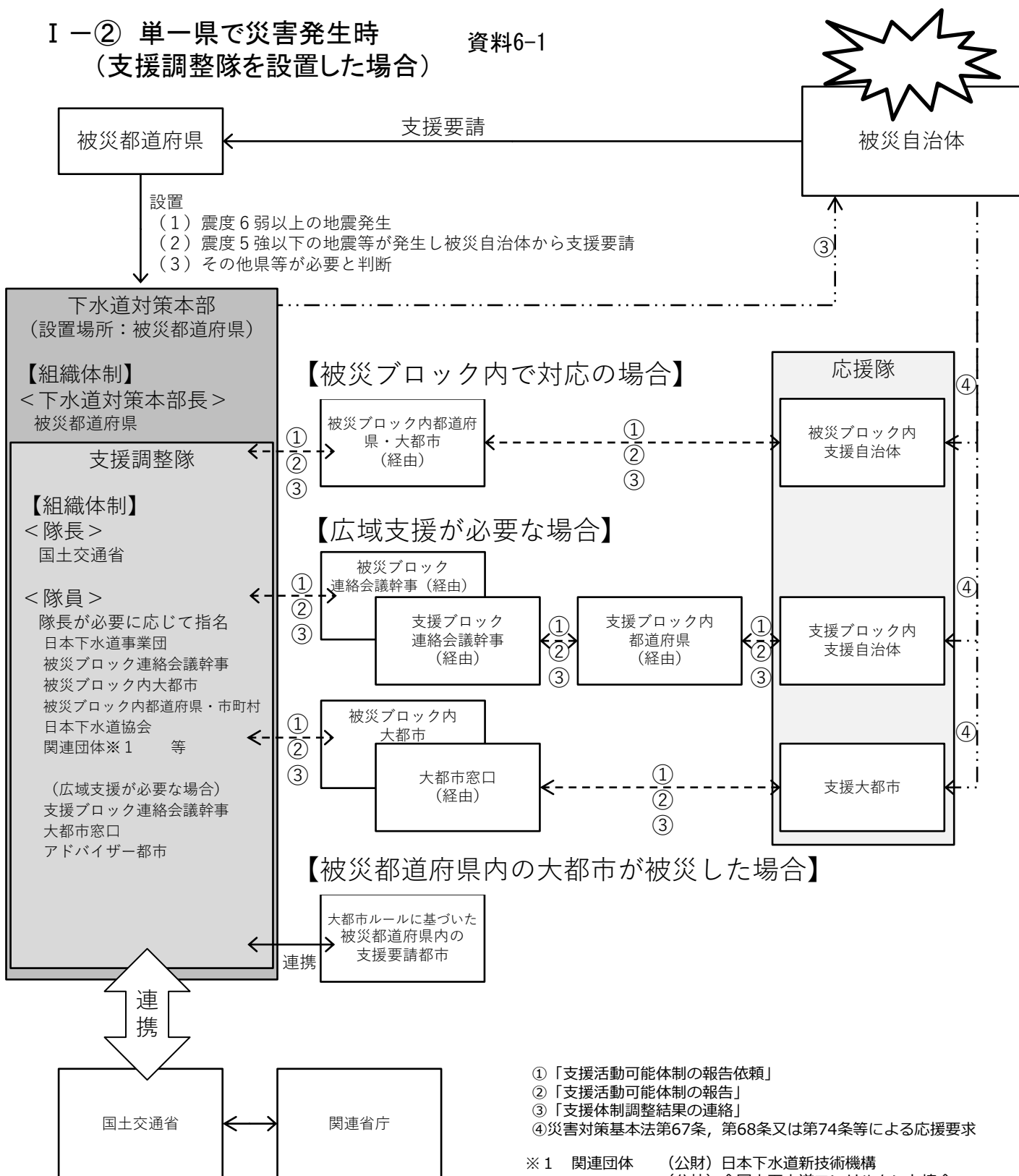
I 単一県で災害発生時
（支援調整隊を設置しない場合） 資料6-1



※ 1 関連団体 (公財) 日本下水道新技術機構
 (公社) 全国上下水道コンサルタント協会
 (一社) 日本下水道施設業協会
 (一社) 日本下水道施設管理業協会
 (公社) 日本下水道管路管理業協会
 全国管工事業協同組合連合会

I-② 単一県で災害発生時 (支援調整隊を設置した場合)

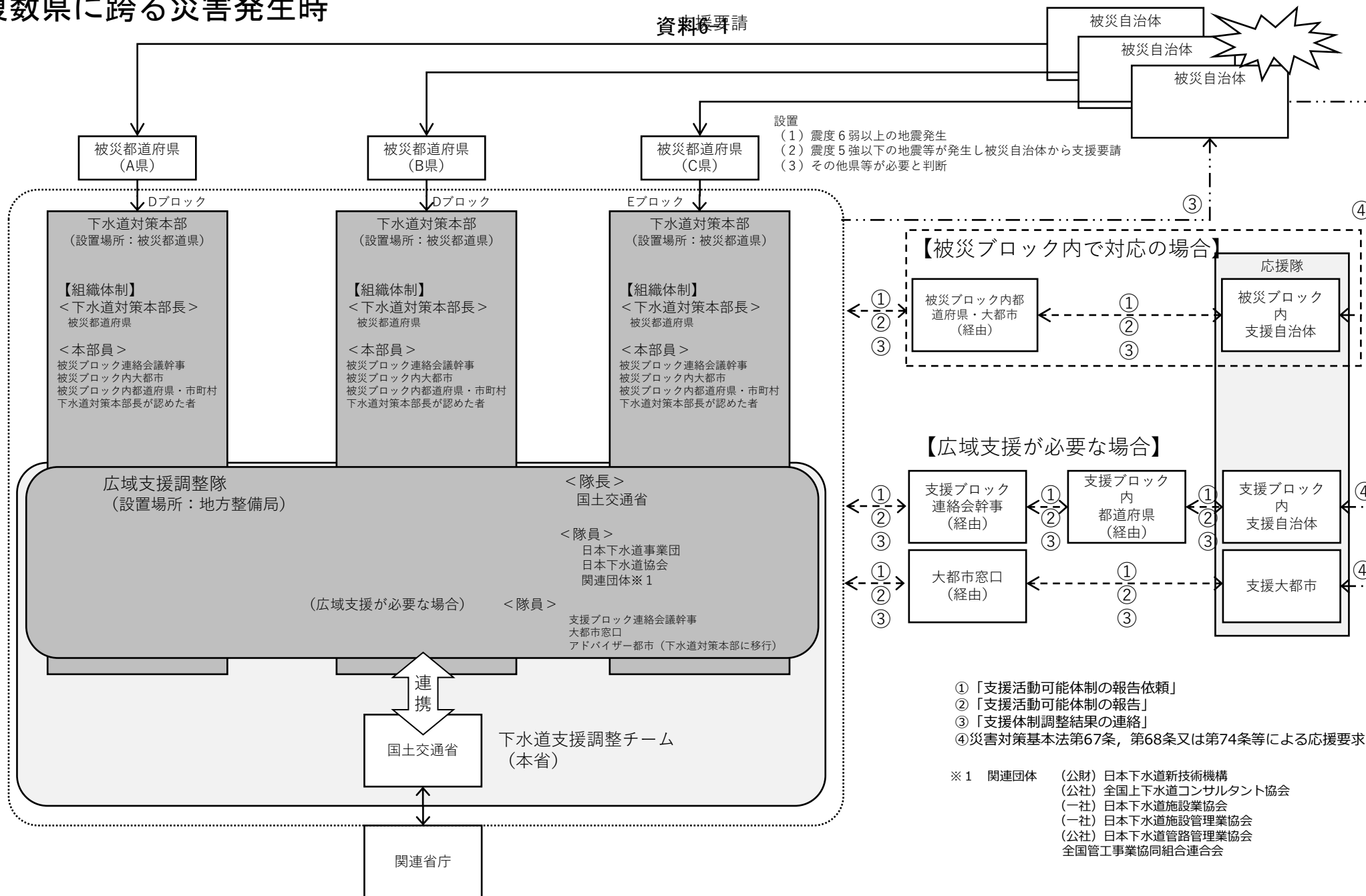
資料6-1



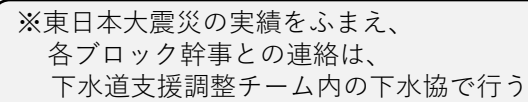
※1 関連団体

- (公財) 日本下水道新技術機構
- (公社) 全国上下水道コンサルタント協会
- (一社) 日本下水道施設業協会
- (一社) 日本下水道施設管理業協会
- (公社) 日本下水道管路管理業協会
- 全国管工事業協同組合連合会

Ⅱ 複数県に跨る災害発生時



資料6-1



参考資料－ 2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」

1. 災害対策基本法関連条文

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

- 2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

(職員の派遣義務)

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることが

資料6-1

できる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（都道府県知事の指示等）

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求）

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

（指定行政機関の長等に対する応援の要求）

第七十四条の四 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担）

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

（市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担）

第九十三条 第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

- 2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

（災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助）

第九十五条 前条に定めるもののほか、第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

2. 地方自治法関連条文

（職員の派遣）

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当

資料6-1

該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

- 3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

参考資料－3 「災害対策基本法施行令」

（災害時における交通の規制の手続等）

第三十二条 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めなるときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

- 2 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。
- 3 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。
- 4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第

資料6-1

一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第二項の規定により交付された標章及び証明書は第二項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

（政令で定める費用）

第三十九条 法第九十三条第一項の政令で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 市町村長が当該市町村の区域内で実施した応急措置又は他の市町村の区域内で実施した応援のうち、主として当該市町村以外の市町村又は当該他の市町村以外の市町村（当該市町村を除く。）の利害に関係がある応急措置又は応援のために通常要する費用で、当該市町村又は当該他の市町村に負担させることが不適当と認められるもの
- 二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する政令で指定された激甚災害（以下「激甚災害」という。）のため全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつた法第七十三条第一項の市町村の市町村長が実施した応急措置又は当該市町村に対して他の市町村の市町村長が実施した応援のために通常要する費用で、当該市町村に負担させることが困難と認められるもの

（都道府県の負担）

第四十条 法第七十二条第一項の規定により指示した都道府県知事の統轄する都道府県は、前条第一号に掲げる費用のうち、市町村長が当該市町村の区域内で実施した応急措置のために要する費用についてはその三分の二を、市町村長が他の市町村の区域内で実施した応援のために要した費用及び前条第二号に掲げる費用についてはその全部をそれぞれ負担するものとする。

（政令で定める費用）

第四十一条 法第九十五条の政令で定める費用は、次の各号に掲げる費用で、国が別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内においてその一部を負担し、又は補助することとしているものの除外のものとする。

- 一 地方公共団体の長が実施した応急措置のうち、主として当該地方公共団体の長の統轄する地方公共団体以外の地方公共団体の利害に関係がある応急措置のために通常要する費用で、当該地方公共団体に負担させることが不適当と認められるもの
- 二 激甚災害のため全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつた法第七十三条第一項の市町村の市町村長が実施した応急措置のため通常要する費用で、当該市町村に負担させることが困難と認められるもの

（国の補助）

第四十二条 国は、前条各号に掲げる費用については、非常災害対策本部長の指示に係る応急措置の内容その他の事情を勘案し、予算の範囲内において、その全部又は一部を補助することができる。

資料6-1

参考資料－4 「災害対策基本法施行規則」

（緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）

第六条 令第三十三条第二項の標章の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2 令第三十三条第二項の証明書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

下水道災害時における 大都市間の連絡・連携体制に関するルール

令和5年3月

災害時支援大都市連絡会議

下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生した際、相互に救援協力するための「21大都市災害時相互応援に関する協定（平成24年10月1日付）」（以下「大都市協定」という。）を締結している。大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、大都市は、大都市協定に基づく下水道事業の支援を行うにあたり、友愛的精神により相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを定める。

（ルールの適用）

第1条 本ルールは、震度6弱以上の地震時に適用する。

2 震度5強以下の地震時またはその他災害が発生し、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からルール適用の要請があった場合は、本ルールを適用する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した都市は、発災後すみやかに第4条に定める情報連絡総括都市に被災状況及びルール適用の有無等を連絡するものとする。

3 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第7条第2項に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

（支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第3条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

2 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

（発災時の情報連絡体制）

第3条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表-1のとおり情報連絡総括都市を置く。

2 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

3 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に被災都市へ先遣隊を派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。

資料6-1

ただし、被災都市と連絡がとれる場合は、被災都市に先遣隊の受入について予め確認する等、調整を行うものとする。

- 4 先遣隊は原則として情報連絡総括都市から派遣するものとする。

ただし、情報連絡総括都市が早期に被災都市へ到着することが困難な場合や複数の都市へ先遣隊の派遣が必要な場合などには、情報連絡総括都市が他の都市を先遣隊に指名できるものとする。

- 5 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大都市へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。
- 6 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。
- 7 このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表－２のとおりとする。
- 8 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（支援要請後の情報連絡体制）

第4条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。なお、この協議は支援要請前から行うことを妨げない。

- 2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

（現地指揮連絡体制）

第5条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。

- 2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
- 3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表－３のとおりとする。
- 4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。
- 5 支援開始後の情報連絡体制は、表－４のとおりとする。

（支援隊の受入れ体制）

第6条 支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。

- 2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難しい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。
- 3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するも

のとする。

- (1) 支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等
 - (2) 前号により難しい場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等
- 4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。
 - 5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。
 - 6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

(支援隊集積基地の運営)

第7条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

- 2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。

(緊急資機材情報の把握)

第8条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

- 2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

- 3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。
- 4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

(民間団体等との協力)

第9条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

- 2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

（下水道台帳の共有）

第 10 条 各大都市は、円滑な支援を目的とし、下水道台帳等必要な資料の共有に努める。下水道台帳の他、共有する資料は連絡会議において協議し、定めるものとする。

（平常時の連絡会議及び訓練）

第 11 条 毎年一回以上連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、（公社）日本下水道協会の関係者及び各大都市の担当課長とする。

（協 議）

第 12 条 このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

（その他）

第 13 条 本ルールに定める大都市に新たな都市が追加となる場合には、本ルール改正までの間、その都市を含めたものとして条文を読み替えることができる。

附 則

- 1 このルールは、令和 5 年 3 月 2 日から効力を生ずる。

平成 8 年 5 月 1 6 日制定
平成 9 年 1 0 月 3 0 日改正
平成 1 6 年 1 月 2 7 日改正
平成 2 0 年 2 月 2 0 日改正
平成 2 1 年 1 0 月 7 日改正
平成 2 2 年 9 月 3 0 日改正
平成 2 4 年 1 0 月 1 日改正
平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日改正
平成 2 7 年 5 月 2 1 日改正
平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日改正
平成 2 9 年 1 月 1 8 日改正

資料6-1

平成 3 1 年	1 月 1 1 日改正
令和 2 年	1 月 1 6 日改正
令和 3 年	2 月 1 8 日改正
令和 4 年	2 月 2 4 日改正
令和 5 年	3 月 2 日改正

資料6-1

〔表－１〕災害時における連絡・連携体制について（第３条関係）

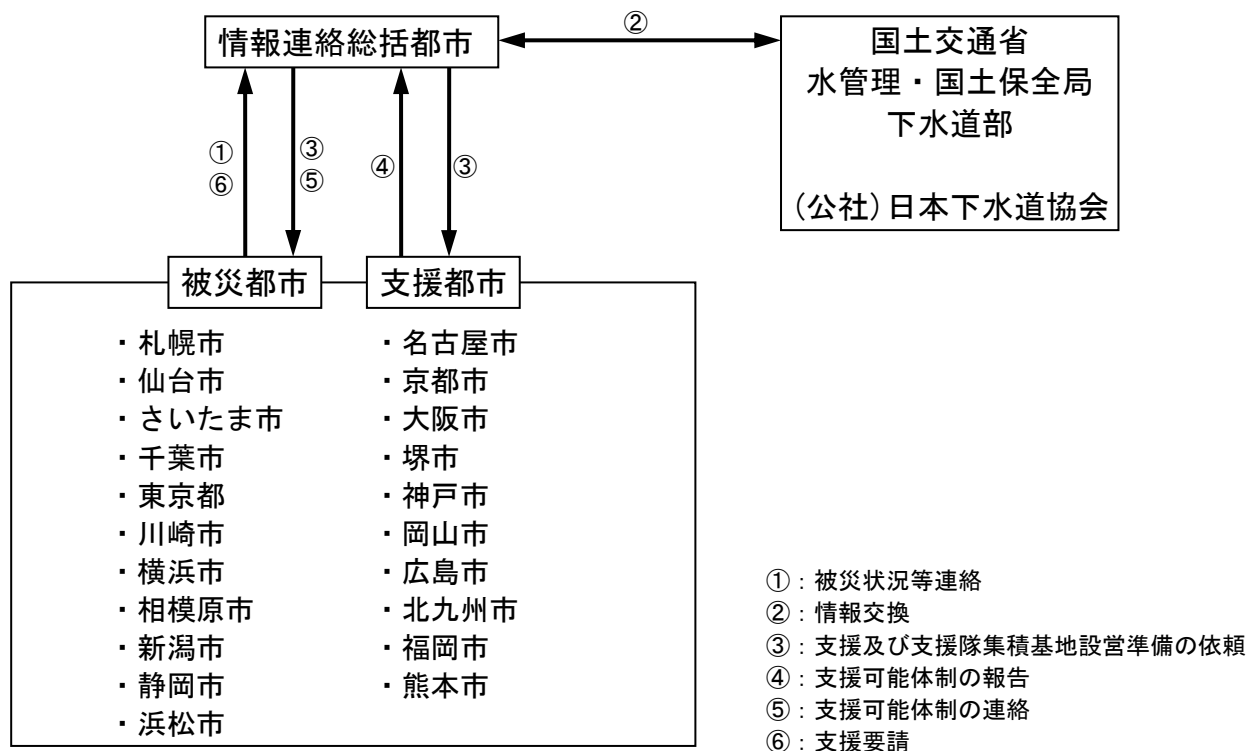
災害時における連絡・連携体制は、被災都市により支援隊集積基地、情報連絡総括都市及び現地支援総括都市を下表のとおり定める。ただし、広域災害等これによりがたい場合は、被災状況に応じて判断する。

ブロック割	被災都市	情報連絡総括都市※	支援隊集積基地	現地支援総括都市
北海道・東北	札幌市	東京都	支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これによりがたい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設ける。	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
	仙台市			
関東	さいたま市	大阪市		
	千葉市			
	東京都			
	川崎市			
	横浜市			
	相模原市			
中部	新潟市	東京都		
	静岡市			
	浜松市			
	名古屋市			
近畿	京都市			
	大阪市			
	堺市			
	神戸市			
中国・四国	岡山市	大阪市		
	広島市			
九州	北九州市			
	福岡市			
	熊本市			

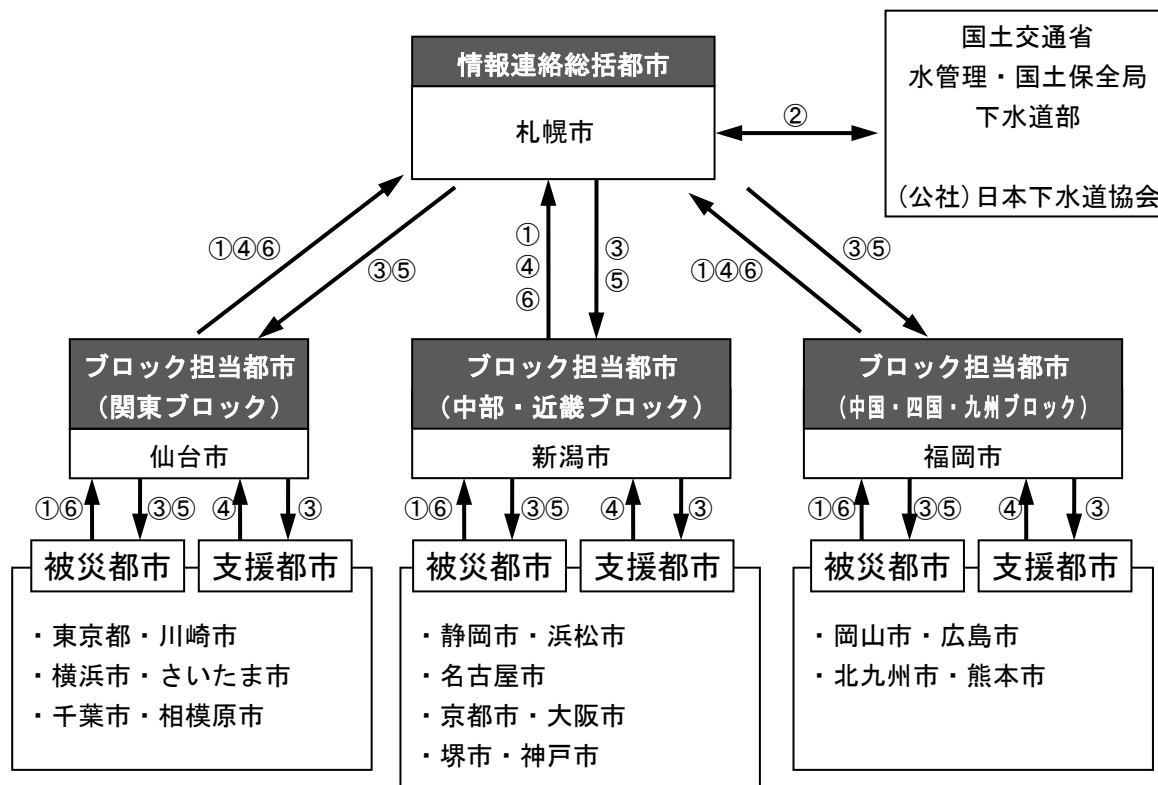
※東京都及び大阪市が共に被災し、情報連絡総括都市の役割を担うことができない場合は、札幌市が情報連絡総括都市となるものとする。この場合において、札幌市は、連絡が取れない場合を除き、事前に両都市と協議を行うものとする。

〔表－２〕緊急時の情報連絡体制（第３条関係）

（１）東京都及び大阪市が情報連絡総括都市の場合



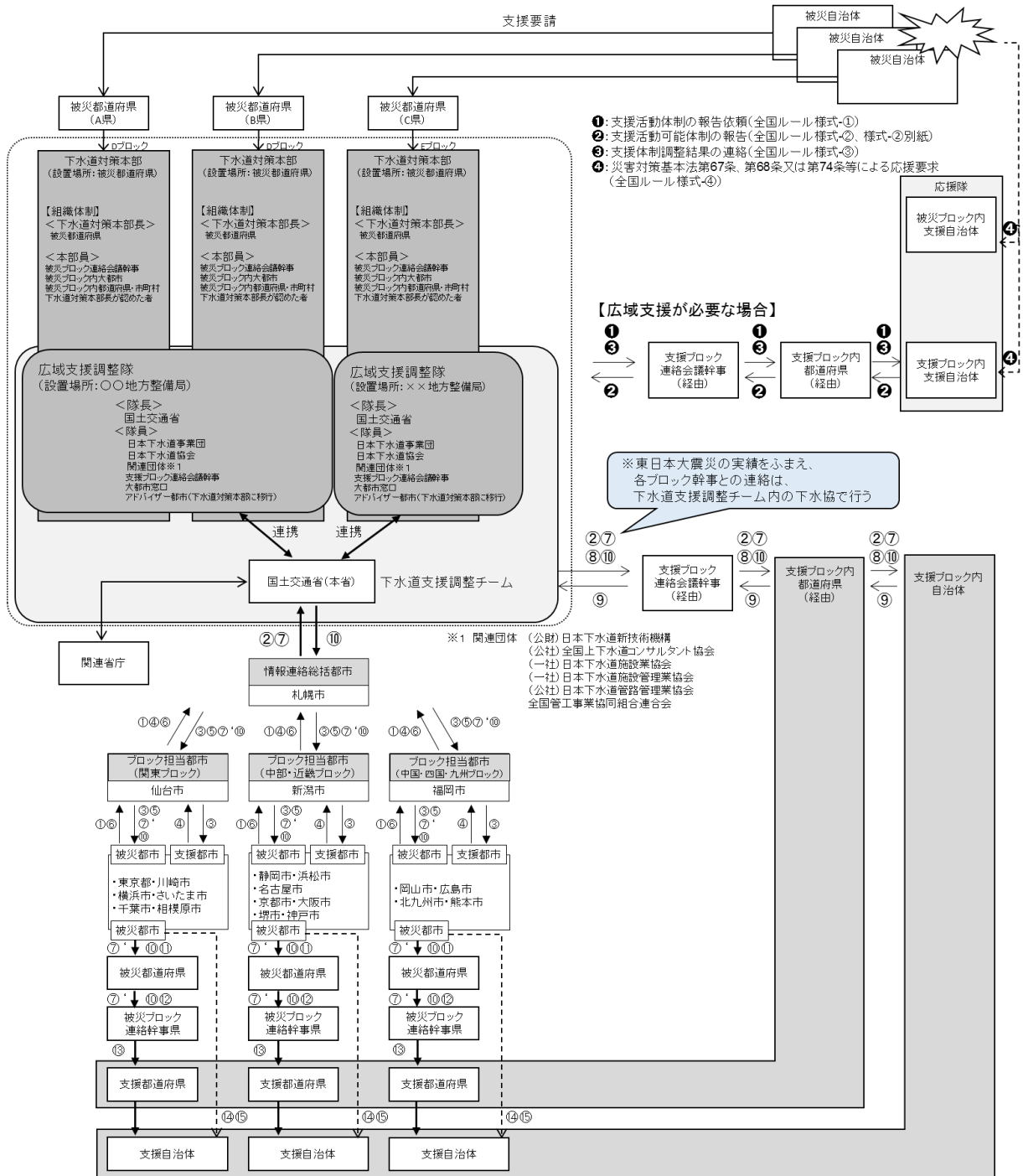
（２）札幌市が情報連絡総括都市の場合



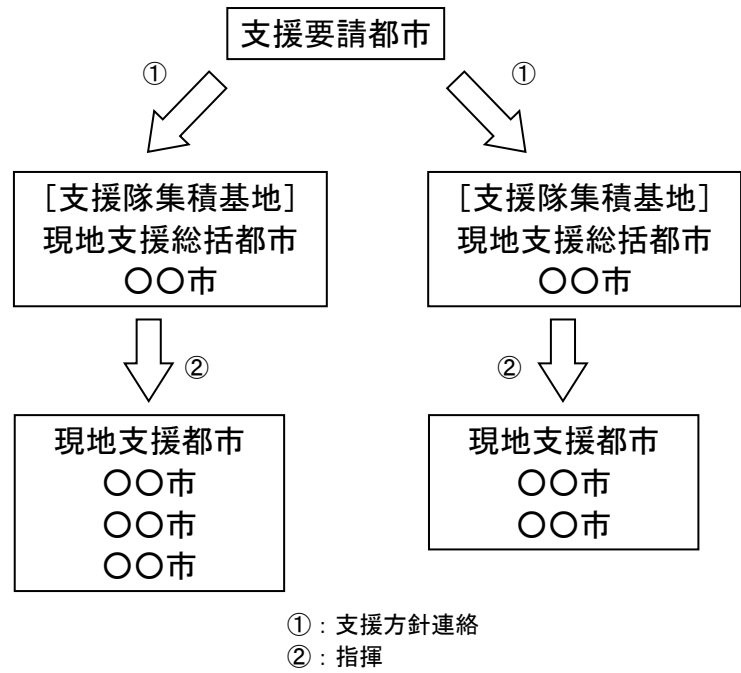
※札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行うものとする。また、情報連絡体制はこれを基本とするが、各都市被災状況等これによりがたい場合は状況に応じ判断する。

(3) 札幌市が情報連絡総括都市で全国ルールへ支援要請を行う場合

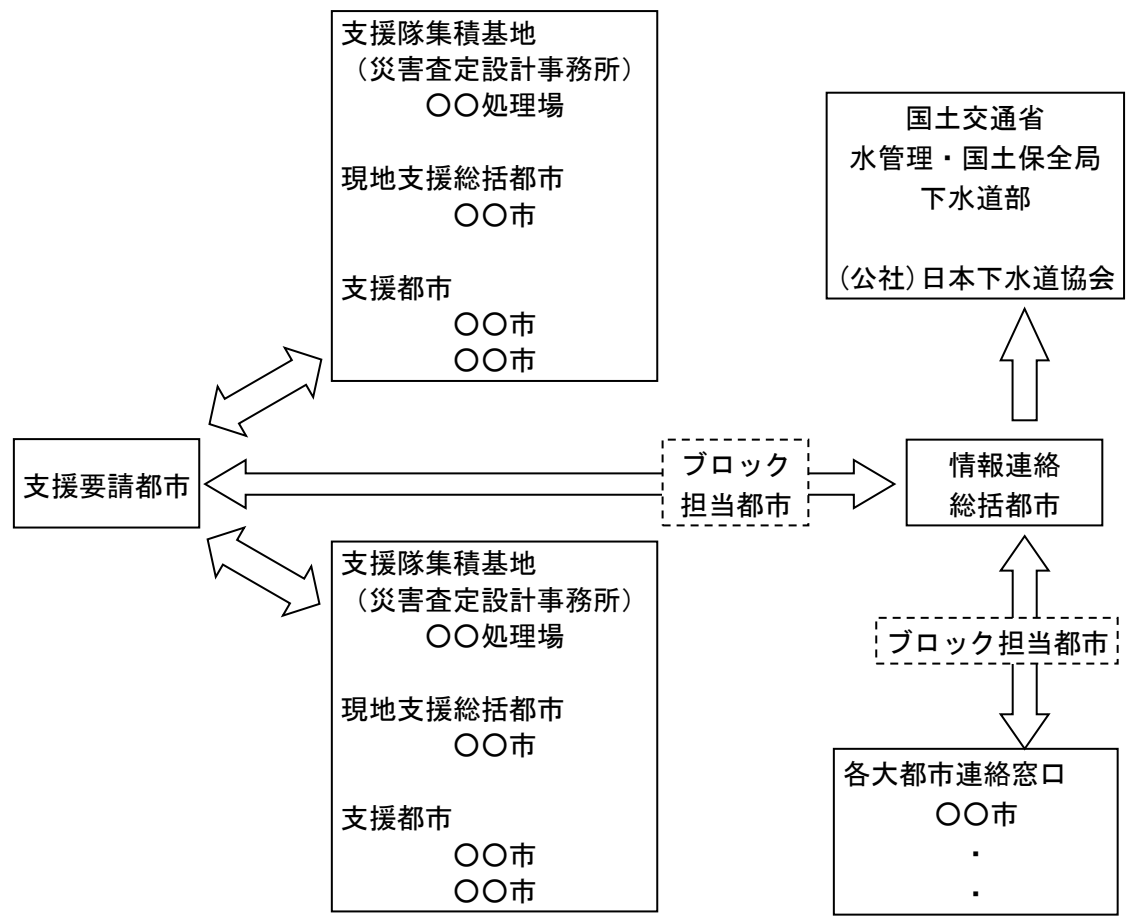
《南海トラフ地震等の場合》



[表－3] 現地指揮連絡体制（第5条関係）

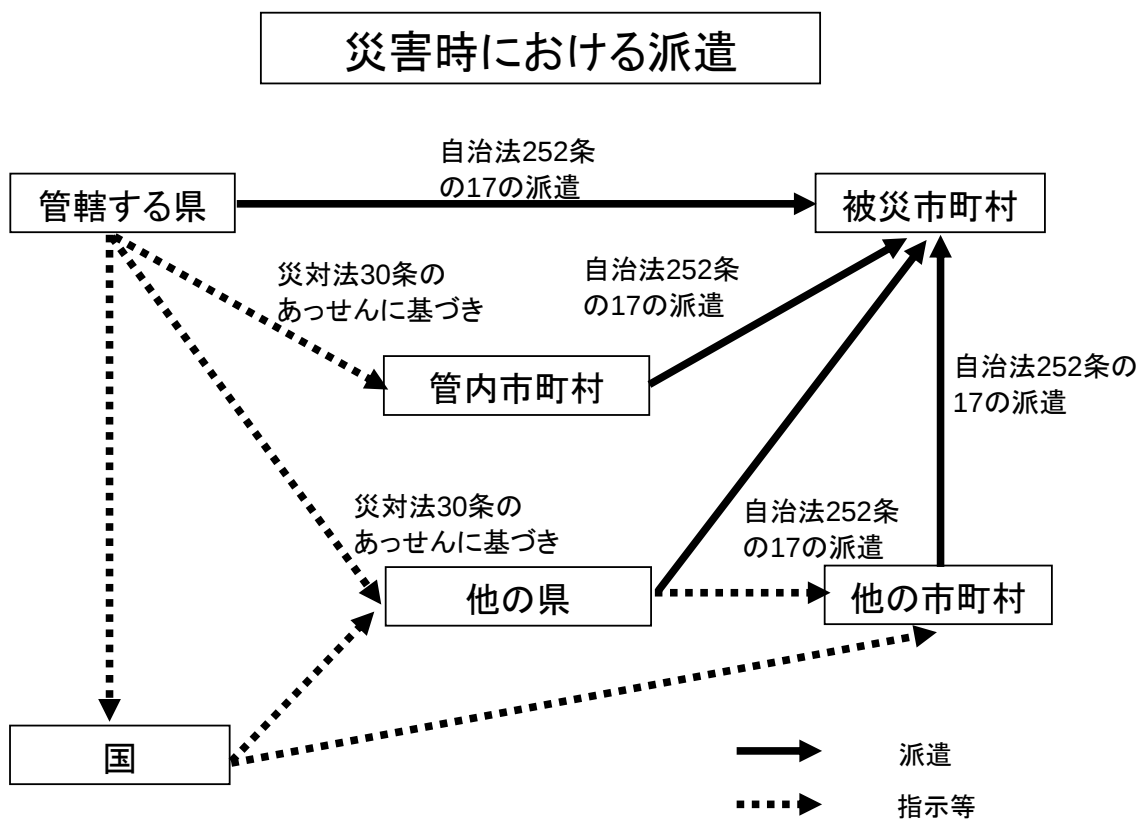
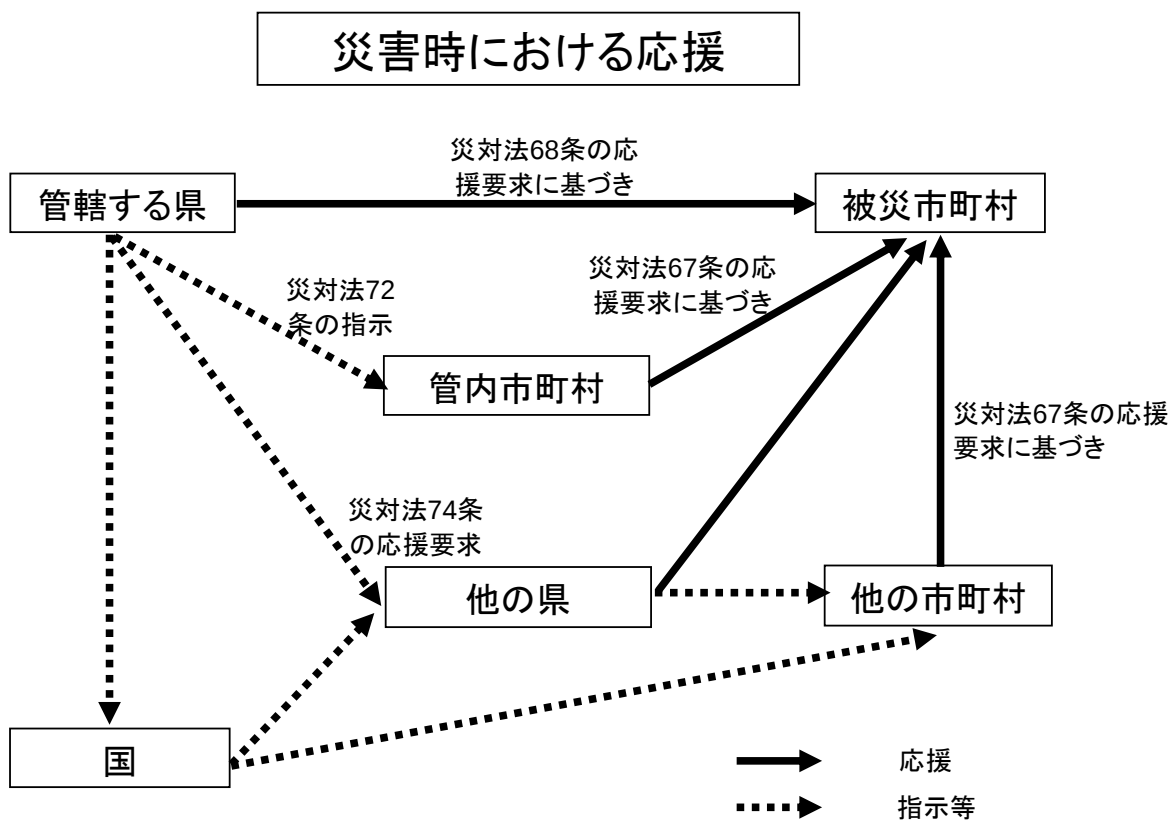


[表－4] 支援開始後の情報連絡体制（第5条関係）



札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行う

参考資料－6 応援と派遣との法的関連図



大規模水害時における 下水道機能の確保に向けた 都道府県による支援の手引き

令和5年3月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

公益社団法人 日本下水道協会

目次

第1章	総則.....	1
§1	目的.....	1
§2	手引きの位置づけ.....	1
第2章	事前対策.....	2
§3	都道府県内の備蓄・資機材リストの収集・把握.....	2
§4	都道府県内の支援者リストの収集・把握.....	5
§5	協定について.....	6
§6	訓練の実施.....	9
§7	研修の実施.....	10
第3章	発災後の対応.....	11
§8	先遣隊の派遣.....	11
§9	緊急対応、応急仮復旧の支援.....	13

第1章 総則

§ 1 目的

本手引きは、大規模水害の発生により下水道施設が被災した際、被災市町村単独では下水道機能の確保を行うことが困難な場合に、都道府県が主導して管内の被災市町村に対して支援を行うことを基本とし、支援を実施するにあたって考慮すべき事項を取りまとめることで、下水道機能の早期機能確保に資することを目的とする。

大規模水害で下水道施設が被災した場合、特に中小市町村では下水道職員が少ないことから、住民対応等の急増する災害対応業務に追われ、被災市町村単独では下水道施設の早期機能確保を行うことが困難な状況となることが想定される。そのため、被災市町村を支援するための都道府県の役割が重要となる。

都道府県は、被災時に資機材や人材を調達するため、被害の無かった管内市町村や、関係団体等と調整を行い、下水道機能の早期機能確保に必要な支援をどのように行うかを検討する必要がある。

本手引きは、都道府県が主導して管内の被災市町村に対して支援を行うことを基本として支援を実施するにあたって考慮すべき事項をとりまとめたものである。

なお、災害対策基本法（第四条 都道府県の責務）において、都道府県は「その区域内の市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有する」とある。

§ 2 手引きの位置づけ

本手引きは、都道府県の下水道事業関係者が利用するものとして、現状の下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」と呼ぶ。）の参考資料とする。

大規模水害発生時においては、§ 1 目的に記載のとおり、被災市町村単独での対応が困難な場合、都道府県が下水道施設の早期機能確保を行うために、被災市町村を積極的に支援する必要がある。

全国ルールは、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とし制定されているが、本手引きは全国ルールに基づき設置される下水道対策本部が、都道府県内の被災市町村に対して支援調整を行う際の、自らの役割や対応を補完する内容を取りまとめたものであり、全国ルールの参考資料に位置付けるものである。

なお、大規模水害時の災害対応は、被害状況に応じて柔軟に対応する必要があり、一義的な対応が困難である。本手引きでは、これまで都道府県が行ってきた災害時の対応について、事例を中心にまとめている。都道府県においては、本手引きを参考に、平時から災害の発生に備えた調整・準備を行い、被災した市町村の支援に役立てて貰いたい。

第2章 事前対策

§3 都道府県内の備蓄・資機材リストの収集・把握

都道府県は、早期復旧に向けた支援体制の構築や迅速な対応がとれるよう、管内市町村の備蓄・資機材リストを収集・把握する。

また、都道府県内の流域下水道や公社等の備蓄・資機材リストも収集・把握することが望ましい。

大規模水害発生時は、処理場・ポンプ場の浸水により、機械設備、電気設備が大きな被害を受け、揚水機能の消失や消毒機能の喪失といった事象に対応するために多くの緊急措置用仮設資機材（可搬式発電機、仮設ポンプ、固形塩素等）が必要となる。これらは、被災市町村単独の備蓄では対応しきれないことや、人的資源が不足し資機材手配を進めることが困難となることが想定される。

このことから、都道府県は、早期復旧に向けた支援体制の構築や迅速な対応がとれるよう、管内市町村や都道府県内の流域下水道や公社等の備蓄・資機材リストを収集・把握することが有効である。

また、被災直後～緊急措置までは現場が混乱し資機材運搬に時間を要することが想定され、運搬車両、運送業者についても、被災市町村単独で早期に調達することが困難となる可能性がある。そのため、運搬車両や運送業者等の要請先についても把握することが望ましい。

なお、令和5年度より、大規模災害時の地方公共団体の枠を超えた広域的な支援を目的とした「下水道広域的災害対応支援事業」が新たに創設される。災害対応型水処理施設（仮設水処理施設）や付帯する高揚程ポンプといった、下水道機能の確保に必要な資機材を予め配備するための必要経費が補助対象であり、都道府県や日本下水道事業団、他の地方公共団体への災害時支援に関する協定を締結している市町村を補助対象事業者として想定している。都道府県においては、都道府県内の備蓄・資機材リストの収集・把握をした中で、管内市町村で不足する資機材があれば、本事業を活用し、被災した市町村を支援することも可能である。

（1）管内市町村の備蓄・資機材リストの収集・把握

都道府県は、緊急措置～早期復旧の各段階における資機材の支援調整を円滑に遂行するため、平時に管内市町村の備蓄・資機材リストを収集し、提供可能な資機材について把握することが望ましい。

なお資機材リストにおける、仮設水中ポンプ等の機械設備については、設置・接続方法、流量、揚程や必要動力等の仕様も併せて事前に把握することが望ましい。また非常用発電設備や可搬式発電機の稼働に必要な燃料についても、油種、備蓄量、運転可能時間、石油販売業者等を事前に把握することが望ましい。

資料6-1

(2) 都道府県の流域下水道や公社等の備蓄・資機材リストの収集・把握

被災時に必要な仮設設備（可搬式発電機等の大型設備）は、被災していない流域下水道から提供される事例があった。そこで、都道府県は、管内の流域下水道や公社が保有している備蓄・資機材リストを把握することが望ましい。

また、下水道部局以外にも仮設ポンプ等の資機材を備蓄している可能性がある水道、農政、河川等の他部局も含めて、各部署間での役割分担の調整と情報共有を行うことが望ましい。

【令和2年7月豪雨：熊本県の事例】

熊本県は、事前に管内市町村の下水道 BCP を収集し、資機材保有状況を把握していた。発災後、人吉市からの依頼を受け、管内の流域下水道、熊本市等から可搬式発電機、水中ポンプ、固形塩素剤の仮設資機材の提供調整を円滑に行うことができた。

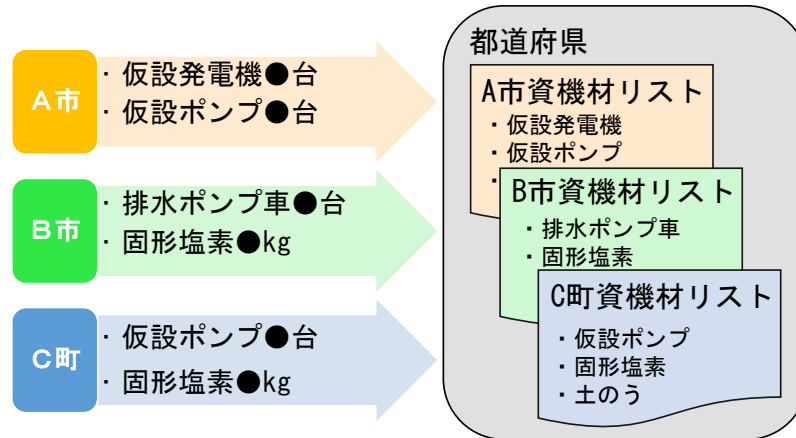
【資機材リストの例】

市町名	保管場所	区 分	名 称	規 格	数	単位
A市	●●センター	測量器具	スタッフ		1	台
A市	●●センター	記録・連絡器具	デジタルカメラ	500万画素、防水IPX8	2	台
A市	●●センター	照明・排水機材	可搬式ディーゼルエンジン発電機(極超低騒音型)	125kVA×3φ 220V/440V(60Hz) 2,660kg 軽油	1	台
A市	●●倉庫	照明・排水機材	水中ポンプ・ホース	100V 0.4Kw h=13m 100ℓ/分	1	組
A市	●●センター	管・マンホール使用機材	有害ガス検知器	〇〇産業製 〇〇-1000	1	台
A市	●●センター	車両関係	トラック	〇〇製2tダンプトラック(軽油、セミAT)	1	台
A市	■センター	管調査	積載型トラッククレーン	車両総重量4,945kg 最大積載量2,000kg	1	台
A市	■センター	管・マンホール使用機材	マンホールキー	タイプA	14	本
A市	●●倉庫	保安機材	カラーコーンバー		10	本
A市	●●倉庫	保安機材	土のう袋		100	枚

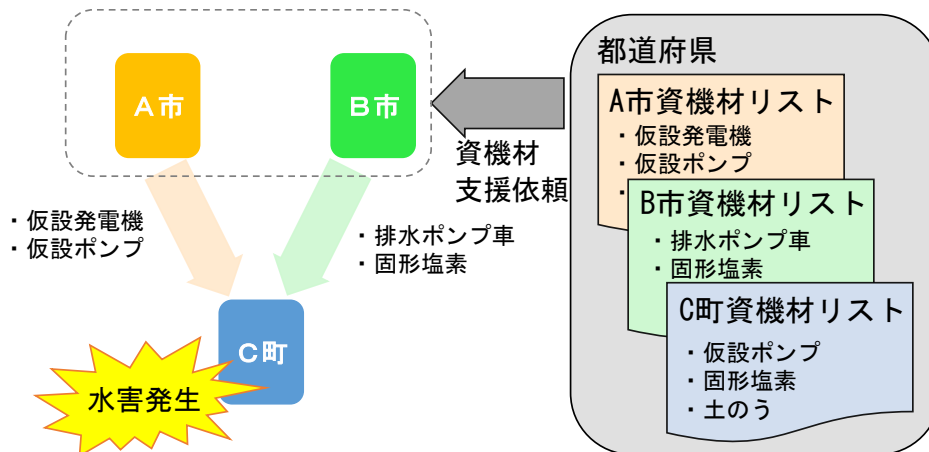
市町名	保管場所	区 分	名 称	規 格	数	単位
B市	●●センター	照明・排水機材	可搬式ディーゼルエンジン発電機(極超低騒音型)	60kVA×3φ 220V(60Hz) 1,400kg 軽油	1	台
B市	■センター	管・マンホール使用機材	空気圧縮機	0.75Kw 9.9kgf/cm ² 3Φ200V	1	台
B市	■倉庫	管・マンホール使用機材	マンホールキー	タイプC	1	本

【情報共有のイメージ】

【平時】



【災害時】



§ 4 都道府県内の支援者リストの収集・把握

都道府県は、早期復旧に向けた支援体制の構築及び円滑かつ迅速な対応がとれるよう、自らの都道府県内の支援者リストを収集・把握する。

(1) 都道府県の支援者リストの収集・整理

水害においては、管路施設や土木構造物の被害は比較的小さく、機械設備や電気設備の被害が多いことが想定される。被災市町村によっては専門職人材（機械、電気、水質等）が在籍せず、都道府県職員を派遣し、技術的な助言・指導が必要となる場合がある。

従って、事前に都道府県庁内の専門職人材を把握しておくことが有効である。また、他部局に在籍する下水道部署経験者も把握しておくことが望ましい。

【支援者リストの例】

No.	現所属	名前	電話番号	メールアドレス	職種・職務経験					災害対応経験	備考 (具体的な経験等)
					土木	機械	電機	水質	維持管理※		
1	河川課	A	■■	▲▲	○	-	-	-	○	○	●●地震時、●●流域処理場で災害対応。管きょ緊急調査の実施、管きょ1次調査の支援依頼・受援準備
2	道路管理課	B	■■	▲▲	-	-	-	○	-	○	●●水害時、被災した●●市に先遣隊として現地対応、被災市町村への人員・資機材の支援調整
3	地域振興局	C	■■	▲▲	-	○	-	-	○	○	●●水害時、出向中の●●協会にて、支援調整
4	●●協会 出向	D	■■	▲▲	-	-	○	-	-	-	

維持管理※：処理場の維持管理等経験者

§ 5 協定について

事前に市町村へ、民間企業や、日本下水道事業団、(公社) 日本下水道管路管理業協会、(一社) 日本下水道施設業協会、(一社) 日本下水道施設管理業協会等（以下「関連団体」と呼ぶ）との協定の締結を促し、その状況を把握する。また必要に応じて都道府県と関連団体も協定締結し、管内市町村の支援を円滑に行う。

水害時は、処理場・ポンプ場等の機械設備、電気設備が大きな被害を受けることが想定されるため、民間企業や関係団体との連携が重要である。

そのため、都道府県は、市町村に民間企業や関係団体との協定の締結を促し、その状況を把握する。その際、都道府県は協定締結に関し、市町村に対し、以下助言を行う。

- ・ 大規模な災害の際には、限られた民間企業への支援要請が集中し、市町村内他部局との競合によってリソースが不足する可能性がある。そのため、リソースの融通について市町村内他部局と平時から協議・調整する。
- ・ 協定先と定期的に協定内容を共有し、見直す。

関係団体の支援内容の一例を以下に示す。

- ・ 日本下水道事業団
 - 地震や集中豪雨等により下水道施設が被災し、地方公共団体より支援要請を受けた際には、下水道機能の確保に向けた災害実態調査、被災施設における運転手法や災害復旧方法に関する助言を実施するとともに、災害査定用設計書や資料などの作成、災害査定立会時の説明の補助等の災害支援を実施する。
- ・ (公社) 日本下水道管路管理業協会
 - 災害発生時には被災市町村からの要請を受け、下水道管路に関する被害調査や応急復旧、また汚水の吸引作業等を実施する。
 - 災害出動に備えて、市町村等との情報伝達、機器操作などの訓練協力を実施している。
- ・ (一社) 日本下水道施設業協会
 - 会員企業が、処理場、ポンプ場の機械・電気設備の被災状況の調査や、応急復旧（必要なオーバーホール、部品調達や交換）や本復旧を円滑に実施するための災害復旧協定を締結する。また、被災地への水中ポンプや自家発電機等の資機材提供等のための仲介を実施する。
- ・ (一社) 日本下水道施設管理業協会
 - 処理場、ポンプ場が被災した際に、下水道設備の被災状況の調査、部品交換等の軽微な復旧対応、被災設備の運転や維持管理支援等を、原則として運転管理委託契約を締結している企業が行うものとするが、当該企業が被災し支援活動が不可能となった場

合は外部からの支援を行う。

※（公社）は公益社団法人の略、（一社）は一般社団法人の略である、以下、同様とする。

【令和2年7月豪雨：人吉市の事例】

熊本県では環境部局が主体となり、発災前に熊本県環境事業団体連合会と「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定」を締結していた。本協定は、人吉市のし尿処理部局だけでなく下水道部局の災害対応にも適用される内容であった。そのため、水害により人吉市の汚水中継ポンプ場の機能が喪失した際、本協定に則り連合会に所属する地元のし尿汲み取り業者に汚水移送の依頼を行ったことで、早期の流下機能の確保に繋がった。

【令和元年東日本台風：（公社）日本下水道管路管理業協会の事例】

令和元年東日本台風では、広域に浸水被害が発生し、処理場・ポンプ場の機能・運転停止といった被害が発生した。日本下水道管路管理業協会では、要請のあった被災県や市の6団体への復旧支援活動として、吸引車による管内及びポンプ場内に滞留する汚水の吸引輸送（実施量：10,062m³）、堆砂量調査（2,780m）、マンホール周辺点検（623基）を行い、流下機能の確保に向けた支援を実施した。出勤会社数は39社であった。

【平成23年東日本大震災：（一社）日本下水道施設業協会の事例】

平成23年東日本大震災の際、日本下水道施設業協会は国土交通省に設置された支援調整チームから要請を受け、水中ポンプ等の手配の仲介の実施や、被災地への緊急車両通行許可の円滑な発行サポートなどを実施し、下水道機能の確保に向けた支援を実施した。また日本下水道施設業協会では市町村・都道府県において既設メーカーとの事前協定を円滑に締結できるように対応を進めている。

資料6-1

【広島県の事例】

広島県では、令和3年3月に策定した「広域化・共同化計画」において、危機管理の強化を図る取組として、県内23市町、広島県及び関係団体間で災害時支援協定を締結することを位置付けている。

令和3年7月19日に未締結の市町と関係団体間で協定締結を行い、県内全市町の下水道事業及び農業・漁業集落排水事業（浄化槽事業を除く）が支援対象となった。

関係団体（協定先）	
地方共同法人	日本下水道事業団
公益社団法人	日本下水道管路管理業協会
公益社団法人	全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部
一般社団法人	地域環境資源センター

【新潟県の事例】

新潟県では、大規模災害で被災した県内下水道事業実施市町村の支援を円滑に行うことを目的とし、令和3年3月に、政令市を除く県内27市町村及び県と関係団体間で災害時支援一括協定を締結した。一括協定の枠組みの中で、県は被災市町村と関係団体との調整役を担うことで、災害発生時には被災市町村の状況を積極的に把握するとともに、支援活動を早期に実施することができた。関係団体の協定先や支援実績は以下のとおり。

[関係団体の協定先]

関係団体（協定先）	締結者
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	県及び19市6町2村
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 中部支部	県及び19市6町2村
一般社団法人 新潟県下水道維持改築協会	県及び19市6町2村

[支援実績]

- ・ 令和3年4月 風浪 [支援要請自治体：1市]
災害査定に向けた調査・設計の支援要請
- ・ 令和4年8月 豪雨 [支援要請自治体：1村]
管断裂箇所の現地確認及び応急措置のための材料手配支援、管路二次調査、設計

§ 6 訓練の実施

都道府県は発災前後の対応手順の確実な実行と協定内容が効果的に行われるよう、災害対応訓練の実施が有用である。訓練は、都道府県が管内市町村の被害状況等を適切に把握し、発災後の支援を円滑に実行できることを目的とする。

大規模水害を想定した訓練は、発災前後の対応手順の確実な実行と協定内容等が円滑に運用できるように、都道府県、管内市町村、協定先等の支援団体との共同訓練を検討する。都道府県が主体となり合同で訓練を実施することで、防災意識や相互支援意識の一層の向上が期待できる。また、実際に緊急措置・応急復旧等に従事する業者（協定先等の支援団体の構成員）とともに実践的で具体的な訓練を実施することが、災害対応力向上に重要となる。なお、訓練で得られた課題は、適切にとりまとめ、下水道 BCP の見直し等につなげていく必要がある。

訓練としては情報伝達訓練以外に、都道府県と市町村等が合同で図上訓練を実施することが有効である。図上訓練の実施で、各市町村の非常時対応計画に沿った行動ができるかどうかを確認し、課題が抽出できるとともに、都道府県を含めた実践的な支援要請等の手順が確認できる。

具体的には、人材リストや資機材リストの確認、協定先等の支援要請先への連絡手順・内容を確認することで、連絡先ごとに必要な情報の確認と課題の抽出等が期待できる。

水害は、発災前の気象情報から被害事象の想定（マンホールからの溢水や処理場浸水の発生等）が可能であるため、訓練実施の際は事前対応を含めた訓練内容とすると有用である。

【令和3年度：埼玉県下水道災害対策実動訓練の事例】

令和3年度に、埼玉県は、県内下水道関係者による訓練を実施した。訓練では台風による大雨により下水道施設に浸水等の被害が発生した場合の対応、タイムラインに沿った事前準備から支援要請等の手順の確認を実施した。

（訓練参加者：埼玉県下水道管理課、埼玉県下水道事業課、埼玉県下水道事務所、（公財）埼玉県下水道公社、包括的民間委託事業者、流域関連公共下水道実施市町、単独公共下水道実施市町・組合、（一社）埼玉県建設業協会、（公社）日本下水道管路管理業協会 関東支部 埼玉県部会）

【令和4年度：大規模水害時における広域支援検討のための合同訓練の事例】

令和4年度に、国土交通省は、熊本県、熊本市、人吉市、国土交通省下水道部（下水道事業課）、国土交通省九州地方整備局（下水道担当課）、（公財）日本下水道新技術機構による合同訓練を実施した。

訓練は、訓練シナリオ非提示型の図上訓練とし、大規模水害により人吉市のリソースが不足することで下水道施設の早期復旧が困難となることを想定し、熊本県が主体となり①発災前、②下水道対策本部の立上げ、③緊急点検、④緊急調査、⑤支援連絡、⑥緊急措置までの情報収集及び支援に関する調整を行う訓練を実施し、広域支援体制の課題などを確認した。

§ 7 研修の実施

広域的な災害対応力向上を図るため、都道府県職員及び管内の市町村職員を対象とした研修会や講習会を実施することを検討する。

被災した都道府県や市町村が、被災を経験していない他都道府県や他市町村に被災時の具体的な状況や災害時の知見・課題を共有することで、対応能力の向上が図られる。

また、異動等により業務経験が浅い自治体職員であっても、災害時に何をどう行動し、どこまで業者に任せ、何を指示すればよいかといった観点を学べるような研修会や講習会を実施することが望ましい。

都道府県と管内市町村を対象とした技術職員の災害対応力向上を図るため、研修会や講習会を実施する。研修は、過去に発生した水害の被災状況や復旧事例の知見・課題の共有や、混乱した状況での復旧状況を把握する力や災害復旧事業の実施体制構築等のマネジメント力の向上を図れる内容が望ましい。

また都道府県と管内市町村の職員は、災害査定に関する研修や講座等への積極的な参加も災害対応力向上に有効である。被災市町村は災害時において、支援市町村旅費、費用分担、労務災害の対応が生じることに備え、災害対策基本法や応急対策職員派遣制度等についても研修会や講習会を実施することが望ましい。

【令和3年度：三重県下水道公社の研修会の事例】

三重県下水道公社では、令和3年度下水道担当職員研修会をオンライン形式で開催した。

令和元年東日本台風により被災した福島県県北浄化センターの(公財)福島県下水道公社の職員が講師として、「災害復旧」をテーマに現場対応事例、復旧活動の留意点等について研修を実施した。

【日本下水道管路管理業協会による、災害復旧支援に関するフォローアップ研修の事例】

日本下水道管路管理業協会では、協定締結先の都道府県と連携し、災害復旧支援に関するフォローアップ研修を開催している。

研修の内容は、災害発生時に実施すべき初期対応や応急復旧の方法を説明するとともに、緊急点検や一次調査、二次調査時の留意点や災害査定の際の対応について研修を行っている。

第3章 発災後の対応

§ 8 先遣隊の派遣

(1) 被災状況の情報収集

都道府県は、大雨特別警報や記録的短時間大雨情報等の発表、その他災害情報、報道情報等から、必要に応じて支援要請や都道府県下水道部局の災害対策本部設置の前に、職員を現地に先遣隊として派遣し、被災状況などの情報収集を行うことが有効である。

(2) 被災した下水道管理者への技術的な助言、支援市町村との連絡調整

都道府県の先遣隊は、状況や必要に応じて上記(1)の役割に加え、被災した下水道管理者への技術的な助言、支援市町村や関連機関との連絡調整を行うことが望ましい。

(1) 被災状況の情報収集

被災直後は、市町村職員が住民対応や下水道部局以外の災害対応業務に追われ、被災状況を都道府県に迅速に報告することが困難な場合がある。

下水道施設の早期機能確保のためには発災直後の情報収集が重要であることから、都道府県は都道府県下水道部局の災害対策本部設置の検討と同時に、先遣隊の派遣を検討し、必要に応じて速やかに現地へ先遣隊を派遣する。また、先遣隊は都道府県と被災市町村の連絡窓口として被害状況や要望を把握し、積極的かつ円滑な連絡調整、情報共有を行う。

なお、情報収集では、人、情報、下水道施設及びライフライン等の以下①～③の被害状況を把握するが、被災市町村の職員の活動になるべく負担をかけないように、新規の資料作成を依頼しない、正確な情報を把握することを優先しすぎないといったことに留意する。

- ① 下水道施設及びライフライン等の被害状況
- ② 被災市町村職員の被災状況と災害対応に従事可能な職員数の把握
- ③ 災害対応拠点、代替拠点の被害状況

①下水道施設及びライフライン等の被害状況の確認においては、特に下水道部局として絶対に避けなければならない事象である汚水溢水、下水道施設の被害に起因する浸水被害、緊急輸送路における交通障害について速やかに確認する。

(2) 被災した下水道管理者への技術的な助言、支援市町村との連絡調整

被害規模が大きく、被災市町村の職員も被災して参集できない等で対応可能人員が不足している場合、被災市町村単独では被害状況の把握、支援要請や連絡調整の迅速な遂行が難しく、下水道施設の早期機能確保が困難な状況となる可能性がある。

派遣された都道府県の先遣隊は、状況や必要に応じ、情報収集に加えて、被災した下水道管理者への技術的な助言、支援市町村や関連機関との連絡調整を行うことが好ましい。

資料6-1

先遣隊の人選に当たっては、復旧に必要な内容を把握し、被害状況等を踏まえた支援内容を都道府県庁本部や関連機関と調整し各種対応等を判断できる人材であることが望ましい。

【令和4年8月3日からの大雨：新潟県の事例】

令和4年8月3日からの大雨の際、新潟県は、管内市町村において下水道災害対策本部の設置が想定される大規模な被害が予測されたことから、被災市町村からの正式な支援要請の前に、先遣隊を現地に派遣することで積極的な情報収集に努めるとともに、被災市町村からの運転管理の支援要請に対して公益財団法人新潟県下水道公社の職員派遣、管路被害の緊急措置対応のための公益社団法人日本下水道管路管理業協会への協力要請等の支援調整を行った。

時系列整理表（新潟県関川村における先遣隊派遣事例）

日付	新潟県先遣隊派遣の流れ		【参考】新潟県地方気象台の発表状況(警報級のみ抜粋)		
	時刻	内容	時刻	発表情報の種別 (●：特別警報、○：警報、解：解除)	
				大雨(特別)警報 (土砂災害)	洪水警報
8月3日	11:40頃	・新潟県は、県内市町村に新潟県地方気象台から発表された「天気見通し(8月3、4日にかけて警報級の大雨となる可能性あり)」をメールで情報提供	11:06	○(警報)	○(警報)
			12:58	↓	○(警報)
8月4日	～		1:56	●(特別)	●(特別)
	～		9:30	↓	解
	10:40頃	・関川村は、新潟県に口頭で支援要請 支援内容：被災管渠の応急措置及び終末処理場の運転管理支援(雨水流入による計画処理水量を超えた場合の処置)	10:59	↓	
	～	・新潟県は、先遣隊派遣に向けた調整開始。 公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び公益財団法人新潟県下水道公社(以下「関係団体」という。)に現地同行を依頼。関係団体の承諾後、文書で支援要請	11:30	○(警報)	
	13:00	・新潟県は、関川村からの支援要請を受け、「下水道対策本部」を設置	～		
	13:30	・新潟県は、関川村に先遣隊を派遣(計7名：新潟県職員3名、関係団体4名)	～		
	15:00～18:00	・現地入りした先遣隊と関川村職員で現地調査、支援方法を調整	16:02		※注意報に移行
	20:00頃	・現地調査を終えた先遣隊と下水道対策本部で方針協議	～	↓	
8月5日	AM～	・新潟県は、県内ルールに基づく支援調整(管渠1次調査の人的支援)を開始	6:28	※注意報に移行	

§ 9 緊急対応、応急仮復旧の支援

(1) 資機材の支援調整

都道府県は、下水道施設の早期復旧を円滑に進めるため、被災市町村において不足する可能性が高い仮設資機材（可搬式発電機、仮設ポンプ、固形塩素等）を予測しながら、率先して必要資機材の確認を行う。資機材の調達については、都道府県内の流域下水道や都道府県内の主要な都市、また被害のなかった管内市町村への依頼に加え、公社及び民間企業に対しても資機材の支援調整を実施することを検討する。

資機材を調達する際は、必要な仕様等の情報を可能な限り収集するとともに、調達後の配置及び管理方法まで含めて調整・指示を行うことが望ましい。

(2) 人的支援調整

都道府県は、被災市町村から要請を受けた人的支援について、主体となって都道府県内の流域下水道や都道府県内の主要な都市、また被害のなかった管内市町村に加え、公社に対しても協議調整を行う。

また人的支援については、どのような人員が必要かを明確にしておく必要がある。

(3) 関連団体等との調整

都道府県は、必要に応じて上水道部局、放流先水域管理者、下水道以外の污水处理施設管理者、道路管理者等の関連行政部局や関連団体等との調整及び助言を行うことが望ましい。

(4) 情報共有・収集

都道府県は、円滑な情報共有のために、関係者が参加する定例会議の実施や、窓口を一元化するなどの取組を実施するとよい。また、都道府県内においても、統一された報告書様式の利用、SNS や Web 掲示板の活用等により、円滑な情報共有を図ることを検討する。

(1) 資機材の支援調整

被災市町村は、発災後の混乱により、支援要請の検討も出来ない状況になることが想定される。都道府県は、下水道施設の早期復旧を円滑に進めるため、被災市町村において不足の可能性がある仮設資機材を予測しながら、率先して必要資機材の確認を行う。

資機材を調達する際は、用途や必要な仕様等の情報を可能な限り収集し、支援市町村に共有することが望ましい。具体的には、仮設水中ポンプ等の機械設備は、設置・接続方法、流量、揚程や必要動力等の仕様を、燃料供給要請は、油種、備蓄量、必要量等の情報を収集し、支援調整を行う。

被災市町村から支援要請を受けた資機材は、都道府県内の流域下水道や都道府県内の主要な都市、また被害のなかった管内市町村への依頼に加え、公社及び民間企業に対しても支援調整を検討する。仮設資機材の支援調整の際は、事前に収集していた管内市町村の備蓄・資機材リストを活用する。

資料6-1

また、被災市町村の人的資源が不足していることを想定し、仮設資機材調達後の配置及び管理方法まで含めて調整・指示を行うことが望ましい。

溢水発生時の緊急措置として、バキューム車による汚水移送が必要となることが想定される。近年は下水道の普及等により、し尿収集運搬用のバキューム車の数が減っており、発災後の手配が難しいことも想定されることから、広域からの支援やし尿処理関係部署との調整が重要である。

揚水機能や消毒機能が停止し、緊急放流を行う場合は仮設配管等と固形塩素が必要となる。被災市町村単独の備蓄で不足する可能性があり、広域からの支援が重要である。

下水道施設内に滞留した氾濫水の排除や、機能停止した雨水ポンプ場の代替機能の確保のために、地方整備局（河川事務所）所有の排水ポンプ車が必要となることが想定される。基本的には被災市町村より地方整備局（河川事務所）に要請を行うが、要請が困難な場合は都道府県が主体となり、調整対応を行う。

下水処理場や汚水ポンプ場、管きょに滞留した汚水の排除については、民間企業が所有する強力吸引車を活用することとなる。市町村から民間企業への要請が困難な場合は、都道府県が支援調整及び助言を行う。

また、排水ポンプ車を要請する際は下水道施設までの動線、仮設ホースの設置、車両サイズや配置場所などを考慮する。排水ポンプ車等の災害対策用機械は、貸与中の運転に係る燃料、運転手、操作員等は要請した市町村の負担となることを留意した上で、調達後の配置、運転管理も含めて支援調整及び助言を行うことが望ましい。

（２）人的支援調整

都道府県は、被災市町村から要請を受けた人的支援について、主体となって都道府県内の流域下水道や都道府県内の主要な都市、また被害のなかった管内市町村に加え、公社に対しても協議調整を行う。

支援にあたっては被災市町村が必要とする内容（行政対応、処理場調査、管路調査、維持管理、復旧対応）に伴い、どのような人員が必要かを明確にし、円滑な人的支援を実施する。なお、支援の際は受援体制の構築等も含め都道府県と被災市町村の作業分担を確認するとよい。また支援側に対して、準備すべき道具類や被災地で支援するために必要な生活インフラ（上水、食料、宿泊所等）の状況の情報を提供する。

複数団体が支援に携わる場合、支援者側の役割分担（行政関係支援、現場調査支援等）を明確にし、被災市町村が支援要請した内容が支援側に正確に伝わるように、都道府県が調整役となり連絡窓口を一元化することが望ましい。

人的支援調整は、全体を把握して判断できる職員であることが望ましい。都道府県庁内の人的資源が不足する場合は、必要に応じて、都道府県の他部局に在籍する下水道部局経験者に協力を要請することも想定する。

なお都道府県のみで対応可能な人的資源が不足する場合は、近隣都道府県やブロック管内都道府県からの応援も検討する。

【令和4年8月3日からの大雨：新潟県の事例】

被災市町村からの要請や先遣隊からの事前情報を基に、新潟県では県内市町村と支援調整を行い、早期に支援活動を実施した。

県内市町村による支援活動を早期に実施できた背景として、新潟県では、全国ルール、中部ブロックルールに基づき、下水道災害時における県及び管内市町村の相互支援を目的とした「新潟県における下水道災害時の支援に関するルール」（以下、「県内ルール」）を定めていたこと、更には被災市町村を現場対応に専念させるため、新潟県が被災市町村に代わり現場に常駐し、支援活動に係る陣頭指揮をとったことによる。支援概要は以下のとおり。

〔支援概要〕

- ・ 県内ルールに基づく支援活動（管路施設の1次調査）

発災2日後の令和4年8月5日、新潟県では被災自治体（1市1村）からの支援要請を受け、同日、県内市町村と支援調整を行った。併せて、受援体制を確立するため、翌6日から現地での先行調査や調査範囲の把握等を行い、9日から11日の3日間で管路施設の1次調査を完了させることができた。

その間、県職員は現場に常駐し、1次調査の他、支援職員への概要説明、調査結果のとりまとめや翌日の調査方針等の総括業務を担った。

（3）関連団体等との調整

処理場、ポンプ場の災害支援については、日本下水道事業団等の関連団体に要請する市町村が多いが、支援体制にも限りがあり、広域災害時には対応できない場合も想定される。都道府県は、関連団体の対応が遅れることも想定し、支援調整を主体となって行うことが望ましい。

被災時は汚水を簡易沈殿・消毒処理後に、近傍水域へ放流することが予想される。この場合、農業用水や漁業関係者、放流先水域管理者、取水関係者との調整が必要となる。都道府県は、連絡が必要な水利関係者等について被災市町村に提示し調整及び助言を行うことが望ましい。必要に応じ、都道府県は、上水道部局、下水道以外の汚水処理施設管理者、道路管理者等の関連行政部局及び関連団体との調整及び助言を行う。

また、マスコミ対応、節水協力依頼等の住民対応について、都道府県と関連市町村で調整及び助言を行うことが望ましい。

（4）情報共有・収集

都道府県は、被災市町村の情報を収集し、ブロックルール幹事県や国等に報告する等、情報共有・伝達において重要な役割を担う。水害に限らず、大規模災害の発生時は被災市町村から都道府県、国交省への被害状況報告や発災後対応報告は、情報が錯綜しやすい状況となる。そのような状況の要因としては、連絡窓口が一元化できていないことや都道府県内の情報共有不足により、被災市町村に対して必要以上に同じ内容の連絡をしてしまうこと等が考えられる。

資料6-1

都道府県は、被災情報を速やかにかつ正確に収集・整理し、支援側に情報を共有することで、下水道施設の早期機能確保に繋がる。そのためには、情報共有の定例会議の実施、統一された報告書様式の利用、連絡窓口の一元化等の取組みをすることが望ましい。情報共有の定例会議としては、最低1日1回、当日に行った支援の報告や翌日の予定を共有することで、被災市町村、都道府県や支援関係者間の情報共有が促進される。

また、携帯電話の通話による情報伝達は、同時に多人数へ情報共有することが困難である。そのため、被災市町村でまとめている情報をリアルタイムで伝えられる SNS（LINE 等）や WEB 会議システム（Zoom、Teams 等）の活用が有効である。なお、WEB 会議システムの利点としては、ビデオ通話により顔を合わせることで意思疎通を図りやすいこと、写真や図表を共有可能なことや一度に多人数に情報展開できること等がある。一方、WEB 会議システム使用時の留意点としては、チャット機能を活用するなどして会議内容の履歴を残すこと、会議の最後に決定事項を復唱し認識に相異がないことを確認することや WEB 会議用デバイス（PC・タブレット・スマートフォン端末、Wi-fi 等の通信環境、電源）を確保することがある。

情報収集は、人、モノ（資機材、燃料等）、情報、下水道施設及びライフライン等の以下①～④の被害状況及び⑤～⑦の活用可能なリソースを把握する。

- | | |
|---|------------------|
| <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 4em; line-height: 1;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"><ul style="list-style-type: none">① 下水道施設及びライフライン等の被害状況② 被災市町村職員の被災状況と災害対応に従事可能な職員数の把握③ 災害対応拠点、代替拠点の被害状況④ 下水道台帳等の重要情報の被害状況⑤ 管内市町村の備蓄・資機材リストや民間企業等が保有している資機材（品名、数量等）
その内、提供可能なモノの把握⑥ 応援可能な職種別人員数の把握⑦ 別部署も含めた協定先の把握</div> | ①～③は先遣隊
が得た情報 |
|---|------------------|

【令和元年東日本台風：福島県下水道公社の事例】

東日本大震災では、浄化センターの被災状況等について、本社と支社で情報共有ができないことが一番の課題であったため、震災後、社内 LAN に電子掲示板を構築した。

令和元年東日本台風時は、公社内の電子掲示板を利用し情報の一元化を図ったことで、本社と支社が連携し、浄化センターの被災状況等の情報共有を円滑に行うことができた。

下水道事業における災害時支援に関するルールの解説

令和 2 年 12 月改定

公益社団法人 日本下水道協会
法 人

目 次

1. 「全国ルール」改定の経緯について	1
2. 「全国ルール」と「大都市ルール」との関連について	1
3. 災害時支援ブロック連絡会議について	1
4. ブロック連絡会議幹事について	2
5. 災害時支援全国代表者連絡会議について	2
6. 下水道対策本部について	2
7. 国土交通省の役割（全国ルール第9条）について	4
8. 災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）について	5
9. 前線基地の現地応援総括者について	7
10. 被災した自治体の役割について	7
11. 災害復旧支援活動にかかる費用負担について	8
12. 参考資料－1「ルールのフロー」について	8
13. 今後、推進が望まれる取組について	9
14. 「全国ルール」における用語について	10
15. 資料	
＜資料－1 支援調整時の文書例＞	12
様式－①：支援活動可能体制の報告について（依頼）	12
様式－②：支援活動可能体制の報告について（回答）	13
様式－③：支援体制調整結果（案）の連絡について	15
様式－④：応援の要求について（依頼）	16
様式－⑤：支援ブロックへの広域応援の協力について（依頼）	17
＜資料－2 全国ルールの詳細フロー（例）＞	18
＜資料－3 応援活動の役割分担表（例）＞	22
＜資料－4 平常時の対策＞	26
＜資料－5 全国ルールにおける用語集＞	27

下水道事業における災害時支援に関するルール（「全国ルール」）の解説

平成 28 年 4 月 16 日に発生した熊本地震にかかる支援活動の実状を踏まえた「全国ルール」の改定にあたり、ブロック連絡会議や下水道対策本部の運用等の参考となるよう、改定の経緯、補足、変更点、参考となる実績及び参考資料等を「解説」として取りまとめています。

1. 「全国ルール」改定の経緯について

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を受け、平成 8 年 1 月に「全国ルール」を制定し、大規模災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達方法などの下水道界の基本ルールを作成しました。

その後、平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震を受け、応援及び派遣された職員の身分及び費用負担の整理、広域的な支援が必要な場合の対応等について見直し、平成 19 年 6 月に改定しました。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受け、複数の都道府県に被害が跨る場合の広域支援対応等について見直し、平成 24 年 6 月に改定しました。

今回の改定においては、支援調整隊の位置づけ、下水道対策本部の業務への「大都市ルールとの調整」の追加、安全への留意等について見直しています。

2. 「全国ルール」と「大都市ルール」との関連について

「全国ルール」では、東日本大震災のようなプレート境界型地震や熊本地震のような直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合、複数の都道府県に跨る広域被災の場合に備えて、都道府県を超える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的としています。

また、大規模な災害が発生した場合、支援（「応援」及び「派遣」）経験を有する大都市の支援が重要であることから、「全国ルール」と「大都市ルール」を調整しながら、大規模な災害に迅速に対処することになっています。例えば、被災ブロックの大都市のうち、被害が少ない大都市がある場合、その大都市は、全国ルールに基づき大都市以外の支援も行います。

3. 災害時支援ブロック連絡会議について

平常時の業務をブロック連絡会議で行うこととし、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成との整合を図るため、オブザーバー県を設置しています。

なお、当該オブザーバーの県内で災害が発生した際は、オブザーバーとして所属していないブロックで対応することとなります。

また、都道府県は第 3 条第 3 項のとおり「市町村の災害時緊急連絡網」を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について十分に周知するものとしており、周知の徹底の観点から、実施状況をブロック連絡会議に報告することが望まれます。

4. ブロック連絡会議幹事について

幹事は都道府県をもって充て、原則として年 1 回ブロック連絡会議を開催します（資料－4 参照）。また、①幹事の選出、②参加市町村の選出、③ブロック連絡会議構成員に係る緊急連絡網（平日、夜間・休日）の作成、④連絡する災害規模及び報告関係機関等、⑤第 6 条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出、⑥資機材リストの集計、⑦訓練、を協議・調整等を行います。

なお、災害時緊急連絡網の作成にあたっては、資料－2 に全国ルールの詳細フロー（例）を掲載していますので参考にしてください。

5. 災害時支援全国代表者連絡会議について

支援活動に関する全国的な方策等を調整するため、災害時支援全国代表者連絡会議を設置し、事務局は日本下水道協会とし、原則として年 1 回開催します（資料－4 参照）。

6. 下水道対策本部について

(1) 下水道対策本部の位置づけ

下水道対策本部は、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」の下水道事業に関する部分についての運営支援を行う組織とし、災害復旧活動の支援業務等（災害対策基本法第 67 条等に基づく応援要求の調整や後方支援等）を行うものとし、その活動は、任意の調整機能と位置づけられます。

(2) 下水道対策本部の設置要件

次の場合に設置するものとします。

- ①震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- ②震度 5 強以下の地震等で、被災自治体から支援要請を受けた場合
- ③都道府県とブロック連絡会議幹事が調整し必要と判断した場合

(3) 下水道対策本部の組織

下水道対策本部長は、原則として被災都道府県の下水道担当課長とします。

また、被災状況やこれまでの被災ブロックにおける支援及び受援経験等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整や被災したブロック内の自治体への支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができることを今回新たに追加しました。なお、リーダーシップを発揮しやすいよう、支援調整隊の隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うことや、また、機動的かつ効率的に活動できるよう、支援調整隊の隊員は、下水道対策本部に参集した下水道対策本部員から隊長が必要に応じて指名するものとしました。

熊本地震の際には、現地支援本部と称し、支援調整等の下水道対策本部の業務を行いましたが、下水道対策本部と名称の明確化を図るため、支援調整隊に改称しました。

被災規模による下水道対策本部の体制イメージを図－1 に示します。

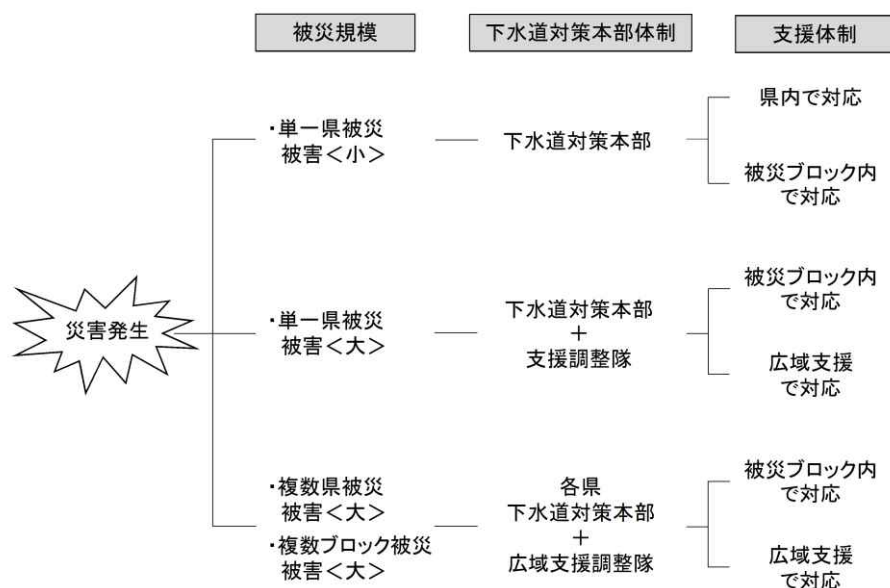


図-1 被災規模による下水道対策本部の体制イメージ

東日本大震災のような複数の都道府県に跨る広域被災の場合には、図-2に示すように、被災した各県に（狭義の）下水道対策本部が設置され、支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整により、広域支援調整隊を設置することができます。また、国土交通省下水道部内に下水道支援調整チームが設置され、被災自治体、支援自治体及び関係する団体を総括的に（広義の）下水道対策本部として対応することになります。

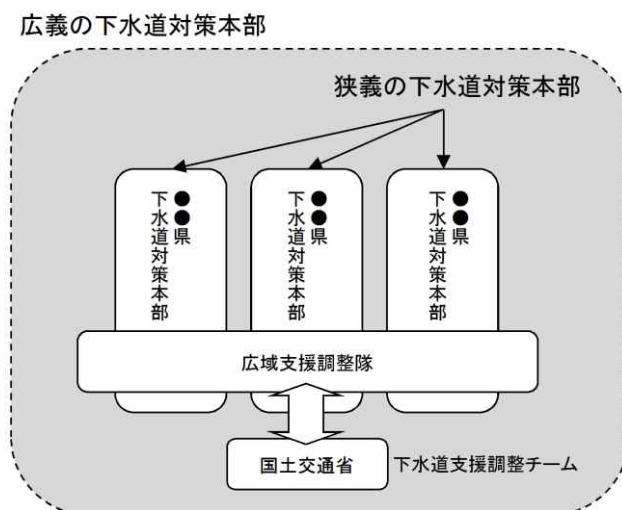
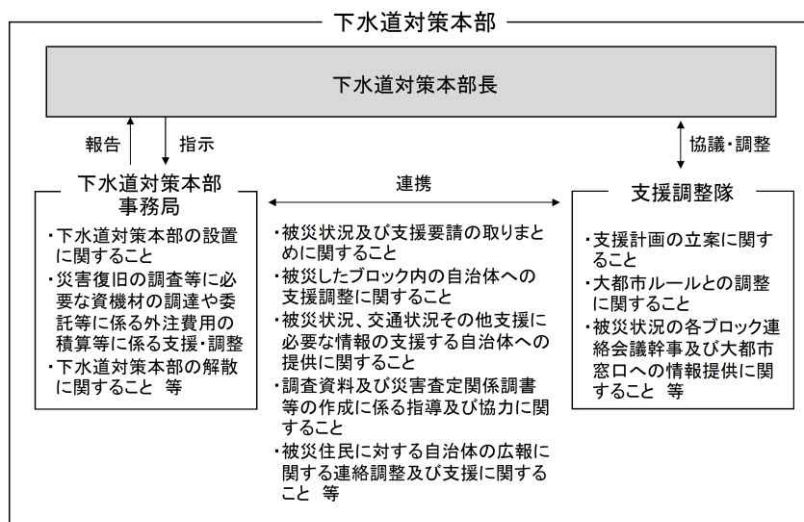


図-2 複数県に跨る広域被災における下水道対策本部のイメージ

下水道対策本部には、第7条第4項のとおり、下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置くこととなっており、熊本地震における下水道対策本部事務局と支援調整隊（当時：現地支援本部）の役割分担の例を図-3に示します。

資料6-2



図－３ 下水道対策本部事務局と支援調整隊の役割分担の例

(4) 下水道対策本部の設置場所

下水道対策本部は、原則として被災都道府県の本庁舎所在地に設置します。

なお、東日本大震災では、岩手県、宮城県等に下水道対策本部を設置したことに加え、東北地方整備局に広域支援調整隊（当時：現地支援本部）を設置し、連携を図りながら対応しました。

(5) 下水道対策本部の構成員

構成員の身分及び費用は、「ブロック知事協定」等で特に定めがある場合を除き、(1)のとおり、下水道対策本部の位置づけに鑑み、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による参加とします。これは、下水道対策本部での支援活動が、災害対策基本法に基づく災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）と異なることから、「自主的な参加」としているためです。

(6) 支援計画の立案

支援計画の立案においては、災害査定の期限を考慮し、災害査定設計書の作成に至るまでの支援体制が適切な規模となるよう計画する必要があります。

7. 国土交通省の役割（全国ルール第9条）について

ライフラインである下水道施設の早期の機能復旧は、被災した国民の生活にとって必要不可欠であることから、下水道対策本部の活動を迅速かつ的確に実施するとともに、十分な支援体制を構築する必要があります。

阪神淡路大震災、新潟県中越・中越沖地震、東日本大震災、熊本地震等において、国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び地方整備局は、現地の下水道対策本部へ職員を派遣するなど、下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携し、支援活動の総合調整を行ってきたことを踏まえ、国土交通省の役割は、ブロック内及び広域支援による支援・応援活動等の「総合調整」を行うこととしています。なお、自治体においては、自主的に行動していくことも必要です。

また、熊本地震においても東日本大震災と同様に災害査定の簡素化に関する通知が発出される等、今後も災害査定に至るまでの業務の迅速化・効率化について検討する役割があります。

8. 災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）について

「全国ルール」では、対策本部設置から災害査定資料作成等までの支援活動を想定していますが、それ以降の支援活動も含めて考え方を整理します。

(1) 災害復旧支援活動の位置づけ

災害が発生し、被災自治体へ他の自治体が応急対策、災害復旧の支援を行う場合、災害対策基本法及び地方自治法第 252 条の 17 に定める「応援」及び「派遣」の規定に基づき実施します。これは、災害復旧支援活動を行う際には、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意することが重要ですが、職員が二次災害等に遭遇した場合の措置等を明確にするため、災害復旧支援活動を災害対策基本法及び地方自治法に基づく活動に位置づけたものです。

表－1 災害対策基本法における「応援」と「職員の派遣」の位置づけ（参考）

区 分	応援 (災対法第 6 7、6 8、7 4 条)	職員の派遣 (災対法第 2 9～3 3 条)
性 質	マンパワーとしての人員に着目する場合が多い。	職員個人の有する技術・知識・経験等に着目。
期 間	短期。	原則として長期にわたる。
事 務	災害応急対策を実施するために必要なこと。	災害応急対策又は災害復旧に関し必要なこと。
身 分	身分異動を伴わない。	派遣先の身分と併任。
指揮・監督	応援隊が一隊となって派遣先の指揮下に入る。	個人的に派遣先に分属する。

(出典；逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕p424)

なお、災害対策基本法第 29 条に規定されている「職員の派遣」は国の職員に適用されるもので、(3)のとおり、地方公共団体の職員の場合は地方自治法第 252 条の 17 の規定によることになります。詳細は同法の手続きを参照してください。

(2) 「応援」を実施する場合の手続き

災害対策基本法に基づく「応援」を実施する場合、被災自治体及び応援自治体間において、災害対策基本法第 67 条（市町村長等相互の場合）、同第 68 条（市町村長等が都道府県知事に対して行う場合）又は同第 74 条（都道府県知事等相互の場合）に基づき手続きを行います。

なお、手続きは文書（又は電磁的記録）で行いますが、緊急でやむを得ない場合は電話又はファクシミリ、メール等により応援要請を行い、後日文書（又は電磁的記録）を速やかに提出します。

また、応援要請を行う際は、全国知事会、全国市長会及び全国町村会等を経由で別途、要請を行う可能性があり、応援要請が重複しないよう、被災自治体内において予め調整を行うことが望まれます。

(3) 「派遣」を実施する場合の手続き

自治体の職員を派遣する場合は、地方自治法第 252 条の 17（職員の派遣）に基づく手続きを行います。

(4) 支援、応援、派遣の区分

他の自治体が被災自治体で実施する活動は、災害対策基本法及び地方自治法に基づき、「応援」や「派遣」と位置づけられます。よって、災害対策基本法及び地方自治法に基づく「応援」や「派遣」以外の活動である、「下水道対策本部の活動」や「他の自治体を実施する先遣調査」等は、他の自治体等の職員が所属組織・団体の身分及び費用による参加としての「支援（狭義）」の位置づけとなります。

なお、二次災害の未然防止と安全確保の作業である「緊急点検」と、「緊急調査」は被災自治体による対応が基本となります。

また、「現地調査」として、下水道対策本部設置直後に、国土交通省の総合調整のもと下水道対策本部と共に、自主的に国土交通省及び日本下水道協会等が、支援規模の概要把握や広域支援要請の判断を行うことも想定しています。

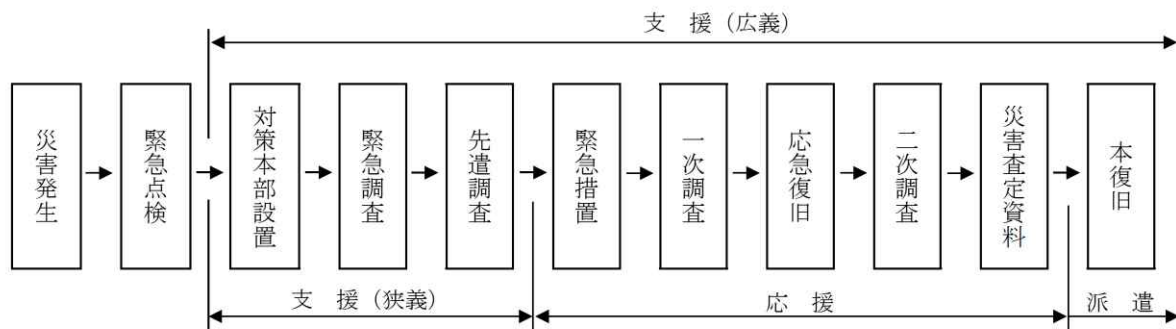


図-4 支援、応援、派遣の区分のフロー（参考）

支援（広義）：対策本部の設置、緊急調査、先遣調査、応援活動及び派遣活動（支援活動時点では、広義で捉えている）

支援（狭義）：対策本部設置、緊急調査、先遣調査

応援：支援のうち、災害対策基本法第 67、68 又は 74 条等に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること

派遣：支援のうち、地方自治法第 252 条の 17 に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること

災害発生から本復旧までの項目を区分すると、図-4のフローのようになります。これまでの災害では、支援組織が支援体制を確立するために行う「先遣調査」までを「支援（狭義）」、緊急措置から災害査定資料作成までを「応援」、本復旧以降を「派遣」としている例が多くありましたが、これらの区分は実状に合わせて柔軟に対応する必要があります。

なお、東日本大震災においては、被災直後に、国土交通省、東京都、日本下水道事業団、日本下水道協会が被災状況の把握のため東北地方の現地調査を行うとともに、大都市間ルール等に基づき新潟市、大阪市が仙台市、千葉市の被害状況把握のための現地調査を行うため、職員を派遣しました。

さらに、国土交通省は、被災地方公共団体とも調整し、名古屋市、大阪市、神戸市に対し、岩手県、宮城県、福島県における先遣調査のための職員派遣の検討を依頼し、各都市は、その後もアドバイザー都市として、支援活動を行いました。一方、仙台市の支援活動のアドバイザーは政令市である新潟市が行いました。

資料6-2

それ以降の被災一般市町村に対する、全国の地方公共団体による広域支援については、国土交通省の総合調整のもと、大都市窓口、アドバイザー都市、日本下水道協会が各大都市、各ブロック幹事と連携し、職員の応援に係わる連絡調整を行いました。

また、東日本大震災では、「全国ルール」により出動した他の自治体（都道府県及び大都市を除く市町村）が被災自治体で実施する一次調査までの活動については、短期の職務命令による派遣の扱い（公務出張）を前提に支援要請を行いました。

熊本地震では、前震2日後に発生した本震を受け、熊本県と国土交通省による調整の結果、本震翌日に熊本県庁内に支援調整隊（当時：現地支援本部）を設置し、復旧に向けた支援調整を図った結果、熊本市を除く熊本県内の自治体の支援においては、ブロックを跨いでの広域支援を行わず、北九州市及び福岡市を中心として、九州ブロック内の自治体のみで支援を行いました。

9. 前線基地の現地応援総括者について

現地応援総括者は、国土交通省の総合調整の上、被災自治体に設置された前線基地において、リーダーとして現地の応援を円滑に行い、下水道対策本部と綿密に連絡調整することとします。

新潟県中越地震では、広範囲な被害に対し、3地区に部隊を割り振り、それぞれに大都市がリーダーとなって支援・応援にあたりました。

東日本大震災では、広域支援が必要であったため、被災県内に（狭義の）下水道対策本部が設置され、支援を受けた被災自治体内に前線基地が設置され、被災自治体が現地応援総括者機能を担い対策本部と連絡調整を行いました。

熊本地震では、下水道対策本部が設置された地域を中心とした被害であったため、前線基地は設置されませんでした。

10. 被災した自治体の役割について

応援隊の受入に対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料等を用意します。

(1) 情報提供

現地への交通・アクセス状況、資機材リスト（マンホール蓋開器具等）、水・食糧事情等について情報を提供します。

なお、終末処理場等に宿泊が可能な場合は、その情報も提供し、民間の宿泊施設を使用してもらう場合は、応援する自治体が確保することを基本とします。

(2) 資料提供

被災状況、下水道台帳（紙ベースを複数用意）、連絡体制表等について資料を提供します。

なお、緊急調査あるいは先遣調査の部隊に、可能な限りそれまでの間に収集できた情報を提供します。

また、下水道台帳の整備に当たっては、平常時から、路線番号やマンホール番号等を正確に付けておくことにより、混乱が生じないようにしておくことも重要です。

11. 災害復旧支援活動にかかる費用負担について

(1) 応援する職員及び応援に要する費用の負担

災害対策基本法第 92 条（指定行政機関の長又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担）の規定により、応援を受けた公共団体が当該応援に要した費用（職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等）を負担します。（出典；逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕 p423）

なお、熊本地震では、総務副大臣より「平成 28 年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する繰出金について（通知）」及び総務省自治財政局公営企業課より「平成 28 年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する地方財政措置等について」が発出されており、災害によっては、応援した地方公共団体において特別交付税が措置される場合もありますので、その際は活用してください。

(2) 派遣に要する費用の負担

地方自治体職員の派遣に要する費用の負担は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分を合わせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担としています。

(3) 請負及び委託等に係る外注経費

TV カメラ調査、資料作成等の業務の積算にあたっては、積算基準、標準歩掛り及び公共工事労務費単価等を用いますが、積算基準等で想定していない遠隔地からの旅費、運搬費等については、実態に合わせて別途積み上げる必要があります。

これまで、被害が甚大で広域にわたる場合等の際には、広域被災地を分割して、多数の TV カメラ調査（ジェット洗浄、バキューム等付随作業を含む）が必要な場合、遠隔地から多数の調査業者が派遣されることになりました。このような場合、必要な経費については、適切に計上する必要があります。

なお、災害発生時に個々の被災自治体が細部にわたる詳細な積算を行うことは極めて困難なため、下水道対策本部等において、「積算支援」等を行う場合は、作業部会を設置して対応する必要があります。

12. 参考資料－1「ルールのフロー」について

- ① 「単一の都道府県内」が被災した場合（フローⅠ）と、東日本大震災を教訓に「複数の都道府県に跨り」被災した場合（フローⅡ）に区分して記載しています。
- ② 連絡体制のフロー「広域支援が必要な場合」では、まず現地の状況をつかんでいる「被災ブロック内連絡会議幹事」や「被災ブロック内大都市」を経由することとしています。ただし、状況によっては「被災ブロック内連絡会議幹事」や「被災ブロック内大都市」を経由せずに要請できることとしています。
- ③ フローⅡでは、広域支援を円滑に実施できるようにするため、被災自治体、支援自治体及び関係する団体を総括的に（広義の）下水道対策本部として対応することを表しています。

資料6-2

- ④ 下水道対策本部は、支援体制の確立に向けて、手続きを文書（又は電磁的記録）によることを原則とします。様式については、資料－１の支援調整時の文書例を参考にしてください。
- ⑤ 資料－２に時系列による関係団体ごとの連絡・調整・活動状況を、資料－３に応援活動の役割分担表（例）を示していますので、参考にしてください。

13. 今後、推進が望まれる取組について

(1) B C Pの見直し

今後、大規模地震が想定されていることから、下水道管理者は、段階的かつ計画的に地震対策を推進する必要があります。また、被災後の広域支援を迅速かつ円滑に進めるとともに早期の復旧、復興を促進するため、各自治体は下水道B C P（下水道事業における事業継続計画）を適切に見直していくことが望まれます。

(2) B C Pに基づく訓練

全国ルール第３条第２項「ブロック連絡会議」、第５条第２項「全国代表者連絡会議」、第７条第１項「下水道対策本部」を構成する第３条第２項第８号から第１１号までの関連団体においては、これまで震災後の迅速な復旧活動に尽力していることから、支援や復旧活動の経験を活かせるよう、平常時において、災害時の支援や応急対策等に係る協定を締結し、自治体等の防災訓練等に参加しています。

また、初動時の迅速かつ的確な対応が重要であることから、第４条第２項第７号「ブロック内の情報連絡訓練」だけでなく、各市町村でも下水道B C Pに基づく初動訓練を行うことも重要です。

(3) 受援力の向上

被災した自治体においては、支援する自治体を円滑に受け入れるとともに、支援活動が安全かつ効率的に進められるよう、受入れ準備など、いわゆる「受援力」を高めておく必要があります。

(4) 現地情報の提供と下水道台帳等下水道情報の準備

日本下水道協会では、現地への交通・アクセス状況、資機材の備蓄情報等を支援自治体等に提供するため、日本下水道協会のホームページ内に「災害時下水道事業関連情報サイト」を構築していますので、是非とも活用してください。

また、災害復旧支援活動には、下水道台帳等の下水道情報が重要であり、上記サイトでは平常時に下水道台帳データを掲載し、災害時に支援自治体等における閲覧が可能となる機能も兼ね備えていますので、あわせて活用してください。

(5) 災害査定に向けた取組

都道府県単位で復旧方針・方法を事前に作成しておくことが望まれます。

また、道路管理者との復旧範囲等の調整や震災前の状況把握（浸入水など）を事前に行っておくことも望まれます。

(6) 関連団体との連携強化

熊本地震では、図－５のとおり、二次調査において日本下水道管路管理業協会と全国上下水道コンサルタント協会が連携しながら作業することにより、事前に様式を統一する等、二次調査結果の整理がより効率的に行えたとの報告もあります。

加えて、二次調査を効率的に実施するため作業状況把握を目的に、一次調査から携わることも考えられます。

なお、要請に基づき携わる場合には、要請した自治体が適切な費用を負担する必要があります。

協定が未締結の自治体においても、今後、協定の締結、契約方法の検討、仕様書の作成等、平常時から関連団体との連携を一層図ることが望まれます。

また、実際に関連団体へ応援要請を行う際には、準備期間を考慮し、集合場所や車両基地等を含め早期の情報提供が望まれます。

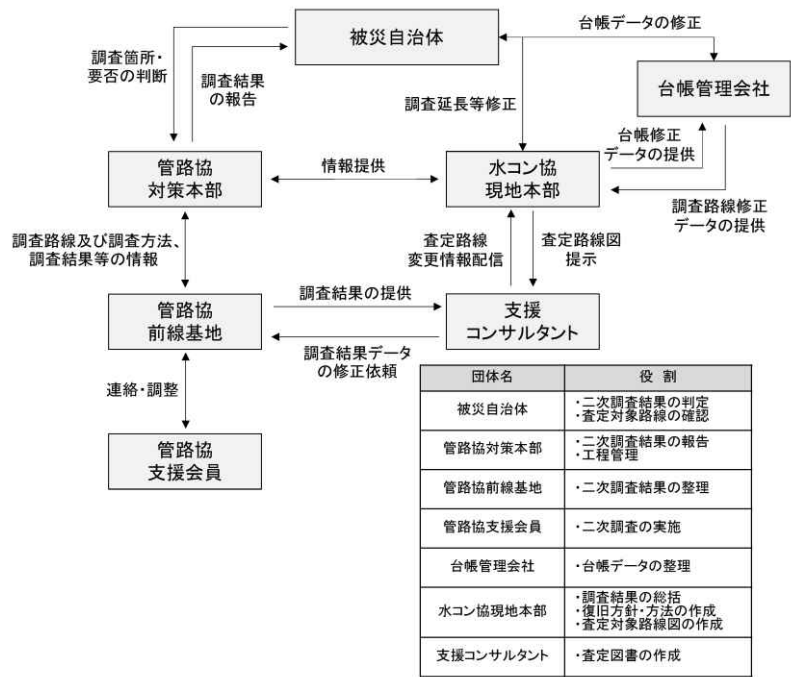


図-5 熊本地震における二次調査作業体制の例

(7) 排水設備の点検に向けた取組

熊本地震において、下水道は使用できるが、排水設備の点検が行われなかったためトイレが使用できなかった事例を踏まえ、避難所などの重要施設に限定し、管工事組合と事前に協定を締結することで、給水装置の復旧と併せて排水設備の点検を実施してもらう方策も考えられます。

14. 「全国ルール」における用語について

資料-5に「全国ルール」における用語集をまとめましたので、参考にしてください。

15. 資料

＜資料－1 支援調整時の文書例＞

様式－①：支援活動可能体制の報告について（依頼）

様式－②：支援活動可能体制の報告について（回答）

様式－③：支援体制調整結果（案）の連絡について

様式－④：応援の要求について（依頼）

様式－⑤：支援ブロックへの広域応援の協力について（依頼）

＜資料－2 全国ルールの詳細フロー（例）＞

＜資料－3 応援活動の役割分担表（例）＞

＜資料－4 平常時の対策＞

＜資料－5 全国ルールにおける用語集＞

資料6-2

<資料－1 支援調整時の文書例>

(様式一①：支援活動可能体制の報告について（依頼） 非公式文書）

令和 年 月 日

◇◇ブロック連絡会議幹事 ◇◇県下水道課長
大都市窓口都市 ■■■市下水道局長 様

□□県下水道対策本部長

△△県土木部下水道課長

支援活動可能体制の報告について（依頼）

□□県により、△△県下において下水道施設に多大な被害が生じており、当該ブロック内での対応では困難であるため、当該ブロック外市町村若しくは大都市の支援が必要と考えられますので、支援が可能な場合は、別紙「支援活動可能体制の報告」により、報告をお願いします。

連絡先 △△県土木部下水道課
TEL
FAX
メールアドレス

資料6-2

(様式一②：支援活動可能体制の報告について（回答） 非公式文書）

令和 年 月 日

◇◇ブロック連絡会議幹事 ◇◇県下水道課長
大都市窓口都市 ■■市下水道局長 様

▲▲市下水道局長

支援活動可能体制の報告について（回答）

令和 年 月 日により依頼のありました標記について、別紙のとおり報告します。

別紙「支援活動可能体制の報告」

連絡先 ▲▲市下水道局
TEL
FAX
メールアドレス

様式―② 別紙

支援活動可能体制の報告

○ 支援項目

支援都市名	人員 (人)	支援可能資機材					出発可能日	支援開始 可能日	備 考
		車両 (台)	バキューム車 (台)	テレビカメラ車 (台)	仮設ポンプ (台)	その他資機材 (台)			

支援可能班数だけ、可能な日程箇所に人数(1班当り人数)を記入する。

班数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	12月10日	12月11日	12月12日	12月13日	12月14日	12月15日	12月16日	12月17日	12月18日	12月19日	12月20日
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				

・1班あたり○名で構成

資料6-2

(様式－③：支援体制調整結果（案）の連絡について 非公式文書)

令和 年 月 日

支援可能自治体
被災自治体 様

□□災下水道対策本部長

△△県土木部下水道課長

支援体制調整結果（案）の連絡について

□□災下水道対策本部において、□□災による△△県下における支援体制調整結果（案）ができましたので、連絡します。

支援自治体と被災自治体との間において、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）等に基づく応援要求を行うに当たっては、この支援体制調整結果（案）を参考にしてください。

	被災自治体	支援自治体
1	☆☆町	★★市、◆◆市
2	〇〇村	●●市、■市
・		
・		
・		
・		

連絡先 △△県土木部下水道課
TEL
FAX
メールアドレス

資料6-2

(様式—④：応援の要求について（依頼） ☆☆町の公式文書）

☆☆第 号
令和 年 月 日

★★市長 様

△△県☆☆町長
(公印省略)

□□災に伴う下水道施設復旧のための応援の要求について（依頼）

□□災の発生に伴い、当町において下水道施設に甚大な被害が発生しました。

つきましては、貴市に災害対策基本法第67条、68条及び第74条等※、並びに「下水道事業における災害時支援に関するルール」等の規定のに基づき、応援の要求をいたします。

なお、詳細については、別途協議いたします。

※災害対策基本法の適用条文による

連絡先 △△県☆☆町
 TEL
 FAX
 メールアドレス

資料6-2

(様式—⑤：支援ブロックへの広域応援の協力について（依頼） △△県の公式文書）

☆☆第 号
令和 年 月 日

◇◇ブロック

■ ■ 府、○ ○ 県、● ● 県、▽ ▽ 県
各 下水道担当課長

△△県土木部下水道課長
(公 印 省 略)

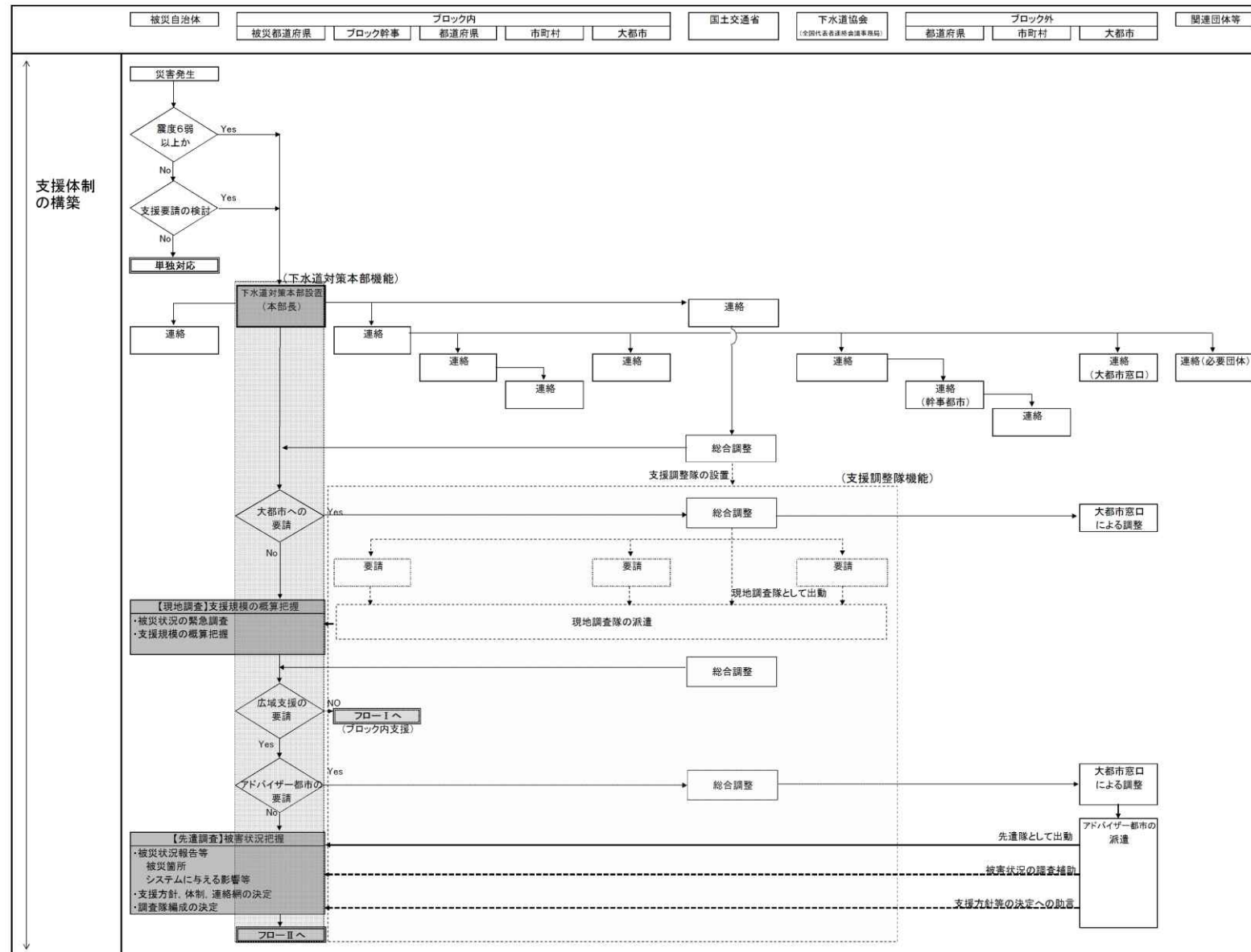
□□災による応援協力について（依頼）

□□災により、県内の下水道施設にも甚大な被害が発生しました。

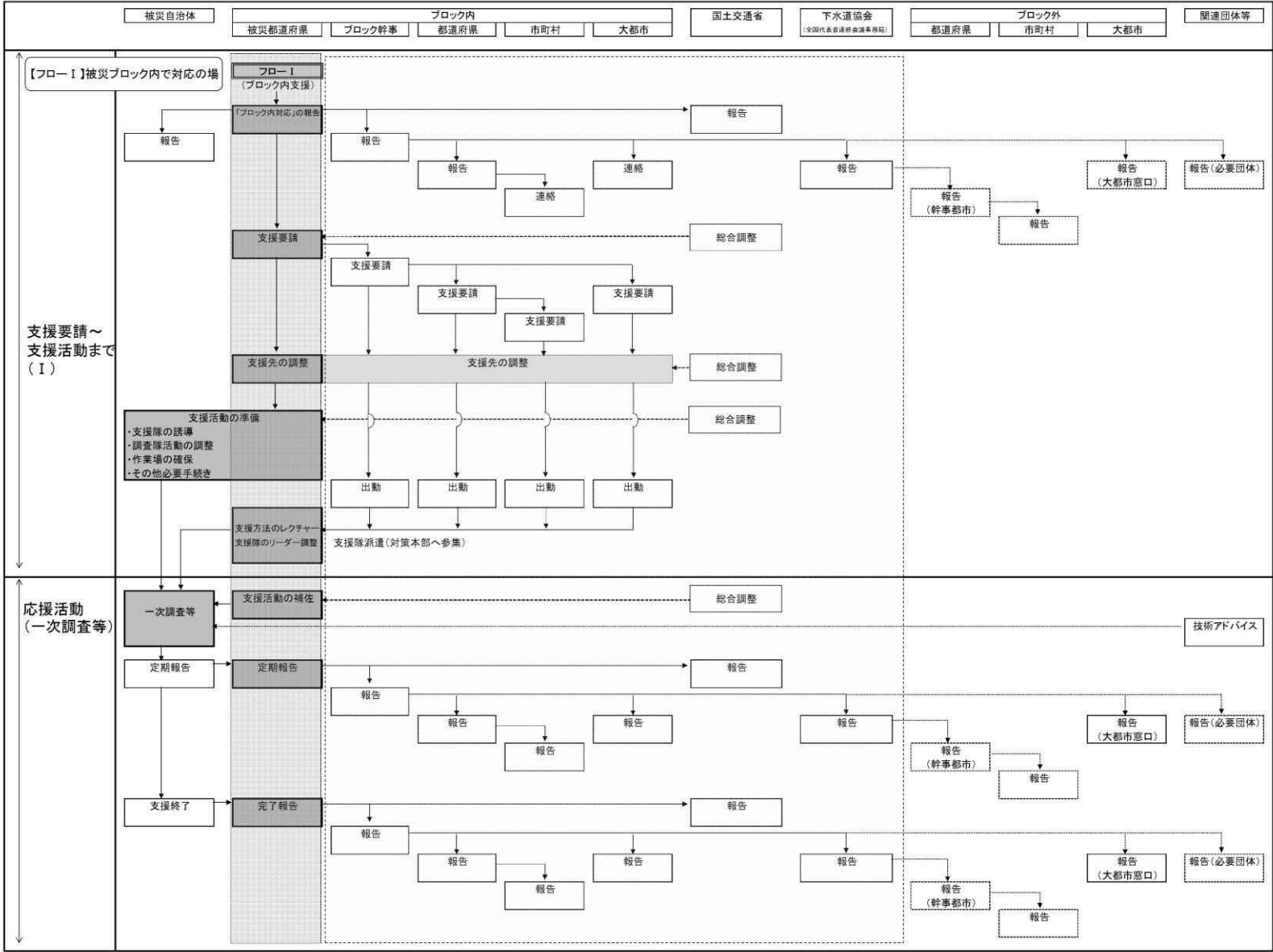
つきましては、貴県及び貴県内の市町村におかれましては、本県におけるこのような事情をご理解
いただき、被災市町村に対する支援についてご配慮いただければ幸いです

連絡先 △△県土木部下水道課
 T E L
 F A X
 メールアドレス

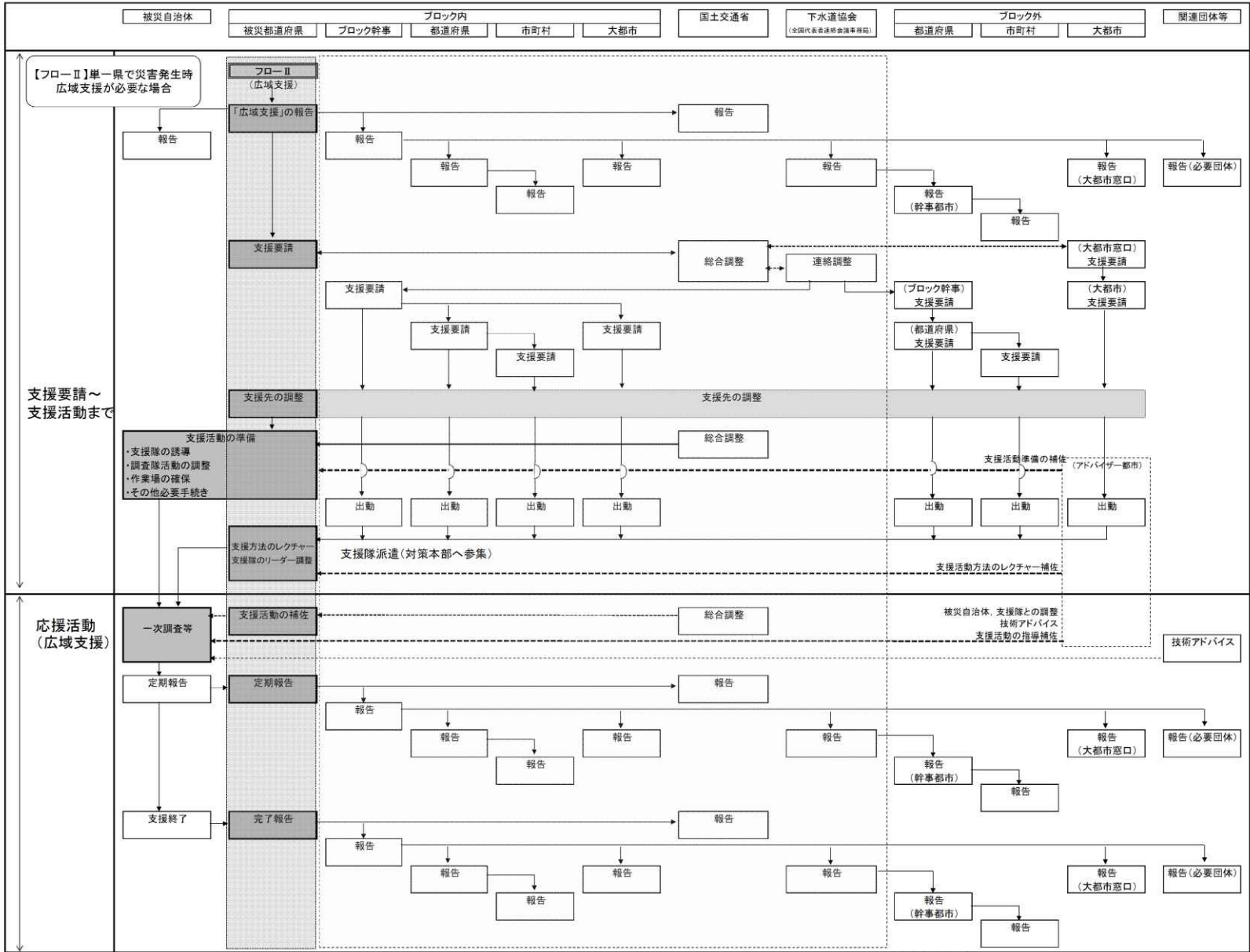
＜資料－２　全国ルールの詳細フロー（例）＞



資料6-2

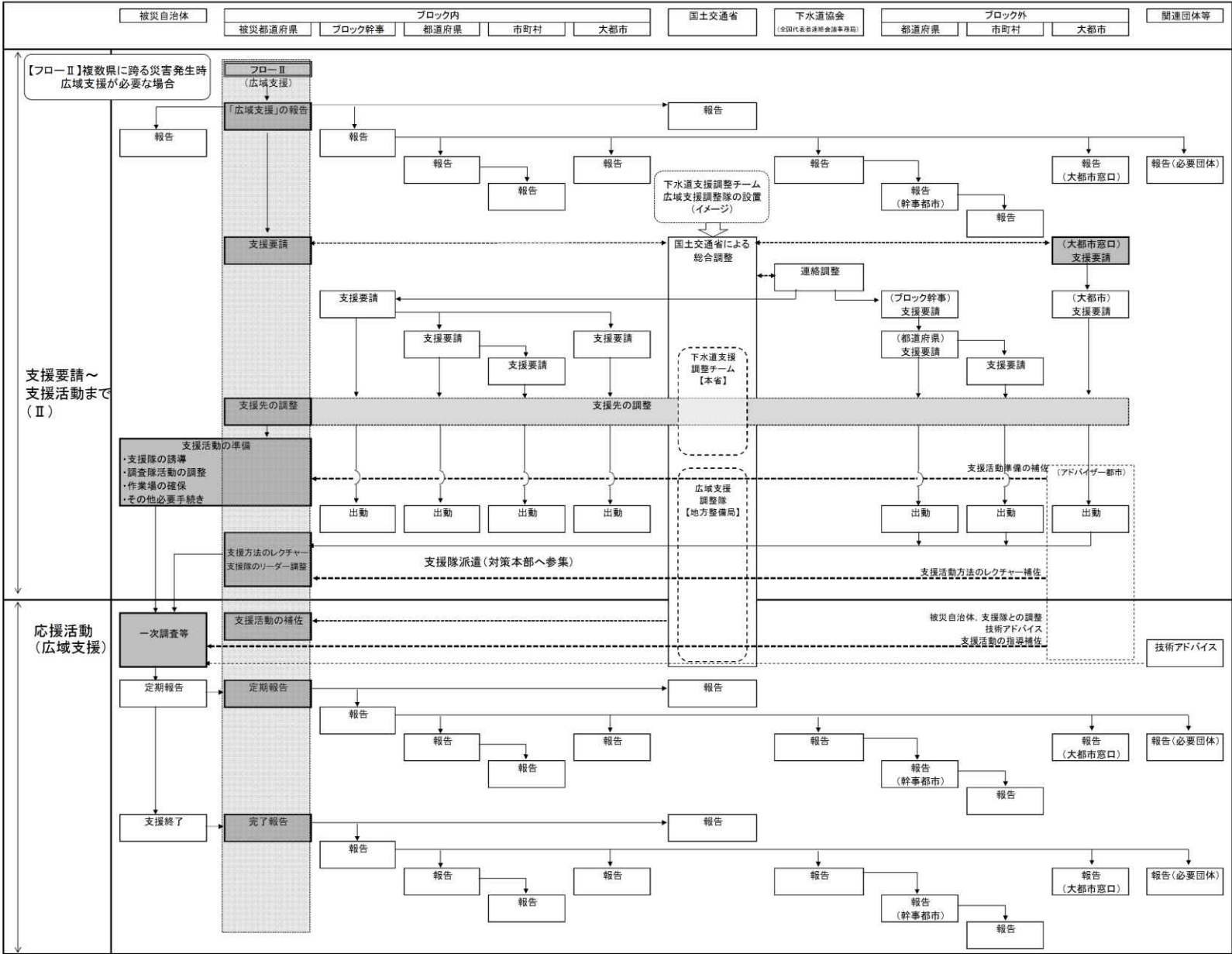


資料6-2



【 】はイメージ

資料6-2



資料6-2

< 資料－ 3 応援活動の役割分担表（例） >

単一県で災害発生時：被災ブロック内で対応の場合（支援調整隊の設置なし）

	応援活動参加者	主たる役割
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 国土交通省との連絡調整
	被災ブロック 連絡会議幹事	下水道対策本部長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
	被災ブロック内の大都市	下水道対策本部長の補佐
	予め定められた被災ブロッ ク内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	関連団体	下水道対策本部長の補佐 民間団体への情報伝達
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	日本下水道協会	下水道対策本部長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達
	現地応援総括者	下水道対策本部との連絡調整 応援活動の補佐
－	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
	被災ブロック内応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整
	地方整備局等	情報の集約

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

資料6-2

単一県で災害発生時：被災ブロック内で対応の場合（支援調整隊の設置あり）

	応援活動参加者		主たる役割
下水道 対策 本部員	被災都道府県		下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 支援調整隊との連絡調整
	支援 調整隊	国土交通省（特別本部員）	支援調整隊の隊長 第8条第1項に定める業務の一部
		被災ブロック 連絡会議幹事	支援調整隊長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
		被災ブロック内の大都市	支援調整隊長の補佐
		関連団体	支援調整隊長の補佐 民間団体への情報伝達
		日本下水道協会	支援調整隊長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達
	予め定められた 被災ブロック内の都道府県、一般市		下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団		下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	日本下水道新技術機構		下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	現地応援総括者		支援調整隊との連絡調整 応援活動の補佐
—	大都市窓口		大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
	被災ブロック内応援自治体		応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体		情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
特別 本部員	国土交通省		応援活動の総合調整
	地方整備局等		情報の集約

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

資料6-2

単一県で災害発生時：広域支援が必要な場合（支援調整隊の設置あり）

	応援活動参加者		主たる役割
下水道 対策 本部員	被災都道府県		下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 支援調整隊との連絡調整
	支援 調整隊	国土交通省（特別本部員）	支援調整隊の隊長 第8条第1項に定める業務の一部
		被災ブロック 連絡会議幹事	支援調整隊長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達 （支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整）
		被災ブロック内の大都市	支援調整隊長の補佐 （大都市窓口との連絡調整）
		アドバイザー都市	アドバイザーとして支援調整隊長の補佐 先遣活動（現地情報の入手、被災状況の把握、応援規模の 概要把握） アドバイス（支援活動方法のレクチャー、被災自治体・応 援隊との調整、技術アドバイス）
		関連団体	支援調整隊長の補佐 民間団体への情報伝達
		日本下水道協会	支援調整隊長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達 支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整 被災直後の状況把握（現地調査）
	予め定められた 被災ブロック内の都道府県、一般市		下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団		下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計 画の調整 技術アドバイス
	日本下水道新技術機構		下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	現地応援総括者		支援調整隊との連絡調整 応援活動の補佐
	支援ブロック連絡会議幹事		ブロック連絡会議構成員への情報伝達 全国ルールでの応援調整
	大都市窓口		大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
	－	被災ブロック内外の応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
		被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
特別 本部員	国土交通省		応援活動の総合調整
	地方整備局等		情報の集約

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

資料6-2

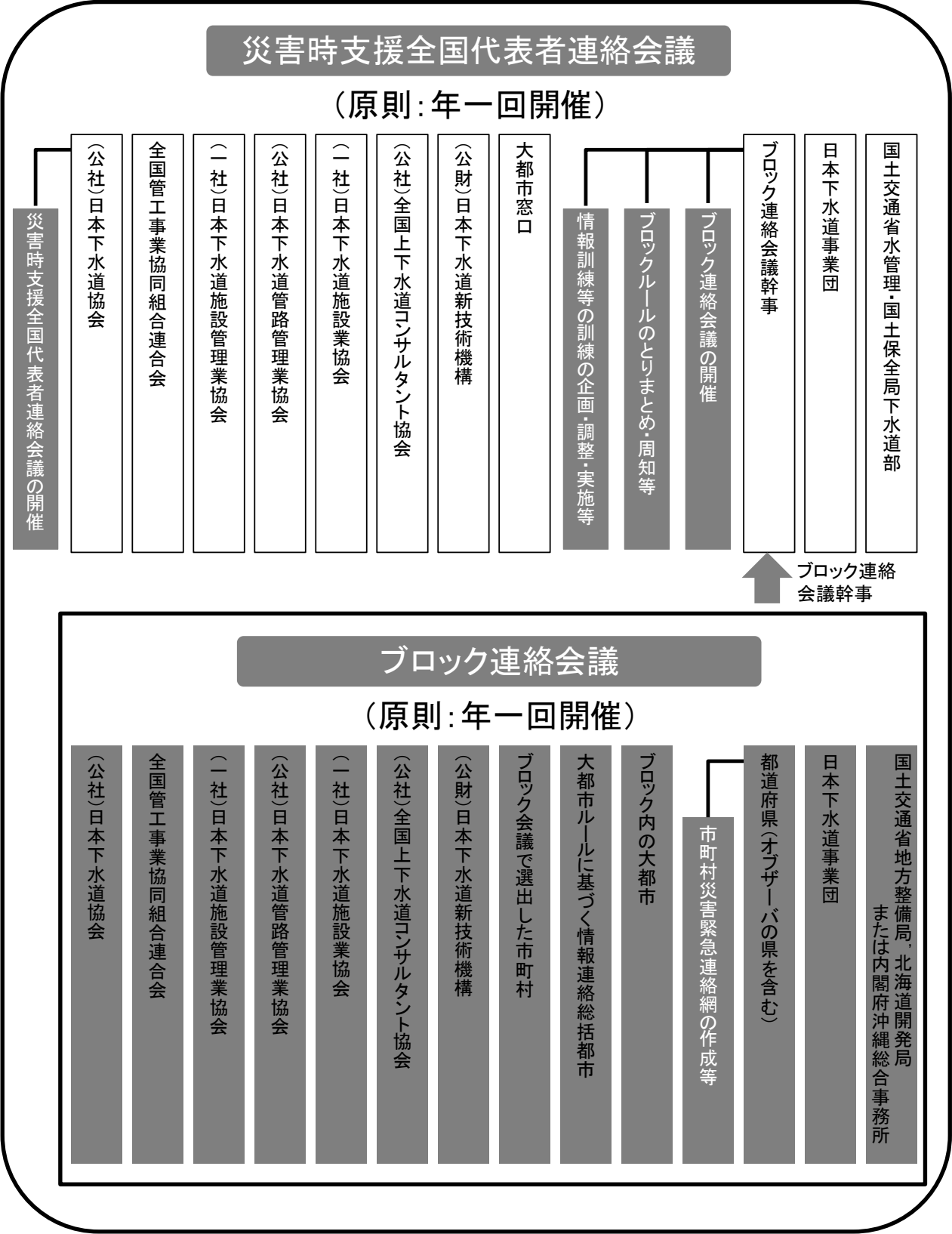
複数県に跨る災害発生時：広域支援が必要な場合

	応援活動参加者	主たる役割
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 国土交通省との連絡調整
	被災ブロック 連絡会議幹事	下水道対策本部長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
	被災ブロック内の大都市	下水道対策本部長の補佐
	予め定められた被災ブロッ ク内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	アドバイザー都市	アドバイザーとして下水道対策本部長の補佐 先遣活動（現地情報の入手、被災状況の把握、応援規模の概要把握） アドバイス（支援活動方法のレクチャー、被災自治体・応援隊との調 整、技術アドバイス）
	関連団体	下水道対策本部長の補佐 民間団体への情報伝達
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	日本下水道協会	下水道対策本部長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達 支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整 被災直後の状況把握（現地調査）
	現地応援総括者	下水道対策本部との連絡調整 応援活動の補佐
	支援ブロック 連絡会議幹事	ブロック連絡会議構成員への情報伝達 全国ルールでの応援調整
	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
－	被災ブロック内外の 応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整 広域支援調整隊の隊長
	地方整備局等	情報の集約 広域支援調整隊の調整

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

<資料－4 平常時の対策>

平常時の対策



＜資料－ 5 全国ルールにおける用語集＞

■一次調査

応急復旧又は本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集、管路施設では二次調査の必要性判定を目的とし、目視調査等により行う。

■応援

支援のうち、災害対策基本法第67、68又は74条等に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること。

■応急復旧

一次調査の結果により構造的な被害程度、機能的な被害程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う。二重対策とならない応急本復旧は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の応急工事として国庫負担の対象となる。

■緊急措置

大きな二次災害につながる危険性のある被害に対して緊急に行う。管路施設では、道路に与える影響、周辺施設に与える影響等の程度に重点をおいて行う。

また、処理場・ポンプ場施設では、機能障害につながる二次災害の危険性の程度、処理場・ポンプ場施設及び周辺環境に与える影響の程度に重点をおいて行う。

■緊急調査

重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う。被災自治体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）となる。

■緊急点検

人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急点検における安全確保を目的として行う作業であり、地震発生後直ちに行う。

■支援（狭義）

支援活動のうち、対策本部の設置、緊急調査、先遣調査のことをいう。

■支援（広義）

支援全般（対策本部の設置、緊急調査、先遣調査、応援活動及び派遣活動）のことをいう。

■災害査定

国庫負担申請書等に基づき査定官（国土交通省）、立会官（財務省財務局^{りつかいかん}）及び申請者が、被災現場において被災の事実・採択要件等を確認し、事業費を決定すること。なお、下水道施設の地震災害からの復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる。

■先遣調査

支援要請を受けた組織が一次調査、二次調査に必要な体制を構築するために行う。緊急調査の情報が不足する場合には、被害の拡大と二次災害の防止並びに緊急措置等の必要性を判断するための調査ともなる。また、必要な後方支援体制を進言し、調査資機材の必要量を把握するための調査ともなる。

■二次調査

本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に調査する。処理場・ポンプ場施設では、本復旧工事のための調査として一次調査に引き続き行うことが多い。

■派遣

支援のうち、地方自治法第252条の17に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること。

■本復旧

本復旧は、施設の本来の機能を回復するために行う。原則として、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害査定を受けた復旧工事をいう。一次調査の結果、被害の程度によっては応急復旧工事を実施し本復旧工事を行うことがある。

下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

1 はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール(以下「全国ルール」)」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても、平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール(以下「中部ルール」)」が定められ、平成12年7月25日には一部改定を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成24年6月に行った。

その後、平成28年4月に発生した熊本地震(前震:4月14日、本震:4月16日)は、管路の破損や下水道処理場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成28年12月に行った。

また、「災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール(以下、大都市ルール)」を所管する災害時支援大都市連絡会議で審議された、大都市間の支援だけでは対応できない複数県を跨がる災害発生時(南海トラフ地震発生を想定)の支援に関する連携フロー案について、災害時支援に関する検討委員会において「全国ルール」の改定を令和2年12月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改定等を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

2 基本事項

- (1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制（以下、「下水道支援体制」という。）により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説8. の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

- (2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する（別紙1の通り）。

ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市（以下「大都市」という。）並びにブロック連絡会議で選出した代表市

イ 国土交通省地方整備局（関東、北陸、中部、近畿地方整備局）

ウ 日本下水道事業団

エ（公社）※¹日本下水道協会

オ その他関係業界団体

※1（公社）は公益社団法人の略

- (3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部（以下「下水道対策本部」という。）を設置する。

- (4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

- (5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以下「大都市ルール」という。）による支援を優先させる。

- (6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市※²の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」（以下「親協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関（以下「災害応急活動実施機関」として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

※2: 中部9県1市とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市である。

- (7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

3 連絡会

- (1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

- (2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。

① 幹事

ア オブザーバー以外の県

② 副幹事

ア 幹事及びオブザーバー以外の県

イ 大都市

ウ 日本下水道事業団

エ 業界団体^{※3}

※3: 業界団体とは(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことをいう。

- (3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。

- (4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。

- (5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。

- (6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

- (7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

- (8) 被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

4 下水道対策本部の設置と解散

- (1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。
- なお、下水道対策本部の組織及び構成員は第5項(1)に示す。
- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
 - ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
 - ③ その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- (2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック連絡会議幹事(複数県に跨る災害発生時の場合は、広域支援調整隊若しくは下水道支援調整チーム)と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事県に設置する。
- ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
 - ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合
- (3) 本部長は、国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。
- (4) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。
- ① 支援を要請した構成員または他ブロック連絡会議幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
 - ② 本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合
- (5) 下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項を整理し、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。
- (6) 本部長は、本項(1)、(3)、(4)②及びその他支援の実施に必要な事項について、別紙2の連絡系統に従い、幹事(幹事が被災県の場合は副幹事県)及び被災県所管の地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。
- (7) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、別紙2の連絡系統に従い、幹事(幹事が被災した場合は副幹事県)に被害状況等を連絡するもの

とする。

- (8) 幹事(幹事が被災した場合は副幹事県)は、支援の実施に必要な事項について、別紙2の連絡系統に従い、構成員(ただし、本項(6)に基づく連絡を受けた場合は、本部長が連絡した者以外の構成員)及び大都市連絡窓口連絡するものとする。

5 下水道対策本部の組織

- (1) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

①下水道対策本部長(以下「本部長」という。)

被災した区域を所管する県の下水道担当課長

なお、本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第5項(3)に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。

②下水道対策副本部長(以下「副本部長」という。)

ア 幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。

イ 本部長が必要と認めた者

③下水道対策本部員(以下「本部員」という。)

ア ①、②を除く別紙1の構成員

イ 本部長が必要と認めた者

④下水道対策特別本部員

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

- (2) 中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

①大都市連絡窓口

②他ブロック連絡会議幹事

③災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)

- (3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第6項(4)に基づき国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

- (4) 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

- (5) 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

6 下水道対策本部の業務

- (1) 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を総括副本部長経由で本部構成員に連絡することとする。

- (2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

①下水道対策本部の設置、解散に関すること

②被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。

③関係方面への情報提供に関すること。

④ブロック内被災自治体への支援に関すること。

ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ

イ 支援可能体制の把握

ウ 支援計画の立案

エ 中部ブロック構成員への支援要請

オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請

カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮

キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援

ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力

⑤広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)

ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整

イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握

ウ 中部ブロック構成員への支援要請

エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請

⑥大都市ルールとの調整に関すること。

⑦その他支援の実施に必要な事項

- (3) 本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。
- (4) 特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

7 支援体制の確立

- (1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。
- (3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。
また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

8 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第 67 条、第 68 条または第 74 条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

9 前線基地

- (1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

資料6-3

- (2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
- (3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

10 その他

- (1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。
- (2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- (4) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。
また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。
- (5) 災害時の連絡体制は別紙2に従い行うが、副本部長(県)は本部長(被災県)及び総括副本部長(幹事県)への連絡は不要とする。本部長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。
- (6) 災害時及び平常時の連絡体制において、幹事県はその情報の性質を考慮して、全ての構成員へ一斉連絡(メール等)を行うことができる。

(附則)

このルールは、平成20年7月15日から適用する。

資料6-3

平成24年 8月 24日	一部改正
平成29年 9月 6日	一部改正
平成30年11月 1日	一部改正
令和元年 9月 4日	一部改正
令和4年 11月 1日	一部改正

関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総 則

(目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会協定）」、「2 1大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「全国ルール」という。）に定めのあるもののほか、ブロック内の運用に係る取り決め等（以下「ブロックルール」という。）を定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以下「大都市ルール」という。）を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課
- (3) ブロック内の都県（オブザーバの県を含む。）
- (4) ブロック内の大都市（東京都(区部)、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市）
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村（川口市、八王子市、横須賀市）
- (6) (公社) 日本下水道協会
- (7) (公財) 日本下水道新技術機構研究第一部
- (8) (一社) 日本下水道施設業協会

資料6-4

- (9) (公社) 日本下水道管路管理業協会関東支部
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会

* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周知する。
- 3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事(次年度幹事)は当該年度の情報連絡訓練の実施要綱などを作成するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

- 2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

(ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会議構成員の都県とする。

- 2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、全国ルール第6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長

- (2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

資料6-4

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当
当局部長

オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、
第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定され
ている者について本部員に追加する。

3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他
の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

(下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第
11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請する
ことができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意
するものとする。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定
する事項を行うものとする。

なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの
支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うも
のとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、
災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を
図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東地
方整備局は、被災の情報の集約を行うものとする。

(支援体制の確立及び応援活動)

第 12 条 下水道対策本部が実施する支援体制及び応援活動については、全国ルール第 11 条及び第 11 条に規定があるものとする。

(前線基地)

第 13 条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

前線基地については、全国ルール第 12 条に規定があるものとする。

2 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第 4 章 その他

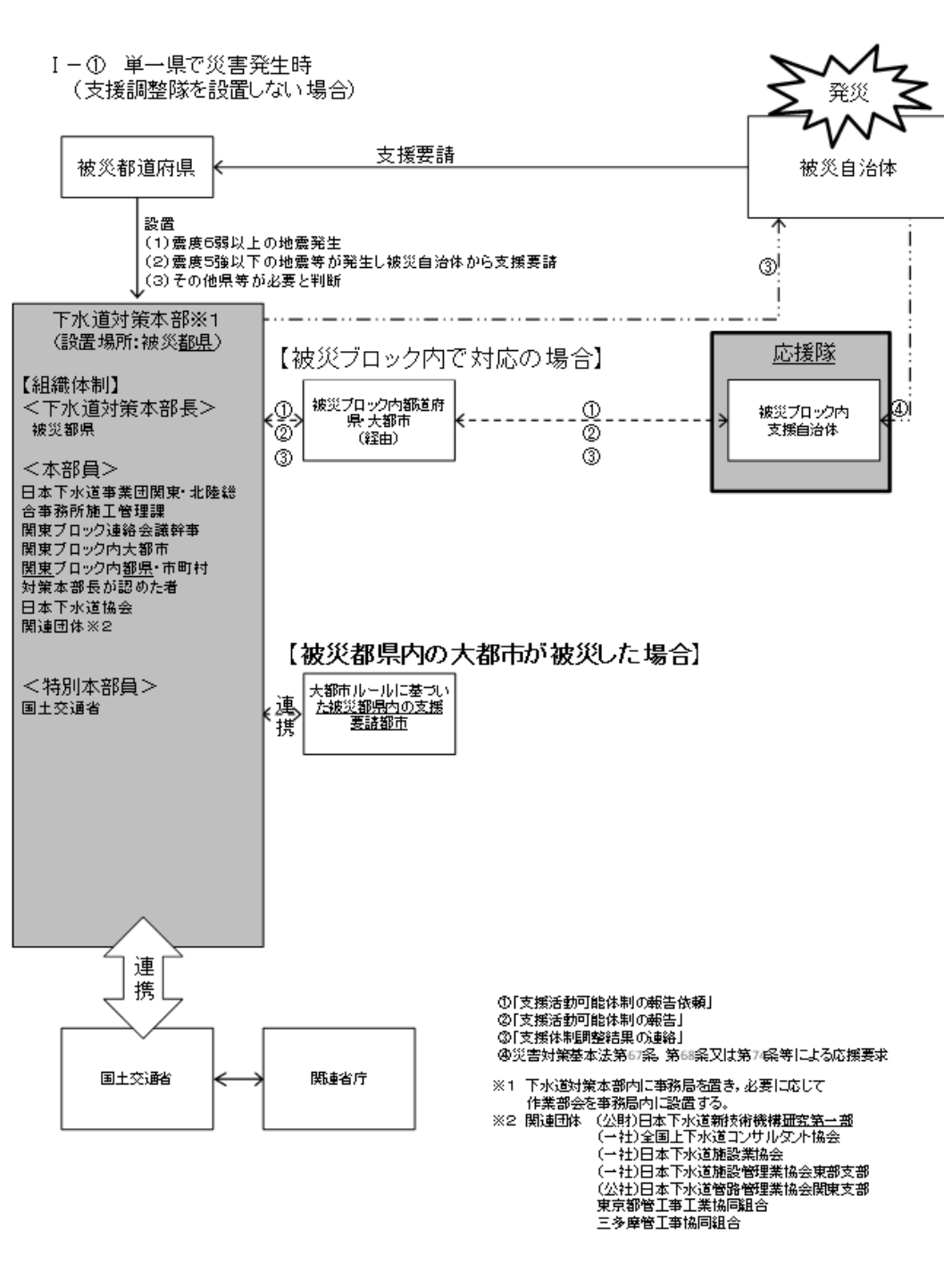
(ブロックルールの改定等)

第 14 条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

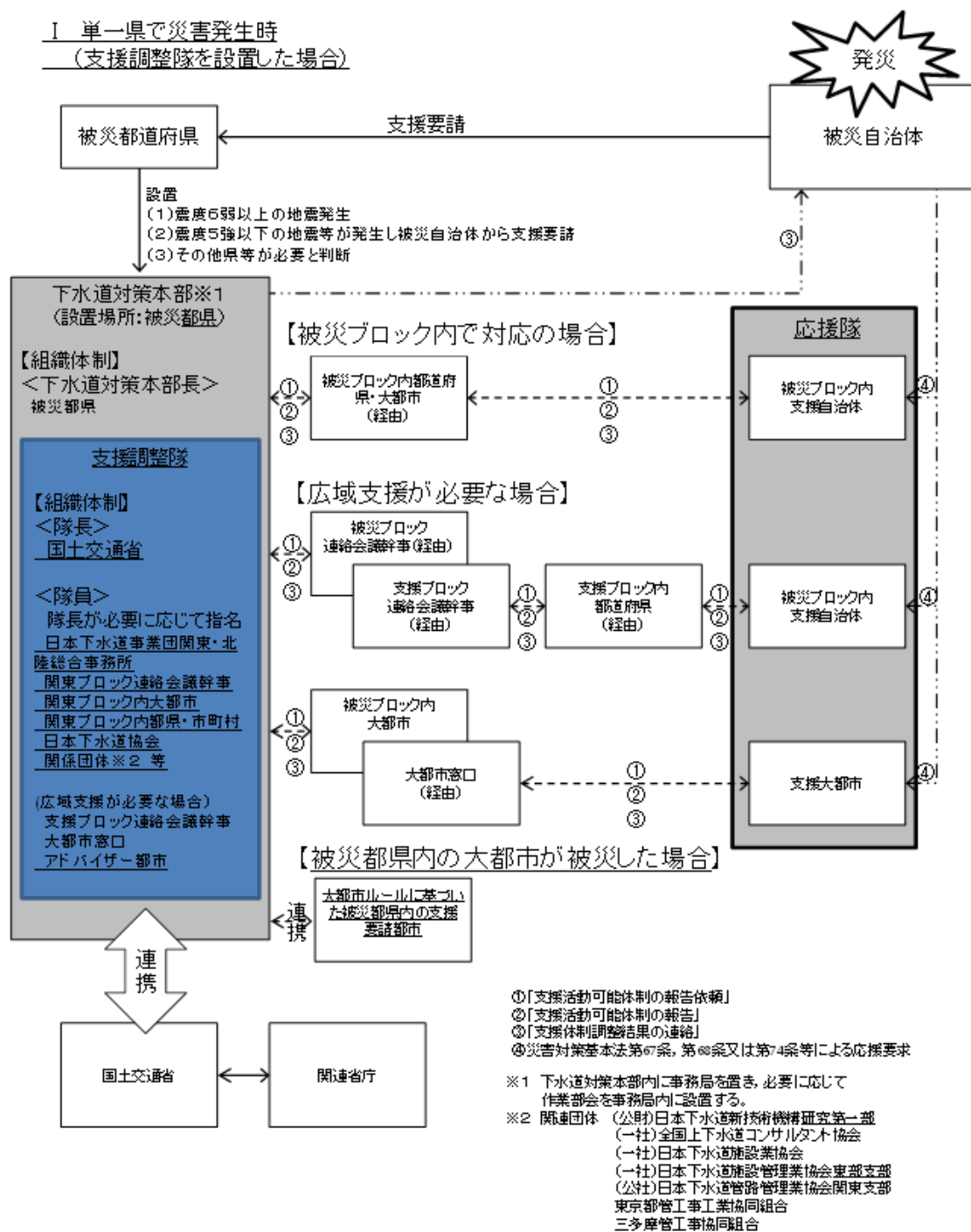
附則

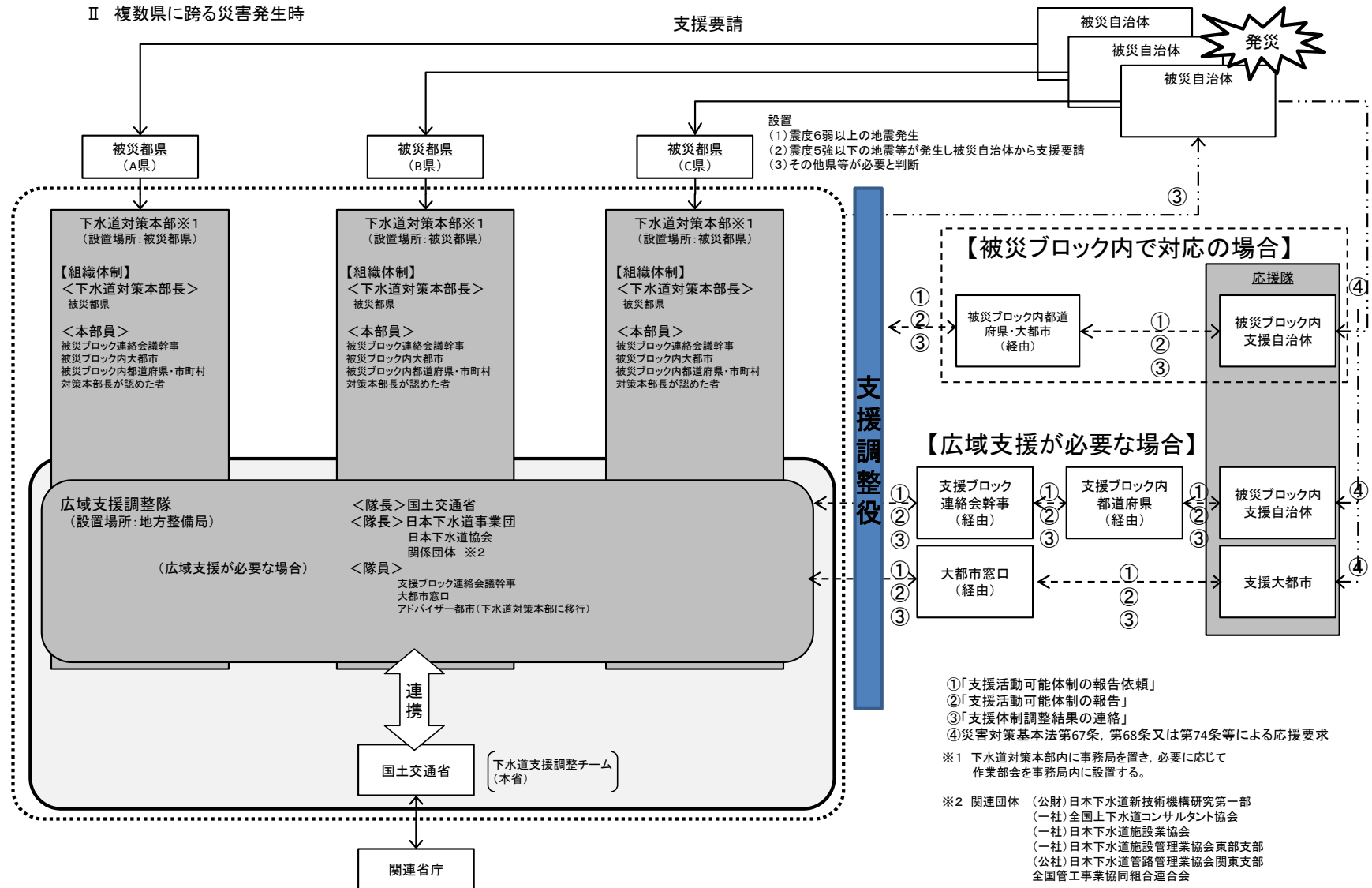
- 1 このルールは、平成 20 年 8 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成 22 年 8 月 4 日 一部改定
- 4 平成 26 年 5 月 16 日 一部改定
- 5 平成 30 年 4 月 2 日 一部改定

参考資料ー1 「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー



I 単一県で災害発生時
(支援調整隊を設置した場合)





静岡県下水道防災連絡会議会則（案）

（趣 旨）

第1条 この会則は、静岡県下水道防災連絡会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

（会議の目的）

第2条 この会議は、静岡県内の下水道施設が地震・津波、台風、大雨等の災害に対し、県、市町等の下水道関係機関が早急に適正な行動をとることを目的とする。

（所掌事務）

第3条 この会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）静岡県下水道防災計画の策定及びその推進に関すること。
- （2）県内の下水道施設が被災した時、当該被災に関する情報を収集、伝達及び広報すること。
- （3）県内の下水道施設が被災した時、及び県外の自治体から応援要請がきた時、県、市町及び関係機関との連絡調整をすること。
- （4）平常時の下水道の防災訓練に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、この会議が必要と認めるもの。

（組 織）

第4条 会員は、次に掲げる組織に所属する者とする。

- （1）静岡県交通基盤部都市局生活排水課（以下「県生活排水課」という。）
 - （2）政令指定都市を除く県内下水道事業着手市町
 - （3）静岡県出先土木事務所下水道所管課
 - （4）地方共同法人日本下水道事業団 東海総合事務所 静岡事務所
 - （5）公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会
- 2 会長は、県生活排水課長をもってあてる。
- 3 委員は、別表1の職にある者をもってあてる。

（委員会）

第5条 委員会は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 委員会の招集は、開催の場所及び日時並びに委員会に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知して行う。

（委員の代理出席）

第6条 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できない時は、その代理者を出席させることができる。

- 2 委員又は代理者が共に出席できない時は、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。

（委員会の議決）

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。

(専決処理)

第8条 会長は、やむを得ない事情により委員会を招集できない時は、委員会で処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処理することができる。

(1) 静岡県下水道防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(4) 緊急事態の発生により決定を要すること。

(5) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処理した時、次の委員会に報告し承諾を求めなければならない。

(幹事会、部会)

第9条 委員会の円滑な運営のため、幹事会及び部会を設置する。幹事会及び部会は、別表2～3の職にある者をもってあたる。

2 幹事会、部会は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 幹事会

ア 静岡県下水道災害時広域支援計画に関すること。

イ 下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール。

ウ 下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ。

エ 県内及び県外の下水道災害時支援に関すること。

オ その他各部会に関すること。

(2) 流域下水道部会

ア 流域下水道災害対策マニュアルに関すること。

イ 管理システムに関すること。

ウ その他、流域下水道及び関連公共下水道に関すること。

3 会長は、必要と認める時に特別部会を設けることができる。

4 幹事会、部会は、幹事長、部会長が招集し、これを主催する。

5 会長は、幹事会、部会に出席し発言することができる。

6 幹事長、部会長が事故等により会議に出席できない時は、副幹事長、部会幹事がその職務を代理する。

7 会長が、地震等緊急時に防災会議及び第7条の専決処理が行えない時は、必要により部会長が部会を招集して、支援等を行うものとする。

8 第5条、第6条及び第7条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第10条 この会議の庶務は、委員会、幹事会は県生活排水課が、部会は各部会において処理する。

附 則

この会則は平成10年 1月20日から施行する。

附 則
この改正は平成12年12月18日から施行する。

附 則
この改正は平成20年 3月17日から施行する。

附 則
この改正は平成22年 4月1日から施行する。

附 則
この改正は平成25年 4月1日から施行する。

附 則
この改正は平成28年 4月1日から施行する。

附 則
この改正は令和 7年 4月1日から施行する。

別表1 委員会

担 当	所 属 ・ 役 職 等	適 用
静 岡 県	生活排水課長	会長
	生活排水課長代理	副会長
	沼津、島田、袋井土木事務所 各下水道担当課長 狩野川東部、狩野川西部浄化センター 各センター長	
市 町	三島市、沼津市、富士市、島田市、磐田市 各下水道担当課長	
(地方共同)日本下水道事業団	静岡事務所長	
(公社)日本下水道管路管理業協会	静岡県部会事務局長	

別表2 幹事会

担 当	所 属 ・ 役 職 等	適 用
静 岡 県	生活排水課 計画班長	幹事長
	〃 流域下水道班長	副幹事長
	沼津、島田、袋井土木事務所 各下水道担当者 狩野川東部、狩野川西部浄化センター 各担当者	
市 町	三島市、沼津市、富士市、島田市、磐田市 各下水道担当者	
(地方共同)日本下水道事業団	静岡事務所担当者	
(公社)日本下水道管路管理業協会	静岡県部会 担当者	

別表3 流域下水道部会

担 当	所 属 ・ 役 職 等
部 会 長	県生活排水課流域下水道班長
部会幹事	沼津市、三島市、函南町 各下水道担当課長
部 会 員	県沼津土木事務所 下水道課長 狩野川東部、狩野川西部浄化センター 各センター長
	伊豆市、伊豆の国市、裾野市、清水町、長泉町 各下水道担当課長

災害時における応急対策業務に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等で被災した下水道管路施設の応急対策業務に関する協定について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、「甲」と「乙」及び被災市町村（以下「丙」という。）との協力のもとに、大規模地震等での下水道管路施設の被災調査及び応急措置を迅速かつ確に実施し、もって、下水道管路施設の早期機能回復など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した下水道管路施設の被災調査及び応急措置とし、甲又は丙が必要と認めた範囲とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、災害応急対策協力業者（以下「協力業者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力業者毎の災害時出動態勢として、建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材保有状況報告」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（支援の要請）

第4条 甲は、自らの判断により必要と認めたとき、及び丙から協力業者の支援要請を受けたときは、災害の実状に応じて乙に対し支援要請書により支援を要請する。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく支援要請書を交わすものとする。支援要請書は甲乙各々が1通を保管するものとする。

3 乙は、警戒宣言が発令された時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から支援態勢準備の要請があったものとみなし、支援態勢を整えるものとする。

4 乙は、支援の要請に備え、使用資機材の確保に努める。

（被災調査及び応急措置の実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当業者を決定する。

2 担当業者は、甲又は丙の指示に従い、被災管路施設の調査に着手するものとする。

3 担当業者は、被災調査に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 担当業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを取るものとする。

5 担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、調査内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜調査の進捗状況及び完了を乙に報告するものとする。

資料6-6

(請負契約の締結)

第6条 甲は、自らの判断により支援要請した場合は、担当業者からの前条5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとし、また、丙から支援要請を受けた場合には、丙に対し担当業者との随意契約を締結するよう指導するものとする。

2 乙は、前項の甲の契約について、また甲及び乙は、前項の丙の契約について協力するものとする。

(乙から甲への報告)

第7条 乙は、第3条の規定による協力業者の名簿及び「資機材保有状況報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき、及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

2 乙は、この協定に基づいて支援活動を行った時は、第5条第5項の報告を取りまとめて甲に報告するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

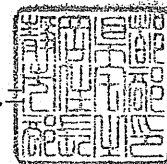
第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年 1月27日

(甲) 静岡県

都市住宅部長 佐藤 侃

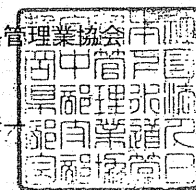


(乙) 社団法人日本下水道管路管理業協会

中部支部静岡県部会

部会長

岡本 彦



資料6-6

変更協定書

平成 15 年 1 月 27 日付け静岡県（以下「甲」という。）と社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時における応急対策活動に関する協力協定書（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を下記のとおり締結する。

記

- 1 原協定第 1 条中「被災市町村（以下「丙」という。）」を「政令指定都市を除く静岡県内の下水道事業着手市町（以下「丙」という。）」に改める。
- 2 原協定に以下の条を追加する。
（下水道台帳データの提供）
第 10 条 甲及び丙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を P D F 等の電子データとして、乙に提供するものとする。
2 乙は甲及び丙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
3 甲及び丙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。
（下水道台帳データの開示）
第 11 条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲及び丙から提供を受けた電子データを開示することができる。
2 支援出動した乙の会員は、甲及び丙から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第 1 項及び第 2 項を準用する。
- 3 この変更協定は、令和 6 年 11 月 29 日から適用する。

この変更協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、両者記名押印の上各自 1 通を保持する。

令和 6 年 11 月 29 日

静岡市葵区追手町 9 番 6 号

(甲)

静岡県交通基盤部長 森 本 哲 生



浜松市中央区布橋二丁目 6 番 1 号

(乙)

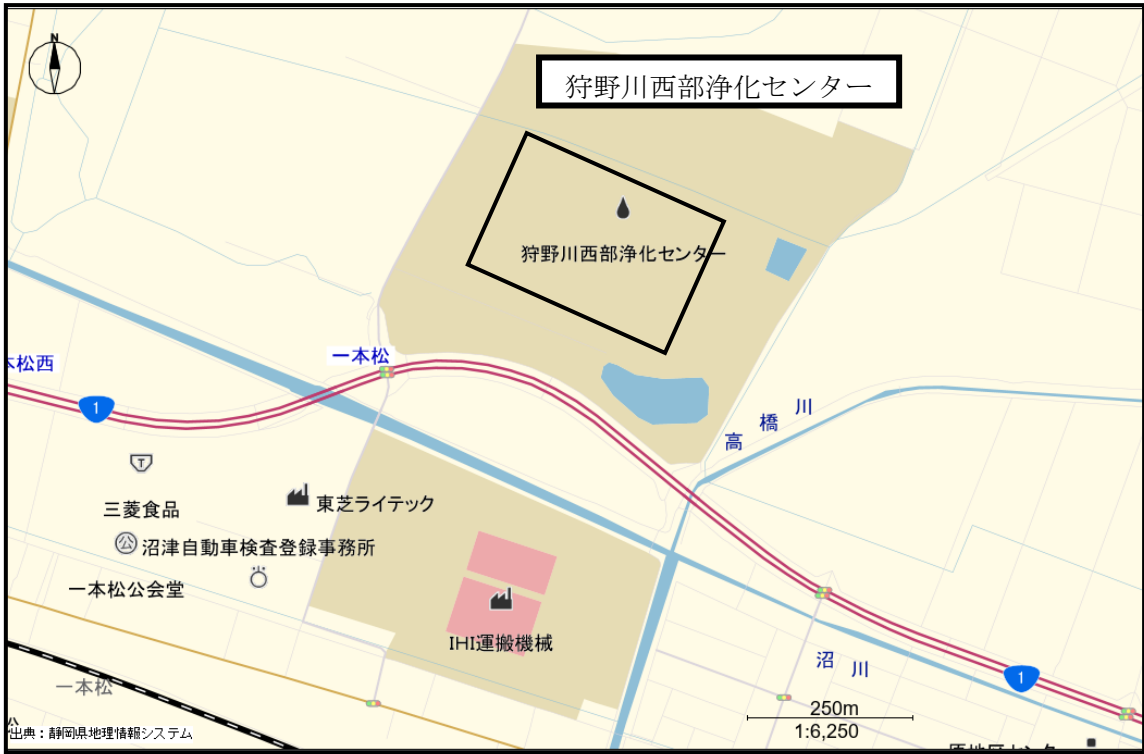
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部 静岡県部会長 西 岡 京 司



狩野川東部浄化センター位置図（田方郡函南町間宮）

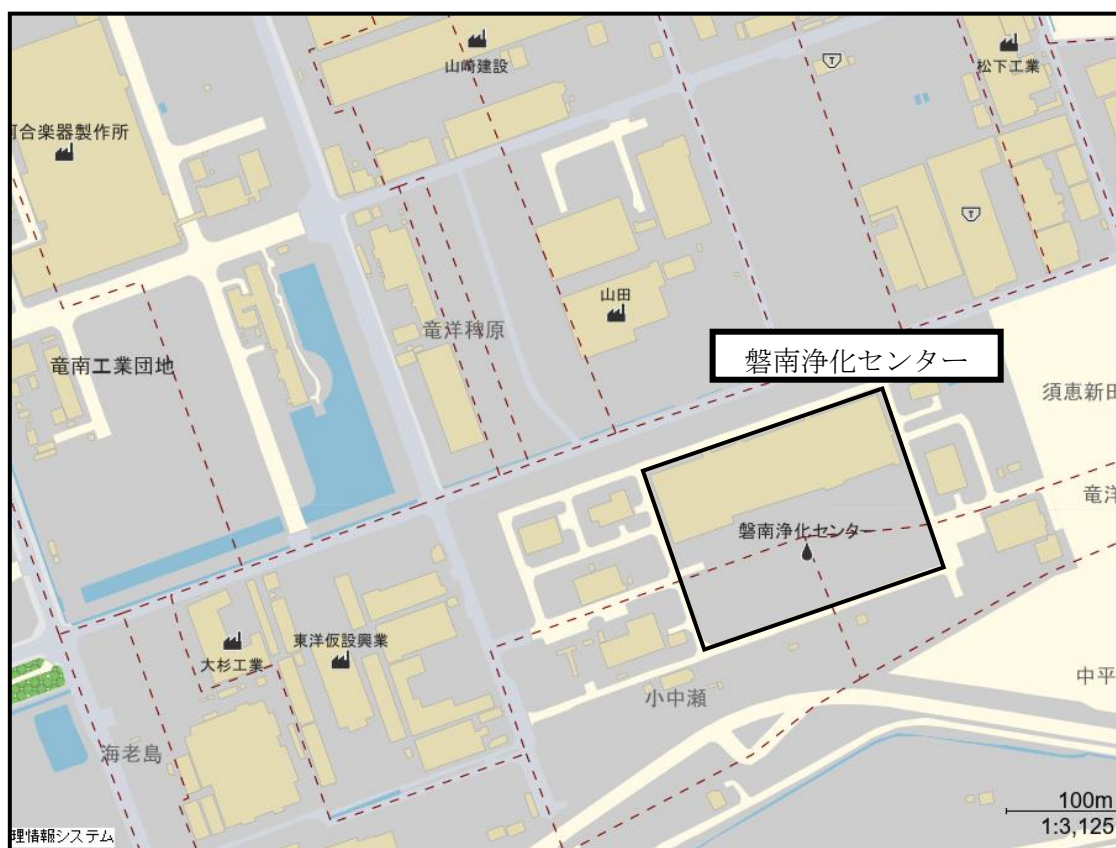


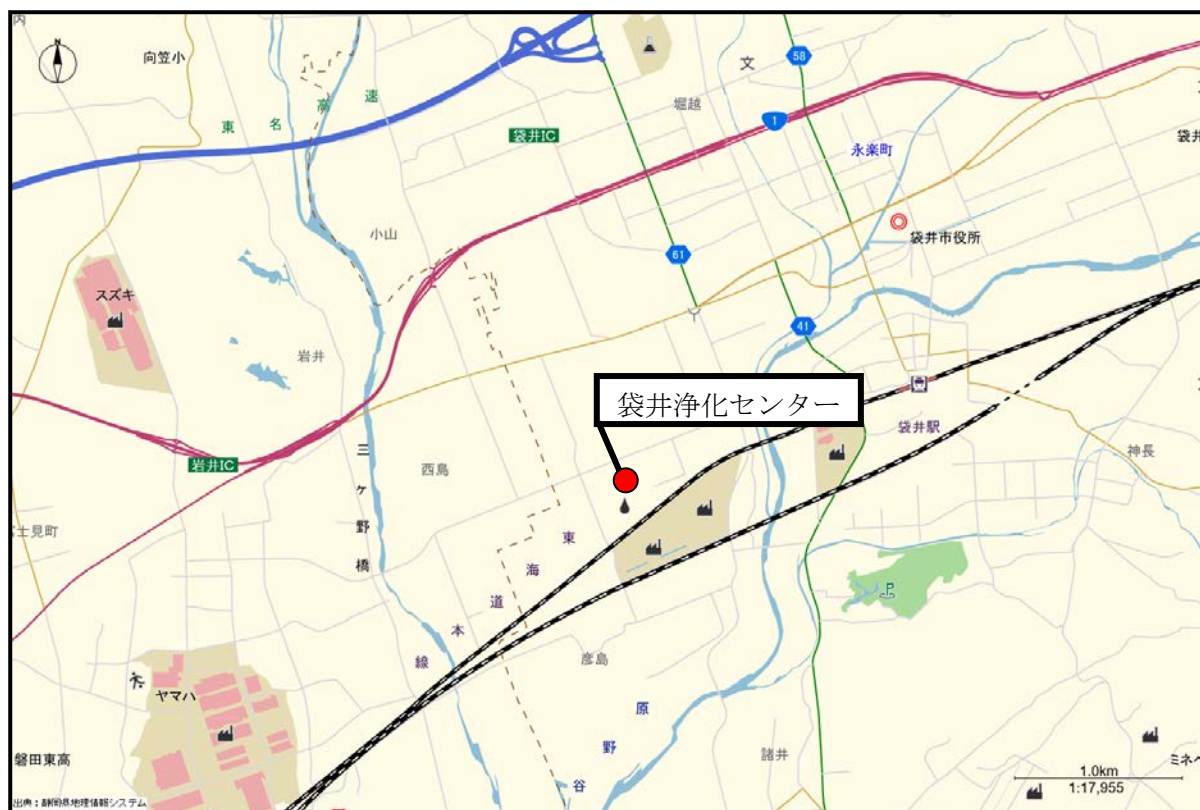
狩野川西部浄化センター位置図（沼津市原）



島田浄化センター位置図（島田市南）

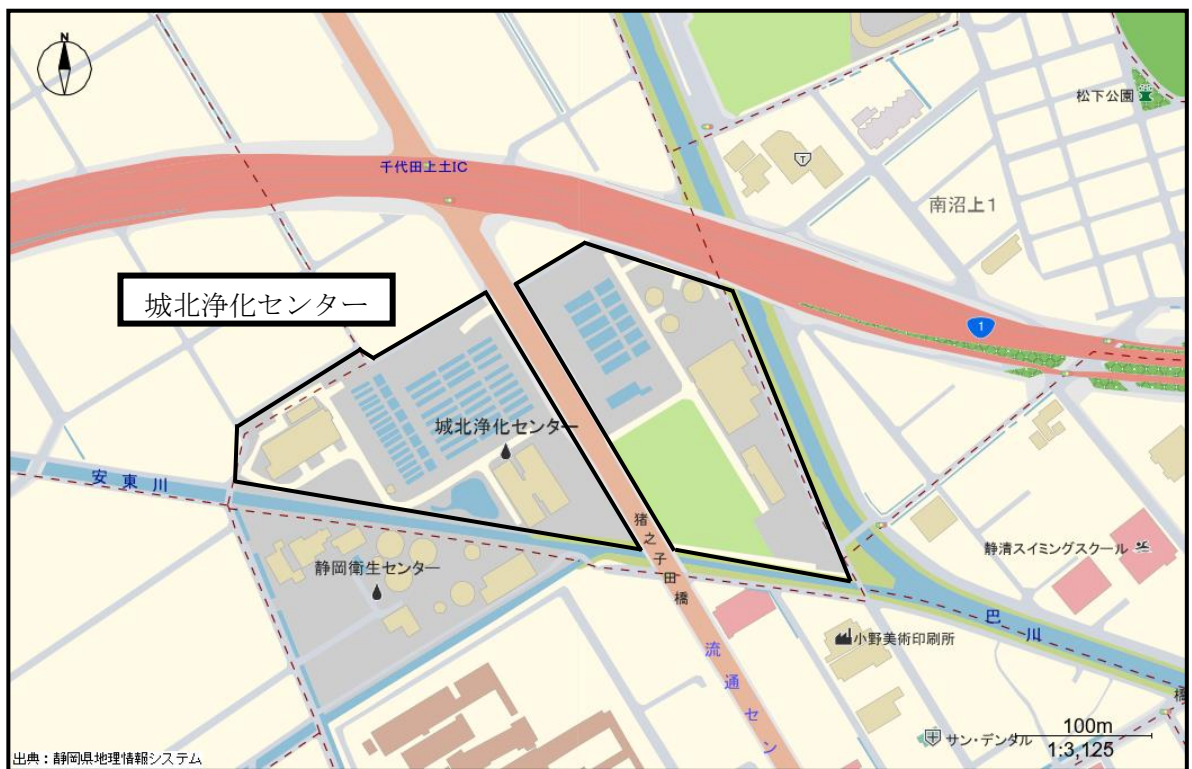
磐南浄化センター位置図（磐田市小中瀬）



袋井浄化センター位置図（袋井市新池）

静岡浄化センター位置図（静岡市清水区）



城北浄化センター位置図（静岡市葵区）

西遠浄化センター位置図（浜松市南区）



中部浄化センター位置図（浜松市中区）

【 用語の定義 】

本計画で使用する用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 緊急点検
人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保を目的として行う作業であり、地震発生後直ちに行う。
- (2) 緊急調査
重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う。被災自治体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）となる。
- (3) 先遣調査
支援要請を受けた組織が一次調査、二次調査に必要な体制を構築するために行う。緊急調査の情報が不足する場合には、被害の拡大と二次災害の防止並びに緊急措置等の必要性を判断するための調査ともなる。また、必要な後方支援体制を進言し、調査資機材の必要量を把握するためともなる。
- (4) 緊急措置
大きな二次災害につながる危険性のある被害に対して緊急に行う。管路施設では、道路に与える影響、周辺施設に与える影響等の程度に重点をおいて行う。また、処理場及びポンプ場施設では、機能障害につながる二次災害の危険性の程度、処理場及び周辺環境に与える影響の程度に重点をおいて行う。
- (5) 一次調査
応急復旧又は本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集、災害査定資料の作成、管路施設では二次調査の必要性判定を目的とし、目視調査等により行う。
- (6) 応急復旧
一次調査の結果により構造的な被害程度、機能的な被害程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う。
- (7) 二次調査
本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に調査する。処理場及びポンプ場施設では、本復旧工事のための調査として一次調査に引き続き行うことが多い。
- (8) 本復旧
本復旧は、施設の本来の機能を回復するために行う。一次調査の結果、被害の程度によっては応急復旧工事を実施し本復旧工事を行うことがある。

- (9) 災害査定
国庫負担申請書等に基づき査定官（国土交通省）、立会官（財務省財務局）及び申請者が、被災現場において被災の事実・採択要件等を確認し、事業費を決定すること。なお、下水道施設の地震災害からの復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる。
- (10) 緊急対応段階
地震後の数時間からほぼ 1 日程度の期間であり、（特に処理場、ポンプ場において）緊急点検を行うとともに、主要施設の被害状況の概要の把握及び二次災害の防止を第一目的とした緊急措置を行う段階。
- (11) 暫定機能確保段階
全体的な被災状況を把握し、必要に応じて施設の暫定機能を確保するために応急復旧を行う段階。
- (12) 機能確保段階
震後の混乱が収まり、本復旧のために必要な調査を行うとともに、本復旧を行う段階。
- (13) 一次災害
本震による地震動、津波により直接的に生じる被害、及び本震とほとんど同時に発生した火事、爆発、その他の事象により生じる被害のうち、社会通念上災害と見なされるものをいう。
- (14) 二次災害
一次災害発生後に、一次災害に起因して新たに生じた影響のうち、社会通念上災害と見なされるものをいう。二次災害には、一次災害による施設機能の低下に伴って新たに生じるものと、一次災害の拡大に伴って新たに生じるものがある。

震度と下水道災害

気象庁震度階級と参考事項及び下水道災害の関係を下表に示す。

資料 7-2

気象庁震度階級

計測 震度	震度 階級	人間	屋内・野外の状況	下水道施設への影響	
				管路施設	処理場・ポンプ場施設
0.5	0	人は揺れを感じない。		一般に被害なし。	一般に被害なし。
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。			
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯など吊り下げ物が、わずかに揺れる。		
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	つり下げ物は揺れ、棚にある食器類が、音を立てることがある。電線が少し揺れる。		
3.5	4	かなり恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していても揺れに気づく人がいる。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類が、音を立てる。座りの悪い置物が倒れ電線が大きく揺れる。		
4.5	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、本が落ちることがある。電線が揺れ、未補強のブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。一般家屋に軽微な被害が始める。	・目地部及びマンホール接続部の被害が一部発生する。	・建築二次部材の損傷、脱落が一部発生する。 ・構造物の一部に小さいひび割れが発生する。
5.0	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、本の多くが落ちる。テレビが台から落ちたり、タンスなど重い家具が倒れることがある。未補強のブロック塀の多くが崩れる。据え付けの悪い自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	・液状化など地盤破壊箇所における目地被害、管きよの浮上沈下が発生する。	・構造物へ接続する配管の破損が発生する。 ・構造物にひび割れが発生する。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。耐震性の低い木造住宅では、倒壊するものがある。壁や柱がかなり破損する。	・管体のクツラク、継手部のズレが発生する。 ・液状化発生箇所では管きよの蛇行、抜け出し、不等沈下が起こる。	・構造物に大きなひび割れが発生する。 ・搭状装置類の転倒、落下が起こる。
6.0	6強	立っていることはできず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。未補強のブロック塀のほとんどが崩れる。耐震性の低い建物では倒壊するものが多く、耐震性の高い建物でも、壁や柱がかなり破損する。		
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	管体のクツラク、継手部のズレが多く発生する。	・側方流動による基礎杭の破損が起こる。 ・構造継手のズレ、破断、配管等の損傷が発生する。

[参考]

震度

ある地点でどの位揺れたか？1つの地震でも場所が違えばいろいろな震度がある。

マグネチュード(M)

震央距離100kmの地点に置かれた感度2,800倍のWood Anderson式地震計による記録紙上の最大震幅をマイクロ単位で計り、その常用対数をとったものである。

地震防災上問題となってくるのは、一般に、マグネチュード5以上であり、マグネチュードが1違うと地震エネルギーは約30倍となる。

静岡県地域防災計画地震対策の巻概要（下水道事業にかかわる箇所抜粋）目次

第1章 総則

第1節 計画の主旨（地震－1）

第3節 予想される災害（地震－8）

第2章 平常時対策

第3節 地震防災訓練の実施（地震－29）

第4章 地震災害予防対策の推進（地震－32）

第4章 地震防災応急対策

第2節 情報活動（地震－87）

第5章 災害応急対策

第1節 防災関係機関の活動（地震－53）

1 県

2 市町村

第2節 情報活動（地震－55） → 共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」参照（共通－49）

1 県

2 市町

4 情報伝達手段及び通信系統

第3節 広報活動（地震－55） → 共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」参照（共通－55）

1 県

2 市町村

第5節 広域応援活動（地震－56） → 共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第3節「応援・受援計画」参照（共通－46）

第10節 地域への救護活動（地震－57）

5 し尿処理 → 共通対策の巻 第3章災害応急対策計画

第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」参照（共通－79）

災害時の仮設トイレ対応マニュアル

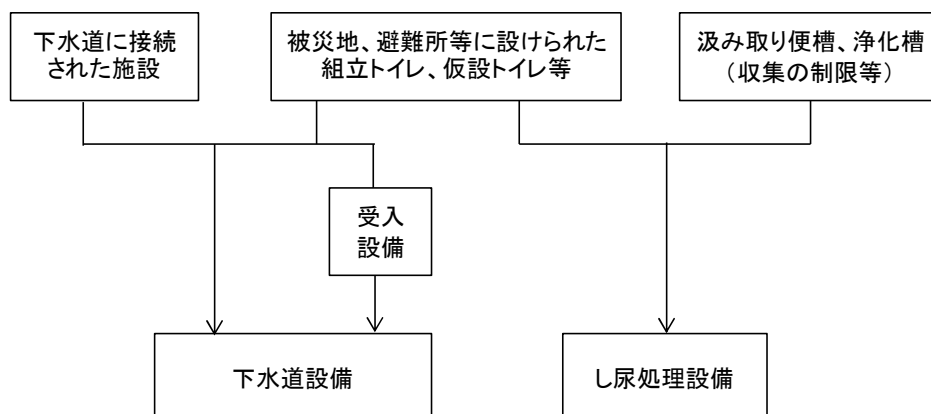
1. し尿・生活排水の処理 【技 24-18】

【基本的事項】

- ・ 被災地域のし尿・生活排水処理の問題は、上水道等のインフラ復旧に伴って深刻化することが懸念される。
- ・ 発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、下水道、浄化槽（みなし浄化槽を含む）、汲み取り便槽、し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）等について、速やかに緊急措置を講ずる。
- ・ 併せて、避難所における仮設トイレの設置や、仮設住宅の生活排水対策を十分に講ずる。
- ・ 特に、避難所における仮設トイレは、司令塔機能を確保するため、設置から維持管理までを担当する責任者を決めて対応する。
- ・ し尿や浄化槽汚泥の収集運搬事業者の団体が発行した「災害時のトイレ対策の手引き」（静岡県環境整備事業協同組合、2015.11 第1版）（別添）も活用する。

【処理フロー】

災害時のし尿・生活排水の基本的な処理フローは、図 1.1 のとおりである。被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域及び稼働可能な施設への広域移送等を行う。



出典：川口市災害廃棄物処理計画（平成 20 年 3 月、川口市）を参考に作成

図 1.1 災害時のし尿・生活排水の基本的な処理フロー

【施設別緊急措置の手段及び応急措置の手法と目標水質】

下水道、浄化槽（みなし浄化槽を含む）汲み取り便槽、し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）の4施設について、災害時における緊急措置の目標及び手段は、

表 1.1 のとおりである。具体的な手法等については、各省庁によってマニュアル等がまとめられている。

表 1.1 施設別緊急措置の目標、手段、参考情報

施設	目標	手段	参考情報
下水道	水の生活圏外への排除 水質基準：大腸菌群数 3,000個/cm ³ 以下	土嚢等による下水の水路等への誘導 バキュームカーによる処理場への運搬 ポンプ車による汲み上げ、液体塩素等による消毒、放流	「下水道地震・津波対策技術検討委員会報告書」（平成24年3月、下水道地震・津波対策技術検討委員） (http://www.mlit.go.jp/common/000211317.pdf) 「下水道BCP策定マニュアル～第2版～（地震・津波編）」（平成24年、国土交通省） (http://www.mlit.go.jp/common/000211045.pdf)
浄化槽	迅速な使用可否の判断 適切な清掃による公衆衛生・環境保全上の機能の確保	使用可否の判断基準 漏電のおそれがないか 流入側の漏水がないか 消毒が行われているか 判断基準に1つでも該当する場合：使用不可 判断基準に該当しない場合：応急復旧まで暫定的に（最長3ヶ月を目途）使用可能	「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第2版」（平成24年3月、環境省）(http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/pdf_saigai/all_h2403.pdf)
汲み取り便槽	迅速な状況把握 清掃業務体制の整備	臭突管が損壊：臭気漏洩を防ぐ応急措置 使用不可（損壊、便槽が満杯等）：自治体等による代替措置（仮設トイレ設置等）	—
し尿処理施設	浄化槽汚泥及び汲み取りし尿等の受入、処理	バキュームカーによる被災地域及び稼働可能なし尿処理施設への広域移送	—

出典：「災害廃棄物分別・処理分別マニュアル」（一般社団法人廃棄物資源循環学会）を基に作成

【避難所トイレ及び仮設住居の生活排水対策】

避難所におけるトイレの整備は、被災者の健康維持及び感染症予防のために重要な施設である。現地での処理や備蓄性等、災害用トイレごとの特徴を考慮し、被災地の状況に合わせた設備・処理方法を選択する。また、仮設住宅が下水道整備地域でない場合、もしくは被災により長期間使用が見込めない場合は、仮設住宅の規模に応じた浄化槽等の手配が必要となる。

表 1.2 災害用トイレの種類と特徴

設置	名称	特徴	概要	現地での 処理	備蓄性 ※
仮 設 ・ 移 動	携帯トイレ	吸収シート方式 凝固剤等方式	最も簡易なトイレ。調達の容易性、 備蓄性 に優れる。	保管・回収	◎
	簡易トイレ	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型等	し尿を機械的にパッキングする。 設置の容 易性に優れる。	保管・回収	○
	組立トイレ	マンホール 直結型	地震時に下水道管理者が管理する マンホールの直上に便器及び仕切り 施設等の上部構造物を設置する もの（マンホールトイレシステム）	下水道	○
		地下ピット型	いわゆる汲み取りトイレと同じ形 態。	汲取り	○
		便槽一体型		汲取り	○
	ワンボックス トイレ	簡易水洗式 被水洗式 循環式	イベント時や工事現場の仮設トイ レとして利用されているもの。	汲取り	△
	自己完結型		比較的大型の可搬式トイレ。	汲取り	△
		コンポスト型		コンポスト	△
	車載トイレ	トイレ室・ 処理装置一体型	平ボディのトラックでも使用可能 な移動トイレ。	汲取り－ 下水道	△
常 設	便槽貯留		既存施設。	汲取り	—
	浄化槽			浄化槽汲取り	—
	水洗トイレ			下水道	—

※備蓄性の基準：◎省スペースで備蓄、○倉庫等で備蓄できる、△一定の敷地が必要

出典：「防災トイレフォーラム 2009 資料集＜資料編＞[1]」、「災害時のトイレ機能の確保に関する調査報告書」（平成23年8月、特定非営利活動法人日本トイレ研究所）を基に作成

【参考 1：東日本大震災における仮設トイレの調達と維持管理】

仮設トイレは、宮城県では、発災直後から新潟県からの支援により設置を開始し、最終的に県内の8市町に2,420基の仮設トイレを供給した。

表 1.3 宮城県内8市町での仮設トイレ調達状況

配送日	供給先	数量(基)	調達先又は支援先
3月12日	多賀城市	80	新潟県(支援)
12日～14日	登米市	128	
13日	東松島市	136	
15日～17日	名取市	56	
17日	気仙沼市	10	国土交通省(災害対策本部事務局による調達)
18日	石巻市	100	
	南三陸町	20	
19日	石巻市	10	経済産業省(災害対策本部事務局による調達)
	東松島市	500	
	多賀城市	200	
	気仙沼市	170	国土交通省(災害対策本部事務局による調達)
22日	気仙沼市	40	
	石巻市	172	兵庫県(全国知事会ルートによる支援)
23日	気仙沼市	158	国土交通省(災害対策本部事務局による調達)
24日	多賀城市	100	川崎市(支援)
	石巻市	200	経済産業省(災害対策本部事務局による調達)
25日	南三陸町	20	名古屋市(支援)
26日	女川町	20	
31日	村田町	22	経済産業省(災害対策本部事務局による調達)
4月3日	村田町	78	
4月4日	南三陸町	60	
12日	石巻市	40	
13日	南三陸町	10	
	気仙沼市	50	
18日	気仙沼市	30	
5月28日	南三陸町	10	
合 計		2,420	民間事業者によるバイオトイレ支援

出典：宮城県東日本大震災の記録(地震発生後6ヶ月間の対応)第3章 p450

表 1.4 避難所等仮設トイレのし尿収集量実績(平成23 年度)(単位 : kL)

岩手県合計	4,809	宮城県合計	6,759	福島県合計	573
宮古市	0	仙台市	108	いわき市	132
大船渡市	376	石巻市	3,815	須賀川市	10
久慈市	0	気仙沼市	442	南相馬市	206
陸前高田市	650	多賀城市	48	金山町	25
釜石市	2,776	登米市	259	新地町	200
住田町	0	東松島市	392		
大槌町	636	大崎市	0		
山田町	0	南三陸町	1,685		
岩泉町	117				
田野畑村	0				
普代村	0				
野田村	254				
洋野町	0				

出典：環境省「日本の廃棄物処理」(平成23 年度実績)

【参考2：阪神・淡路大震災における仮設トイレの設置状況】

①兵庫県

避難場所と仮設便所の設置数

市町名	避難箇所 (1月27日8時現在)	避難人員	仮設トイレの設置状況 (平成7年1月27日15時30分現在)		備考
			設置数(うち、県関与)		
尼崎市	88	5,563	59	(59)	市域の2/3で給水可能
西宮市	171	27,000	400	(150)	
芦屋市	55	9,843	561	(254)	
伊丹市	69	3,269	57	(10)	市域の2/3で給水可能
宝塚市	54	8,120	52	(52)	市域の6割で給水可能
神戸市	596	225,202	2,326	(1033)	市域の4割強で給水可能
東灘区	83	40,000	410		
灘区	66	30,390	370		
中央区	86	35,172	280		
兵庫区	90	24,926	335		
長田区	71	45,377	597		
須磨区	66	19,447	310		
垂水区	39	5,699	1か所当たりの人数少		
西区	15	874	→プール水を利用で可		
北区	24	2,082	0→給水可能のため		
津名町	7	232	30	(30)	
北淡町	13	2,808	76	(60)	
一宮町	6	740	40	(40)	
県関係	福祉施設・病院等		201	(201)	
合計	1,059		3,802	(1887)	

注：避難者数 最大時点

出典) 兵庫県資料

②大阪府

市町名	避難箇所 (1月21日現在)	避難人員	仮設トイレの設置状況	備考
大阪市	21	446	該当なし	
豊中市	51	3,225	該当なし	
吹田市	3	40	該当なし	
池田市	9	70	該当なし	
箕面市	2	74	該当なし	
茨木市	2	53	該当なし	
摂津市	2	6	該当なし	
高石市	2	15	該当なし	
合計	92			

注1：避難者数 最大時点

出典) 大阪府資料

2. 仮設トイレ対応マニュアル

以下、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」（静岡県、平成 16 年 7 月改訂）から、し尿処理対策の中から仮設トイレ対策について抜粋した。

2.1 防災応急対策

第 1 節 平常時

地震による被害により、ごみ処理は大きく影響を受けることとなることが予想される。この変化に迅速に対応するために行う平常時からの被災に備えた準備について定める。

1 被災後におけるし尿処理計画の検討

(1) 被災後におけるし尿処理に関する状況の想定

被災後は、さまざまな要因により平常時のし尿処理では対応が不可能となることが予想される。このため、平常時から自市町内に発生すると予想される被害状況を想定する必要がある。

また、主要な震災時し尿処理対策として、便所の使用不能に対応するための仮設トイレの設置があるが、便所が使用不能となる原因は多岐にわたっており、かつ、複合的に発生することから、第 4 次被害想定等を参考にして、市町内の被害状況を、し尿処理方式の異なる地域別に、精密に想定する必要がある。

なお、被害状況を想定するに当たって考慮すべき事項として、下記が考えられる。

ア 便所の使用不能

- ・住宅の倒壊、焼失、立入制限等
- ・水道の供給停止
- ・し尿処理関連施設（管渠・処理施設）の損傷・稼働停止
- ・し尿収集車両の損傷・収集不能
- ・浄化槽、便槽の損傷

イ し尿処理体制の変化

- ・し尿処理施設の損傷による処理能力の低下又は喪失
- ・し尿収集車両の損傷等による収集能力の低下又は喪失
- ・し尿処理に従事する職員が被災することによる要員の不足
- ・建物の倒壊に伴う道路の通行不能及び仮設トイレの設置等に伴う収集ルートの変更

(2) 想定した状況に対応する震災時し尿処理計画の検討

し尿処理は衛生・防疫の観点から被災直後から迅速な対応が必要となることに留意して、(1)で想定した状況に基づいて震災時し尿処理計画を検討する。

また、仮設トイレは地震発生直後から需要が生じるものであることから、平常時から仮設トイレの配置計画を策定し、必要量の仮設トイレを必要とする場所に備蓄しておくとともに、仮設トイレのし尿に関する収集運搬計画を策定しておかなければならない。

なお、この震災時し尿処理計画を住民に対して周知徹底する手法についても併せて検討しておく必要がある。検討にあたって考慮すべき事項は次のとおりである。

- ア 便所が使用不能となる住民数
- イ アに対応する仮設トイレの配置計画、備蓄計画
- ウ 仮設トイレの備蓄場所からの運搬方法、設置方法、管理方法
- エ 仮設トイレ不足への対応
 - ・民間保有業者等への支援要請、協定の締結
- オ し尿収集運搬ルート、収集頻度、し尿処理施設への搬入ルート
 - ・支援活動を行う民間収集運搬許可業者等の受入ルート、拠点基地、給油基地等の確保
- カ 収集効率の低下、収集能力不足への対応
 - ・民間収集運搬許可業者等への支援要請、協定の締結
- キ 処理能力の低下・喪失への対応
 - ・周辺市町との広域処理の実施
 - ・し尿処理関連施設間の相互協力

(3) 仮設トイレについて

ア 避難所等における仮設トイレの必要数

避難所の仮設トイレの必要数は、第4次被害想定で市町別に算出されているが、これは一定の算出方法により理論的に求めたものであり、市町は3-(1)の被害想定に基づいて、地域の実情に合わせて増減することが必要である。

なお、仮設トイレの必要数は、以下により計算することが可能である。

<必要仮設トイレ数>

$$\begin{aligned} \text{必要仮設トイレ数} &= (\text{し尿原単位} \times \text{使用人数}) \\ &\quad \div \text{仮設トイレし尿処理能力 (便槽容量等)} \times \text{収集間隔日数} \\ (\text{注1}) \text{し尿原単位} &: 1.2 \text{ リットル} / \text{人} \cdot \text{日} \\ (\text{注2}) \text{収集間隔日数} &: \text{収集車の台数等に基づき、収集計画を立て、何日に1回収集するかを決定する。 (2~3日に1回以上の収集が必要)} \end{aligned}$$

また、医療救護施設（病院、救護所等）や防災関係機関（役場、消防署等）で使用するトイレについても、別途、その規模等を考慮して備蓄数を決定することが必要である。

イ 仮設トイレの種類

仮設トイレは、様々な方式のものが開発されているが、処理能力はもとより、使用対象者（老人、障害者等）、設置場所等を考慮して選定し備蓄する必要がある。主な方式の特徴等は次のとおりである。

(ア) 廃棄方式

便槽、袋等に、し尿を貯留若しくは封入し、ごみとして廃棄するトイレで、次の型式のものがある。（し尿を袋に封入するもので電源を必要とするものもある。）

断水時、停電時にも使用できるが、廃棄に際しては、衛生的に処理するために焼却する必要

があるため、避難所等で大量に発生する場合はごみの収集計画に組み込むことが必要となる。

ポータブル式	・キャンプ用品等として普及しているもので、貯留したし尿は凝固剤で固化等して袋詰めし廃棄する必要がある。 ・また、貯留量が少ないことから、家族単位で使用することを目的として各家庭に備蓄することも考慮する必要がある。
折りたたみ式	・折りたたみ椅子と同様の型式で、簡単に屋内やトイレ・ブースに設置できるが、袋にし尿を貯留することから、し尿の凝固剤を使用することが必要となる。
組み立て式	・組み立てて設置する箱型のトイレで、底部の空間に使用の都度袋詰めにしたし尿を貯留することから、貯留能力は大きいが一定量に達した時点で廃棄する必要がある。 ・備蓄しやすいが、組み立てや使用方法に慣れる必要がある。

(イ) くみ取り方式

便槽等にし尿を貯溜し、一定量に達した時点でくみ取りをするトイレで次の型式のものがある。

断水時、停電時にも使用できるが、くみ取りを必要とすることから、し尿収集計画に組み込む必要がある。

組み立て式	・組み立てて設置する箱型のトイレで、底部空間の便槽にし尿を貯留することから貯留能力は大きいですが、便槽はくみ取りが容易にできる構造のものとする必要がある。 ・備蓄しやすいが、組み立てに慣れる必要がある。
移動くみ取り式	・建設現場等に設置される移動式の箱型のトイレで、貯留能力も大きく、設置後直ちに使用できるが、重量のあるものは容易に運搬できないことがあることから、設置条件を考慮することが必要となる。 ・また、平常時の保管スペースを確保する必要がある。

(ウ) 循環方式

し尿を循環処理する水洗トイレを大型車に組み込んだ移動自動車式のもので、必要な所へ設置できるが、価格が高く、平常時の保管スペースを確保する必要がある。

(エ) 焼却方式

し尿をトイレの中で焼却処理するトイレで衛生的な処理が可能であるが、電源を必要とするとともに、処理に時間を要する。

(オ) 堆肥化方式

し尿をおが屑とともに発酵させ堆肥化するトイレで、生ごみを合わせて処理することができるが、堆肥化に時間を要する。

(カ) 下水道直結方式

下水道汚水本管にあらかじめ排水管を接続し設置する仮設トイレで、し尿収集を必要としない。ただし、水洗用水及び下水道施設の処理機能を確保する必要がある。

4 応急処理の基本的な考え方

地震によるし尿処理対策のうち、仮設トイレの設置業務は、被災直後から同時期にかつ大量に需要が発生することが予想されるが、道路事情による運搬不能・職員の確保難等行政の対応にも限度が生じることが想定されることから、仮設トイレの設置が必要とされる避難所等については、それぞれの避難所等に事前に備蓄しておき、組み立てや管理等について、住民や自主防災組織との協力体制等について検討する必要がある。

また、し尿の収集に関しては、平常時からし尿等収集運搬許可業者と震災時の対応について協議しておく必要がある。

(1) 市町

ア 震災時し尿処理に必要な仮設トイレ及び消毒用・防臭用薬剤等について、必要数を把握した上で配置を考慮して適切な場所に備蓄しておく。

イ 仮設トイレの配置、運搬、管理計画を作成しておくとともに、組立方法等に習熟しておく。

ウ 仮設トイレの設置について、住民及び自主防災組織に対し協力を求める場合は、組立・設置方法、管理方法、役割分担等を明示しておく。

エ 市町防疫担当部局と被災時の対応について協議しておく。

オ 被災時に協力を要請する民間団体・事業者等と、被災時における協力体制等について協議しておく。

カ 緊急時の連絡体制を整備しておく。

キ 被災時の広報活動案を整備しておく。

(2) 施設管理者

ア 施設管理者は、緊急時に備えて次の対策を実施することが必要である。

(ア) 緊急時における運転操作マニュアルや設備の保守点検マニュアルの策定を行い、日常から緊急時における的確な運転操作を習熟しておく。

(イ) 機器の保守点検により異常・故障の早期発見に努める。

(ウ) 整備交換周期等の整備計画を策定し機能維持に努め、施設全体としてバランスのとれた安全設備とする。

(3) 住民

ア 家庭用組立式簡易トイレ、トイレ用脱臭剤等のし尿の自家処理に必要な器具等を備蓄しておくことが望ましい。

(4) 自主防災組織

ア 市町から仮設トイレの設置に関する依頼を受けている場合には、仮設トイレの設置方法について習熟するとともに、管理方法の検討をしておく。

イ 仮設トイレの設置・管理等の担当班をおき、責任者を定めておく。

第2節 応急対策準備期（注意情報発表後）

注意情報が発表されてから警戒宣言が発令するまでの間の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。注意情報の間は、日常の業務に支障が生じないように注意する必要がある。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 共通事項

(ア) 被災時の対応について確認を行う。

(イ) 応急対策のための関係資料を準備する。

準備すべき資料を例示すると次のとおりである。

＜応急対策関係資料＞

担当部局	関係資料
廃棄物 リサイクル	・市町し尿処理施設一覧表 ・市町し尿収集車保有状況一覧表 ・市町仮設トイレ備蓄状況一覧表 ・近県のし尿処理関連資料

イ 廃棄物リサイクル担当部局

(ア) 市町廃棄物リサイクル担当課、保健所、環境省等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体の確認を行う。

(2) 市町

ア 共通事項

(ア) 被災時の対応について確認を行う。

(イ) 応急対策のための関係資料を準備する。

準備すべき資料を例示すると次のとおりである。

＜応急対策関係資料＞

担当部局	関係資料
廃棄物 リサイクル	・震災時し尿処理計画 ・し尿収集業者及び収集車両一覧表 ・緊急輸送用道路地図 ・避難所等仮設トイレ配置計画一覧表 ・避難所等防災関係施設配置地図 ・仮設トイレ備蓄状況一覧表 ・管内及び近隣市町の仮設トイレ保有業者一覧表 ・緊急時職員連絡網一覧表 ・緊急時連絡先一覧表（警察署・消防署・保健所等）

(ウ) 広報体制の確認を行う。

(エ) 防疫を担当する部局と連携をとり防疫体制の確認を行う。

イ 廃棄物リサイクル担当部局

(ア) 県廃棄物リサイクル担当室、保健所等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。

(イ) し尿収集車の緊急車両指定手続きの確認を行う。

2 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、し尿の自家処理に必要な器具等の準備を行う。

自家処理における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

平常時から家庭に他の防災用品と合わせて、家庭用組立式簡易トイレ、防臭剤等を備蓄しておくことが望ましい。

(2) 自主防災組織

ア 水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、避難所等のし尿処理関連資器材の点検及び仮設トイレの設置の準備を行う。

し尿処理関連資器材を例示すると次のとおりである。

<し尿処理関連資器材>

- ・ 仮設トイレ
- ・ 手の消毒薬
- ・ し尿の消毒剤

イ 非常時の住民への連絡体制を確認する。

ウ 集落排水処理施設等し尿処理関連施設の管理を委託されている自主防災組織にあつては、施設管理者の役割と行動に基づき、必要な対策を講じる。

第3節 応急対策実施期（警戒宣言発令後）

警戒宣言が発令されてから地震が発生するまでの間の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 共通事項

(ア) 関係機関との連絡体制等について再度確認する。

- (イ) 応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体等に対し、発災に備えた待機を依頼する。

イ 廃棄物リサイクル担当部局

- (ア) 保健所は、市町に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかに、し尿処理施設の被害状況を保健所に連絡するよう指示する。
- (イ) 保健所は防疫の指導体制の確認を行う。

(2) 市町

ア 共通事項

- (ア) 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
- (イ) 防疫対策を担当する部局と連携をとり、防疫体制の準備を行う。

イ 廃棄物リサイクル担当部局

- (ア) 医療・救護対策を担当する部局と連携をとり、医療・救護所への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
- (イ) 避難対策を担当する部局と連携をとり、避難所への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

仮設トイレの設置に関する留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

被害想定や防災計画に基づき、関係部局と協議して必要な数の仮設トイレを必要な場所に設置する。

医療・救護所、避難所以外にも、駅やバスターミナルなど人が多く集まる公的な場所においても、仮設トイレの設置を必要とする場合があることから、平常時から、これらの施設の管理者と協議し、必要なトイレ数を確保する。

- (ウ) し尿収集業者等へ発災に備えた待機を依頼する。
- (エ) し尿収集車の緊急車両指定手続きを準備する。
- 緊急車両指定における留意事項は、次のとおりである。

<留意事項>

緊急車両の指定については、平常時から警察署と連絡をとり、被災時には、その手続きが円滑に行うことのできるよう指定車両数、指定方法等を調整しておくものとする。

- (オ) 応急復旧の協力要請を行う事業者等へ発災に備えた待機を依頼する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア し尿の自家処理に必要な器具等の準備を継続する。

(2) 自主防災組織

ア 避難所等に仮設トイレ及びし尿処理関連資器材の設置を行う。

仮設トイレの設置に当たっての留意事項は、次のとおりである。

＜留意事項＞

避難所等における仮設トイレの設置については、平常時から衛生面や管理面を考慮して、その設置場所を決めておくものとする。

設置にあたっては、仮設トイレの型式等を考慮し、男子用、女子用及び要支援者（高齢者・障害者等）用を設置することが必要である。

2.2 災害応急対策

第1節 地震発生直後

地震発生直後の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 共通事項

(ア) 施設の被災状況を把握する。

(イ) 市町からの広域的支援要請に備え、各市町の被災状況を整理し、連絡及び支援体制の確認を行う。

イ 廃棄物リサイクル担当部局

(ア) 環境省に対し、把握した被災状況を随時報告する。

(イ) 関係部局と連携をとり、上水道及び下水道の被害、断水世帯数等の把握に努め、被害状況から仮設トイレの必要数を推計する。

(2) 市町

ア 廃棄物リサイクル担当部局

(ア) 関係部局と連携をとり、上水道及び下水道の被害状況を把握する。

(イ) 上下水道の被害状況に合わせて、関係部局と協議しながら水洗トイレの使用を自粛すべき区域の決定を行う。

(ウ) 水洗トイレの使用を自粛する区域への広報方法を検討し、関係部局と協力して水洗

トイレの使用自粛と、し尿の自家処理の実施について広報する。

被災時の水洗トイレの使用等についての留意事項は、次のとおりである。

＜留意事項＞

- ・ 平常時から上下水道の被害状況の把握体制、水洗トイレの使用自粛、自家処理における留意事項等についての広報体制を十分に検討し、整備しておくものとする。
- ・ 団地、マンション等の集合住宅では、集合住宅単位で必要数の仮設トイレを備蓄することが望ましい旨、平常時から住民に対して広報する。

- (エ) し尿処理関連施設、上水道の被害状況を把握し、仮設トイレ配置計画の見直し、仮設トイレ必要数の推計を行う。

2 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 自主防災組織

- (ア) 設置した仮設トイレを避難者等の協力を得て、管理を行う。

仮設トイレを管理するうえで留意事項は、次のとおりである。

＜留意事項＞

消毒剤や殺虫剤を散布し、衛生害虫の発生を防止し、衛生管理を行うとともに、消臭剤等を使用して快適性を確保する。
また、手の消毒薬を用意し、避難者等の衛生を確保する。

- (イ) し尿等の流出により環境汚染のおそれがある時は、市町の指示に従い防疫作業を実施する。

- (ウ) 市町から水洗トイレの使用自粛の指示があった場合は、住民に使用を自粛するよう広報等により伝える。

第3節 広域的救援期（地震発生後一週間程度）

地震発生後1週間程度（狭域的災害対応期以降）の応急対策における行政及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 廃棄物リサイクル担当部局

- (ア) し尿処理施設の被災状況を把握し、広域的支援対策を検討する。
- (イ) 市町の要請に基づき、必要な仮設トイレについて市町間の供給調整を行う。
- (ウ) 市町の要請に基づき、必要なし尿収集車について、し尿収集関連団体の協力を得て市町間の供給調整を行う。

- (エ) 広域的支援を行う上で本県のみでは対応が困難な場合、環境省に状況を報告するとともに他県等への協力要請を行う。

広域的支援を行う上での留意事項は、次のとおりである。

＜留意事項＞

し尿処理に必要な資器材のみでなく、その運搬・設置等に必要な運搬車両、運搬要員などを合わせて把握し、対策を講じる。

- (オ) 災害国庫補助事業に関する助言を行う。

(2) 市町

ア 廃棄物リサイクル担当部局

- (ア) し尿収集体制を確立する。

し尿収集体制を確立するうえでの留意事項は、次のとおりである。

＜留意事項＞

- ・ 平常時から、被害想定に基づき震災時のし尿収集計画を策定しておくものとする。
- ・ 関係部局と連携をとりし尿収集体制の確立に必要な情報を収集し、し尿収集体制を確立する。
- ・ 上下水道の被災状況、断水区域等を把握し、収集区域を決定する。
- ・ 仮設トイレの設置状況、道路の被災状況、緊急輸送路の確保状況等を把握し、し尿搬入先及び収集ルートを決する。なお、道路条件等により収集車両の大きさを考慮する必要がある。
- ・ 班編成を行い、効率的な収集を行う。なお、配車に際しては、道路の幅、収集車両の大きさ等を考慮する必要がある。

- (イ) し尿収集体制を確立するうえで、広域的支援を必要とする場合は、近隣市等へ支援を要請する。

し尿収集業者等に支援を要請する場合の留意事項は、次のとおりである。

＜留意事項＞

- ・ 平常時から、被災時に協力を要請するし尿収集業者等と、被災時における協力体制について協議しておくものとする。
- ・ 要請に当たっては、し尿収集業者等に、避難所の位置図、避難所ごとの避難者数、仮設トイレ配置数、し尿収集体制の被害状況、道路の被災状況、緊急輸送路の確保状況等の情報を提供する必要がある。
- ・ 支援を行うし尿収集業者等の受入ルート、拠点基地、給油基地等を確保するとともに、緊急車両指定の手続きを行う必要がある。
- ・ 連絡責任者を定めるなど、し尿収集業者等に対する指示・連絡体制を確立する必要がある。
- ・ 班編成を行い、班ごとに誘導・指揮を行う市町職員を配置する必要がある。

(ウ) 仮設トイレに不足が生じた場合は、近隣市町等への支援、仮設トイレを保有する建設業者等事業者の協力を要請する。

支援要請についての留意事項は、次のとおりである。

＜留意事項＞

- ・ 平常時から近隣市町等との連絡体制を確立しておくものとする。
- ・ 被災時の相互協力について、協定を締結しておくことも必要である。この場合、広域的な協力体制が確立できるよう努める必要がある。
- ・ 要請に当たっては、資器材はもとより、要員、派遣先等必要な事項を一括して要請することが必要である。
- ・ 建設業者等に協力を要請する場合、提供を受ける仮設トイレ等し尿処理関連資器材が無償提供であるか否かの確認を行うことが必要である。
- ・ 平常時から管内及び近隣市町の建設業者等の仮設トイレ等し尿処理関連資器材の保有状況を把握し、被災時における協力について要請をしておくことが必要である。

(エ) 市町での対応が困難であると判断された場合は、県に支援を要請する。

(オ) 災害国庫補助事業のための写真撮影、資料保存に努める。

2 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

ア 狭域的災害対応期の応急対策を継続する。

(2) 自主防災組織

ア 狭域的災害対応期の応急対策を継続する。

イ 仮設トイレ及び関連資器材に不足を生じた場合は、市町に対応を要請する。

第4節 応急復旧期（地震発生後一箇月間程度）

地震発生後1箇月間程度（広域的救援期以降）の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

- ア 環境省と連絡をとり、市町に対する広域的支援対策を継続する。
- イ 環境省と連絡をとり、市町に対する国庫補助事業への助言を行う。

(2) 市町

- ア 仮設トイレの清掃、防疫の措置等の管理を継続する。

2 施設管理者の役割と行動

- (1) 運転不能の場合、施設建設業者等関連業者の協力を得て応急復旧を行う。
- (2) 応急復旧の進捗状況を随時、市町廃棄物リサイクル担当部局へ報告する。

3 住民・自主防災組織の役割と行動

(1) 住民

- ア 水洗トイレ、下水道施設の使用制限が継続された場合、広報などによる市町等の指示に従う。
- イ 狭域的災害対応期及び広域的救援期の応急対策を継続する。

(2) 自主防災組織

- ア 狭域的災害対応期及び広域的救援期の応急対策を継続する。